

## 第3章 地域別最低賃金に関する分析

### — 『賃金構造基本統計調査』を用いた分析—

#### 1 地域別最低賃金額の近辺における賃金の張り付き状況

本稿では、『賃金構造基本統計調査』（以下『賃金センサス』）の個票を用いて、地域別最低賃金額近辺における賃金の張り付き状況について分析を行うことにする。周知のように、『賃金センサス』は、日本全国の雇用者を対象とした大規模な統計調査である。サンプル・サイズは120万を超え、還元倍率を掛けると、サンプル・サイズは2,800万弱となる。地域別最低賃金額近辺の賃金の張り付き状況を都道府県別に検討するには、都道府県別にかなりの数の雇用者数が必要とされる。サンプル・サイズの大きな『賃金センサス』は、都道府県別に賃金の張り付き状況を検討する作業に適した統計調査であるといえる。ただし、『賃金センサス』の対象となっている雇用者は、事業所規模5人<sup>1</sup>以上の事業所に属している者であるため、最低賃金の影響を最も受けやすいと考えられる事業所規模1～4人の雇用者については、分析の枠外に置かれてしまう。

賃金については、以下の形で計算を行っている。最低賃金額の算出に当たっては、通勤手当、精皆勤手当、家族手当の3手当を除くことになっているため、所定内給与額から上記3手当を除き所定内労働時間で割って、個人の時間当たり賃金額を算出している<sup>2</sup>。また、所定内実労働時間数が0の者及び所定内給与額が0の者は分析から除いた。

以下では、2003年の『賃金センサス』の個票を用いて、各都道府県の賃金の張り付き状況についてみていく。なお、2003年の『賃金センサス』は、平成15年6月分の給与額について、同年7月に調査を実施した結果である。そのため、調査当時の地域別最低賃金額は、平成14年発効分が対象となる。2003年『賃金センサス』の対象となる地域別最低賃金額は、以下の表3-1に掲載されている。

図3-1～図3-47は一般労働者の賃金分布と地域別最低賃金の関係を、また図3-48～図3-94はパートタイム労働者の賃金分布と地域別最低賃金の関係をみた図である。縦に引かれた棒線が、各都道府県の最低賃金額を示している。この棒線より左側は、最低賃金額未満の賃金を支給されている者の分布を示している。

<sup>1</sup> 『賃金センサス』では、事業所規模5人以上の事業所全体が調査対象ではなく、常用労働者5～9人を雇用する民営の事業所で企業規模が5～9人の事業所が対象となっている。そのため、常用労働者10人以上の企業に属する常用労働者5～9人を雇用する事業所は調査対象外となっている。

<sup>2</sup> 通勤手当、精皆勤手当、家族手当の3手当は調査対象事業所すべてで調査されているのではなく、製造業で99人以下の事業所、卸売・小売業、飲食店またはサービス業で29人以下の事業所に限定されている。上記以外の事業所については3手当の調査を行っていないため、3手当を除いた計算はできないことになる。

表3-1 平成14年度地域別最低賃金額の改定状況

(単位：円)

	時間額	発効予定日
北海道	637	平成14年10月1日
青森	605	平成14年10月1日
岩手	605	平成14年10月1日
宮城	617	平成14年10月2日
秋田	605	平成14年9月30日
山形	605	平成14年10月1日
福島	610	平成14年10月1日
茨城	647	平成14年10月1日
栃木	648	平成14年10月1日
群馬	644	平成14年10月1日
埼玉	678	平成14年10月1日
千葉	677	平成14年10月4日
東京	708	平成14年10月1日
神奈川	706	平成14年10月1日
新潟	641	平成14年9月30日
富山	644	平成14年10月1日
石川	645	平成14年10月1日
福井	642	平成14年10月1日
山梨	647	平成14年10月1日
長野	646	平成14年10月1日
岐阜	668	平成14年10月1日
静岡	671	平成14年10月1日
愛知	681	平成14年10月1日
三重	667	平成14年10月1日
滋賀	651	平成14年9月29日
京都	677	平成14年10月1日
大阪	703	平成14年9月30日
兵庫	675	平成14年9月30日
奈良	647	平成14年10月1日
和歌山	645	平成14年10月1日
鳥取	610	平成14年10月1日
島根	609	平成14年10月1日
岡山	640	平成14年10月1日
広島	644	平成14年10月1日
山口	637	平成14年10月1日
徳島	611	平成14年10月1日
香川	618	平成14年10月1日
愛媛	611	平成14年10月1日
高知	611	平成14年10月1日
福岡	643	平成14年10月1日
佐賀	605	平成14年10月1日
長崎	605	平成14年10月6日
熊本	606	平成14年10月1日
大分	606	平成14年10月1日
宮崎	605	平成14年10月1日
鹿児島	605	平成14年10月1日
沖縄	604	平成14年10月1日

ところで、『賃金センサス』における「パートタイム労働者」の定義は以下のとおりである。「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。」とある。また、「一般労働者」の定義は、「パートタイム労働者以外の労働者をいう。」となっている。『労働力調査』や『就業構造基本調査』におけるパートタイム労働者の定義とは異なり、短時間労働者もしくは労働日数の少ない者をパートタイム労働者としているため、所定労働時間もしくは労働日数が一般労働者と同じいわゆる擬似パートが一般労働者の範疇に含まれることになる。一般労働者の中でも、賃金が低い雇用者の一部は、この擬似パートが占めている可能性が高いと考えられる。

一般労働者とパートタイム労働者の賃金分布を一瞥すると、都道府県によって最低賃金近辺の賃金の張り付き状況がかなり違うことに気づく。一般的に言って、一般労働者の場合には、最低賃金額近辺にはそれほど多くの雇用者が集まっていない場合が多い。その典型例は東京都であろう。東京都の場合には、地域別最低賃金額が708円であるが、地域別最低賃金額近辺には、賃金の張り付き状況は観察されない。反対に、一般労働者の場合であっても、地域別最低賃金額近辺に多くの雇用者が集中している都道府県も見受けられる。例えば、沖縄県がその典型例である。

パートタイム労働者の場合には、一般労働者の場合に比べて、地域別最低賃金額近辺に多くの雇用者が張り付いている都道府県が増えてくる。北海道、青森県、岩手県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県などが該当しているように見える。一方、パートタイム労働者の場合であっても、雇用者が地域別最低賃金額近辺に張り付いているとは決していえないところも多い。東京都、千葉県、神奈川県をはじめとした大都市圏にこうした事例が多い。

以上は、図3-1～図3-94までの図をみた印象論でしかない。地域別最低賃金額に関する賃金の張り付き状況を示す何らかの指標を用いることにより、より客観的に賃金の張り付き状況を確認したい。ただ、客観的に賃金の張り付き状況を確認する指標とはいっても、結局のところ、人口に膾炙する指標が存在する訳ではない。必ずしも決定的な指標が存在するわけではない以上、これまでの分析手法を踏襲するのも一つの方法である。これまでの日本における最低賃金の分析をみると、データの制約もあり、あまり詳細な分析は行われていない。その中で、詳細な分析が行われている例外は、安部（2001年、2004年）である。特に安部（2001年）では、『パートタイム労働者総合実態調査』、『賃金センサス』を用いることにより、県別最低賃金と女性パート平均賃金の乖離がどの程度あるのかを検討している。また、県別最低賃金未満率、県別最低賃金×1.03未満の割合、県別最低賃金×1.05未満の割合を計算し、（県別最低賃金から3%の割合）－（県別最低賃金未満の割合）の値ないしは（県別最低賃金から5%の割合）－（県別最低賃金未満の割合）の値によって地域別最低賃金が有効な制約となっているかどうかを検討している。

本稿でも、基本的には安部が用いた手法を踏襲して分析を行うが、分析対象は安部とは異なり、女性パートタイム労働者だけではなく、一般労働者・パートタイム労働者を分析対象とする。表 3-2 は、各都道府県別に一般労働者ならびにパートタイム労働者について、賃金の平均額と地域別最低賃金額の乖離額および乖離幅を示した結果である。地域別最低賃金額と賃金の平均額との乖離の程度をみることによって、地域別最低賃金額近辺への雇用者の張り付き状況を測定するものである。乖離幅というのは、平均賃金額と地域別最低賃金額との乖離額を平均賃金額で割った値である。平均賃金額が高くなるほど乖離額も高くなる傾向にあることから、変動係数のように乖離額を平均賃金額で調整した値である。この値が大きいほど地域別最低賃金額と平均賃金額の乖離の程度が大きいことになる。

一般労働者の結果をみると、多くの県で乖離額が 900 円～1,000 円程度あり、また乖離幅も 0.58～0.65 となっている。一般労働者の場合、平均賃金額と地域別最低賃金額の間にはかなりの乖離が認められる。乖離額（738 円）、乖離幅（0.550）とも最も小さい青森県の場合であっても、地域別最低賃金額と平均賃金額の間には大きな乖離が観察される。

問題はパートタイム労働者に関してである。パートタイム労働者の場合には、多くの県で乖離額が 200 円台であり、乖離幅も 0.2 台に集中している。乖離額（115 円）、乖離幅（0.160）の最も小さな沖縄県の場合には、地域別最低賃金額と平均賃金額がかなり近接している。沖縄県ほどではないにしても、福岡県、佐賀県、北海道、山口県、鹿児島県、熊本県、岩手県、長崎県、青森県、大分県などの各県は、地域別最低賃金額と平均賃金額の乖離額が 200 円以内で、また乖離幅が 0.2～0.24 までの間にあり、地域別最低賃金額と平均賃金額が近接している県である。

パートタイム労働者の中で、乖離額（334 円）、乖離幅（0.321）ともに最も大きいのは東京都である。東京都ほどではないにしても、京都府、滋賀県、三重県、和歌山県、徳島県などの県は、乖離額も 270 円～280 円程度あり、乖離幅も 0.29～0.3 程度と相対的に大きな乖離を示している。

しかしながら、地域別最低賃金額と平均賃金額の乖離だけでは、低賃金雇用者がどの程度最低賃金額近辺に密集しているのかよくわからない。そこで次に、低賃金雇用者の割合について検討していく。先述したように、安部（2001 年）は県別最低賃金未満率、県別最低賃金×1.03 未満の割合、県別最低賃金×1.05 未満の割合を計算し、（県別最低賃金から 3%の割合）－（県別最低賃金未満の割合）の値ないしは（県別最低賃金から 5%の割合）－（県別最低賃金未満の割合）の値によって地域別最低賃金が有効な制約となっているかどうかを検討している。

本稿でも、地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.05 未満の割合を計算すると共に、併せて地域別最低賃金額×1.1 未満の割合、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合も計算する。地域別最低賃金額×1.05 未満の割合というのは、安部（2001 年）も指摘しているように、最低賃金を満たすぎりぎりの水準で働いている雇用者がどの程度いるかを測定する指

標である。地域別最低賃金額×1.1 という賃金水準は、地域別最低賃金額に 1 割上乗せした額（およそ 60 円～70 円）であり、地域別最低賃金額の引上げに伴うスピルオーバー効果により、地域別最低賃金額引上げの影響を受けると考えられる層である。同様に、地域別最低賃金額×1.15 という賃金水準も、地域別最低賃金額に 90 円～100 円程度上乗せした額であり、地域別最低賃金額引上げの影響が及ぶ範囲ではないかと考えられる。

表 3-3 は、一般労働者について低賃金雇用者の賃金分布を示した結果である。最低賃金未満率をみると、沖縄県の 2.2%、宮崎県の 2.1%が高い程度で、多くの都道府県は 1%未満の最低賃金未満率となっている。地域別最低賃金額×1.05 未満の割合でいうと、沖縄県、青森県の 4.4%が最も高い割合であり、雇用者が最低賃金額近辺に張り付いているという状況は確認できない。最低賃金額からの乖離額が 90 円～100 円程度である地域別最低賃金額×1.15 未満の割合をみても、青森県が 9.2%、沖縄県の 9.0%が目立つ程度であり、一般労働者に関しては地域別最低賃金額近辺の雇用者の張り付き状況は確認できない。

問題はパートタイム労働者の状況である。表 3-4 は、パートタイム労働者の賃金分布状況を都道府県別にみた結果である。一般労働者の場合とは、状況が大きく異なっている。まず、最低賃金未満率をみると、山口県(9.8%)をはじめとして、沖縄県(9.2%)、大分県(6.5%)、北海道(6.3%)、宮崎県(5.5%)、青森県(5.0%)、長崎県(5.0%)など、地域別最低賃金未満率 5.0%を上回る県が散見される。各県の最低賃金未満率をパートタイム労働者について単純平均すると 3.26%となることから、パートタイム労働者に関しては最低賃金未満者が多いことがわかる。その中でも 5%を上回る割合というのは、かなり割合の高い県である。

地域別最低賃金額×1.05 未満の割合をみると、沖縄県(31.8%)、北海道(24.7%)、山口県(23.6%)の 3 つの道県が 20%を超える未満率となっており、また青森県(17.2%)、福岡県(16.5%)、長崎県(15.7%)、大分県(15.3%)等の県も 15%を超える未満率となっており、これらの県は他の都府県に比べて地域別最低賃金額への張り付き状況が稠密といえる。

(地域別最低賃金額×1.05 未満の割合) — (地域別最低賃金未満率) を計算すると、沖縄県で 22.6 ポイント、北海道 18.4 ポイント、山口県 13.8 ポイント、福岡県 12.3 ポイント、青森県 12.2 ポイント、長崎県 10.7 ポイントとなっており、10 ポイントを超える高い割合である。これらの県では、地域別最低賃金額からおおよそ 30 円～35 円という非常に低い賃金額の範囲内にパートタイム労働者全体の 10%を超える層が張り付いていることになり、かなり高い張り付き度合であるといえる。これに対して、滋賀県の 1.1 ポイントを筆頭に、山梨県 1.5 ポイント、東京都 1.6 ポイント、香川県 2.2 ポイント、鳥取県 2.4 ポイント、徳島県 2.6 ポイント、神奈川県 2.8 ポイント、長野県 2.9 ポイントの各都県では、低賃金層への集積割合が 3 ポイントを割っており、低い張り付き度合であるといえる。

次に地域別最低賃金額×1.1 未満の割合、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合をみると、地域別最低賃金額×1.05 の場合と同様の結果が窺える。地域別最低賃金額×1.1 未満の割合では、沖縄県(50.6%)、北海道(38.5%)、山口県(36.2%)、福岡県(32.4%)、大分県(31.5%)

の各道県が 30%を超える高率となっている。一方、香川県 (5.1%)、東京都 (6.7%)、千葉県 (7.3%)、鳥取県 (7.5%)、滋賀県 (9.1%)、山梨県 (9.2%) の各都県は、その割合が 10%を下回る割合の少ない県である。また (地域別最低賃金額×1.1 未満の割合) — (地域別最低賃金額未満率) を計算すると、沖縄県 (41.4 ポイント)、北海道 (32.2 ポイント)、福岡県 (28.2 ポイント)、佐賀県 (26.9 ポイント)、山口県 (26.4 ポイント)、大分県 (25.0 ポイント) の各県は 25 ポイントを上回る高率である。一方、東京都 (4.7 ポイント)、香川県 (4.6 ポイント)、鳥取県 (5.3 ポイント)、千葉県 (5.5 ポイント)、徳島県 (6.0 ポイント)、山梨県 (7.2 ポイント)、滋賀県 (7.3 ポイント)、富山県 (8.2 ポイント)、京都府 (8.7 ポイント)、山形県 (8.8 ポイント)、石川県 (9.2 ポイント)、神奈川県 (9.9 ポイント) の各県は、地域別最低賃金額から地域別最低賃金額×1.1 の割合が 10 ポイントを下回る相対的に割合の低い県である。

地域別最低賃金額の 90 円～100 円上乗せ分である地域別最低賃金額×1.15 未満の割合で見ると、沖縄県 (59.2%)、北海道 (49.5%)、山口県 (47.0%)、大分県 (44.9%)、福岡県 (44.6%)、鹿児島県 (41.3%)、佐賀県 (40.1%) の各県は、40%を超える高率となっており、その割合の高さが際だっていることがわかる。一方、山梨県 (14.4%)、東京都 (14.9%)、鳥取県 (15.8%)、滋賀県 (16.4%)、長野県 (17.4%)、京都府 (18.4%)、山形県 (18.5%)、富山県 (19.4%)、福井県 (19.4%) の各県は、その割合が 20%を下回る割合の低い県であるといえる。

以上の図や表からの結果をまとめると、以下のようになる。

基本的に、一般労働者については、地域別最低賃金額近辺に雇用者が張り付いている状況は確認できない。

パートタイム労働者の場合、地域別最低賃金額近辺における賃金の張り付き状況は都道府県によって大きく異なっている。沖縄県、北海道、山口県、福岡県、大分県などの県は、低賃金雇用者の割合が他の都府県に比べてかなり多く、地域別最低賃金額近辺に多くの雇用者が密集している。相対的に多くの雇用者が地域別最低賃金額近辺に密集しているということからすれば、地域別最低賃金制度は一定程度機能しているといえよう。

一方、東京都、山梨県、滋賀県、鳥取県、徳島県、香川県などの県では、低賃金雇用者の割合が他の府県に比べてかなり少なく、地域別最低賃金額近辺に雇用者が密集しているとはいえない状況である。相対的に多くの雇用者が地域別最低賃金額近辺に密集していないという状況から判断すれば、地域別最低賃金制度は有効に機能しているとはいえないと考えられる。

図 3 - 1 北海道（一般労働者）

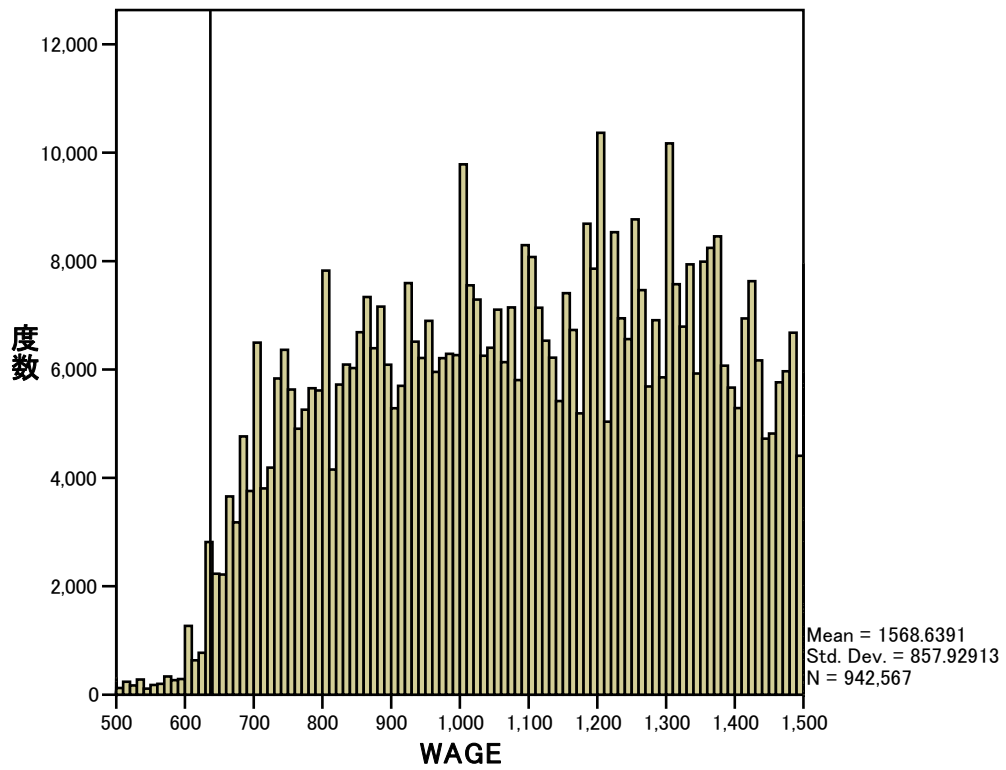


図 3 - 2 青森（一般労働者）

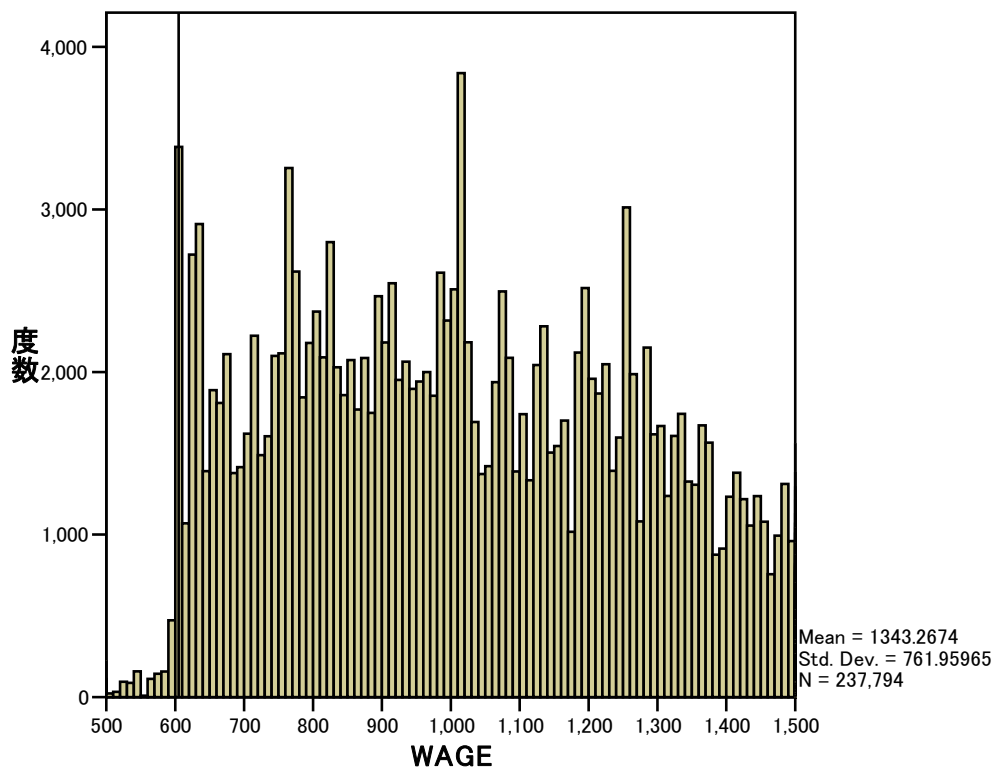


图 3-3 岩手（一般労働者）

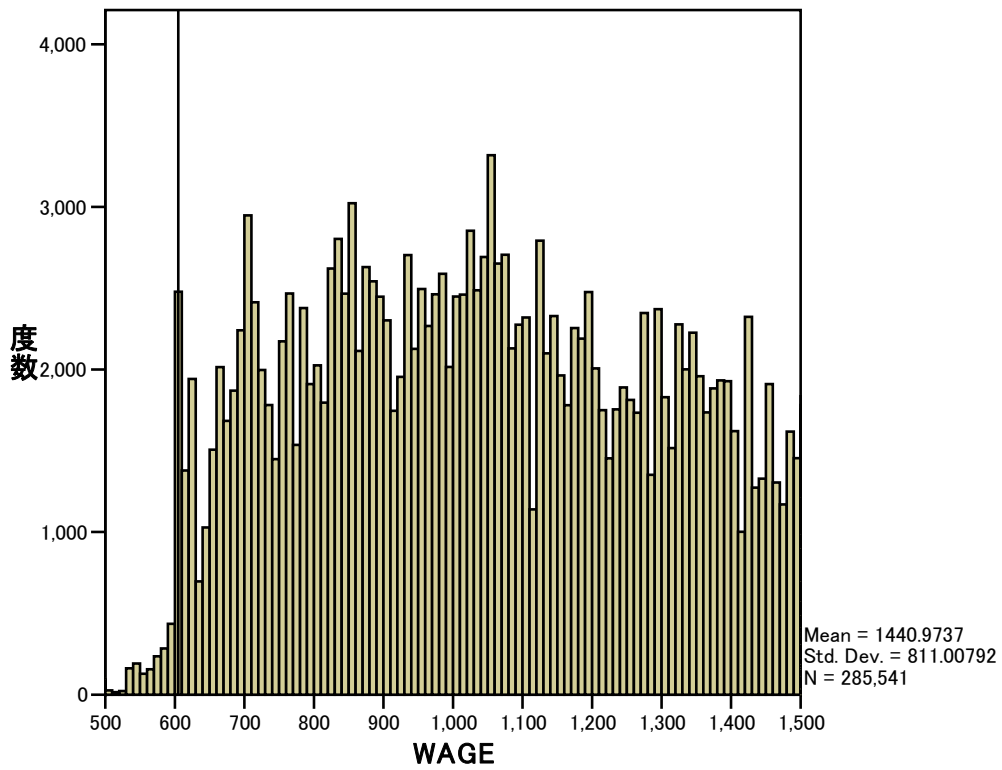


图 3-4 宮城（一般労働者）

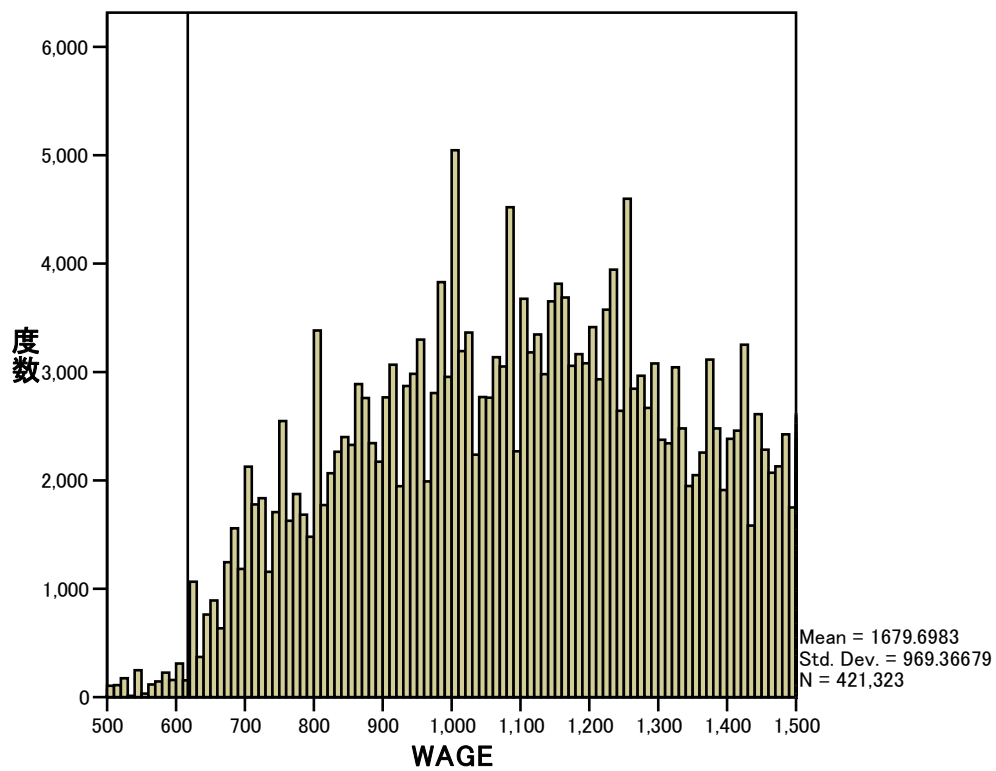




図 3 - 5 秋田（一般労働者）

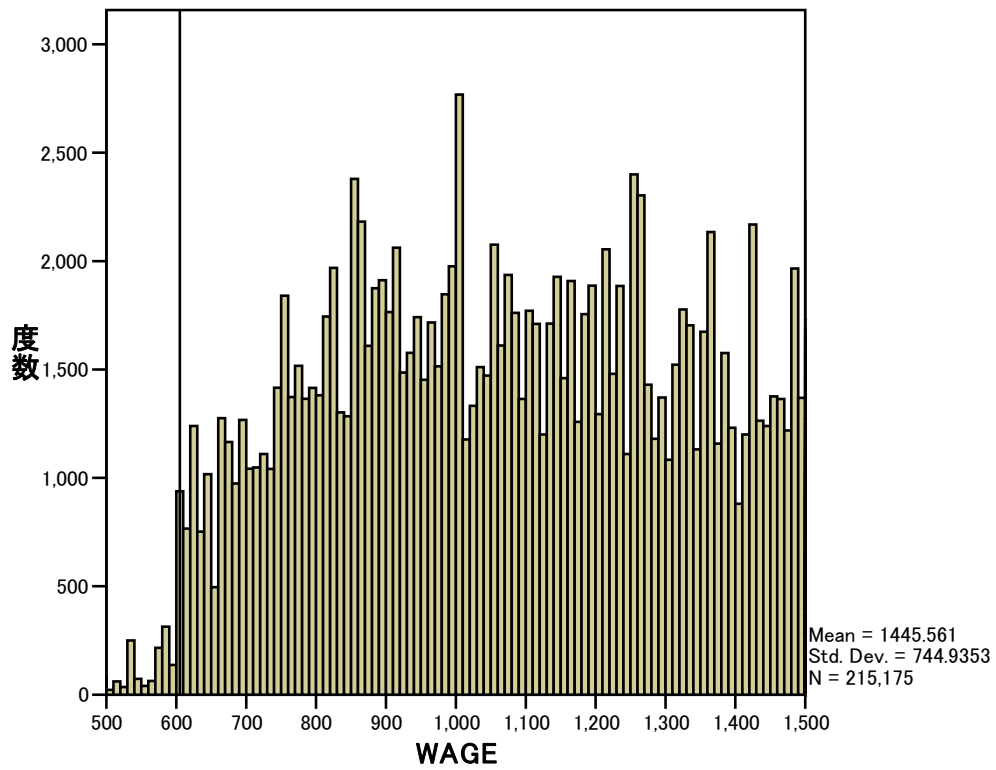


図 3 - 6 山形（一般労働者）

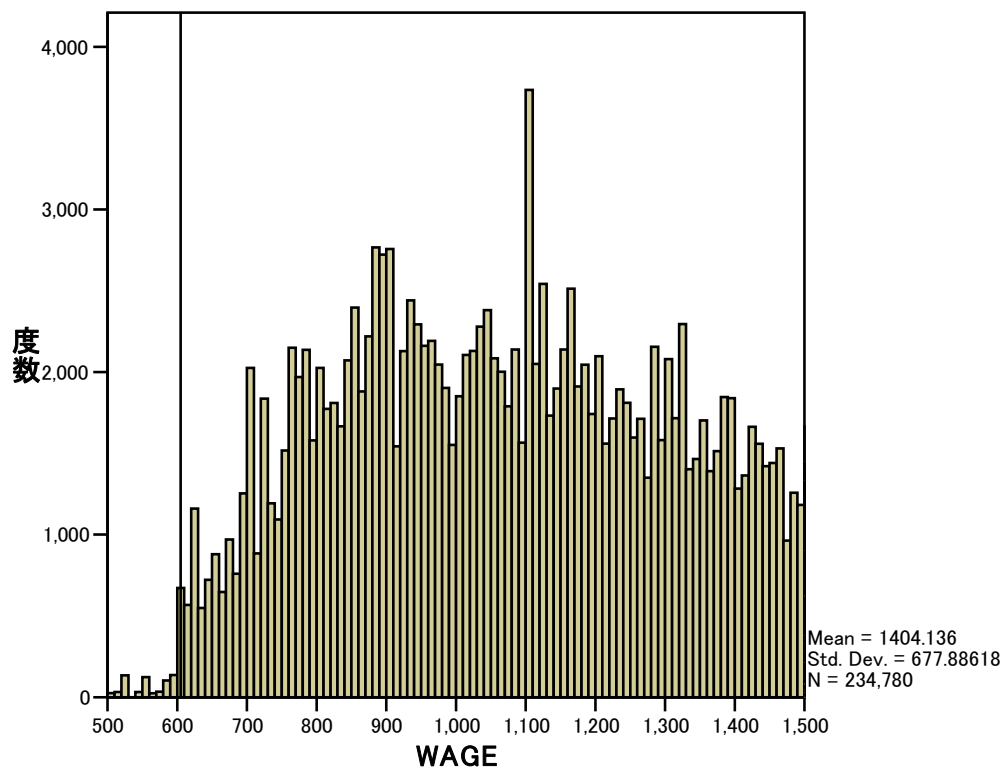


図 3 - 7 福島（一般労働者）

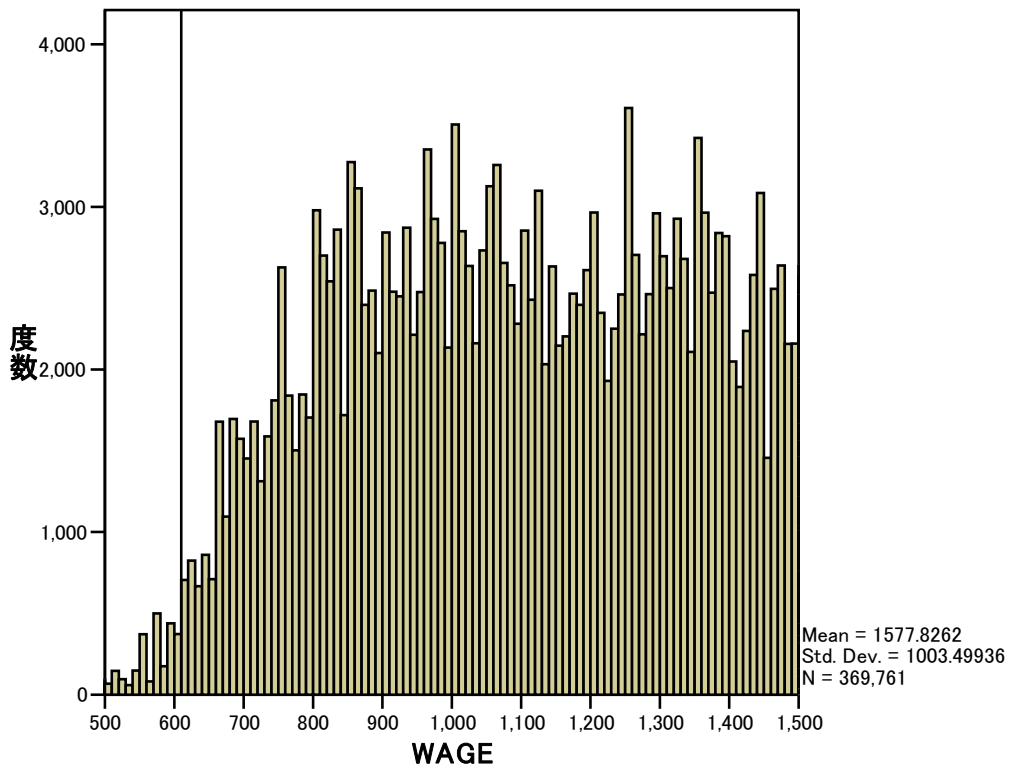


図 3 - 8 茨城（一般労働者）

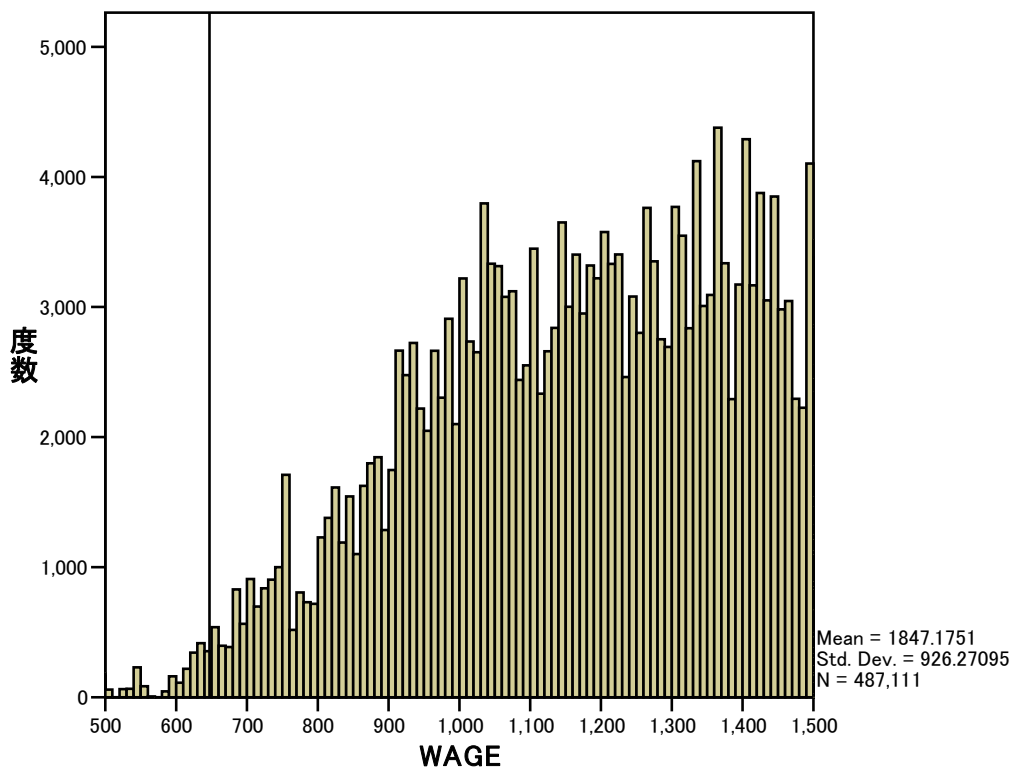


図 3 - 9 栃木 (一般労働者)

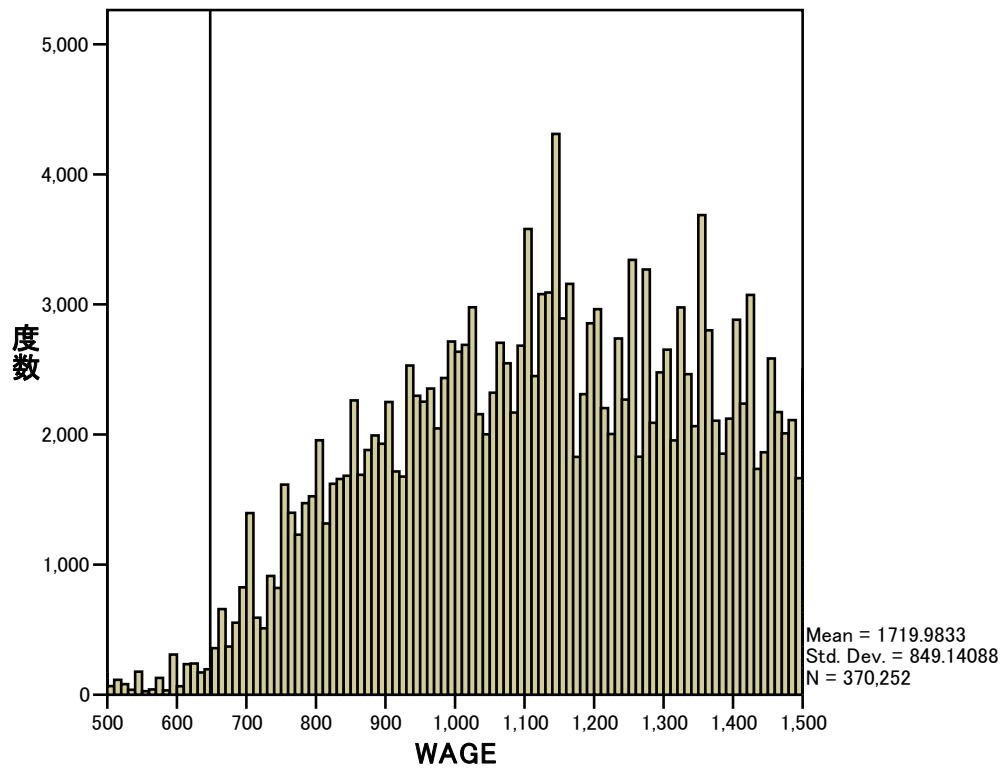


図 3 - 10 群馬 (一般労働者)

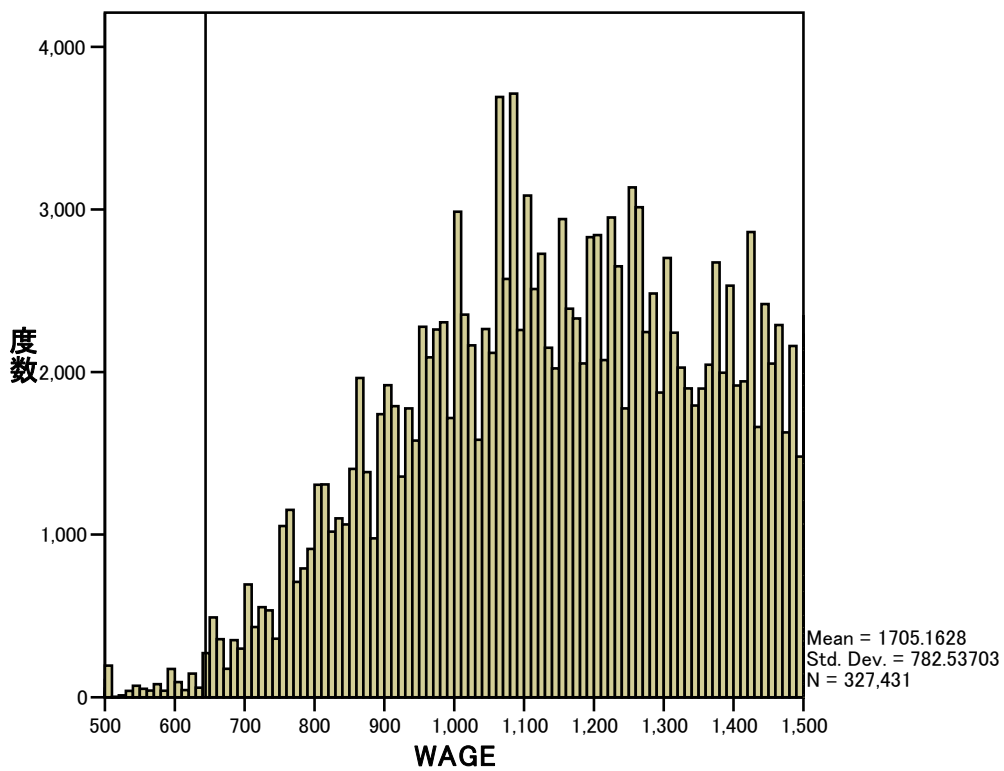


图 3-11 埼玉（一般労働者）

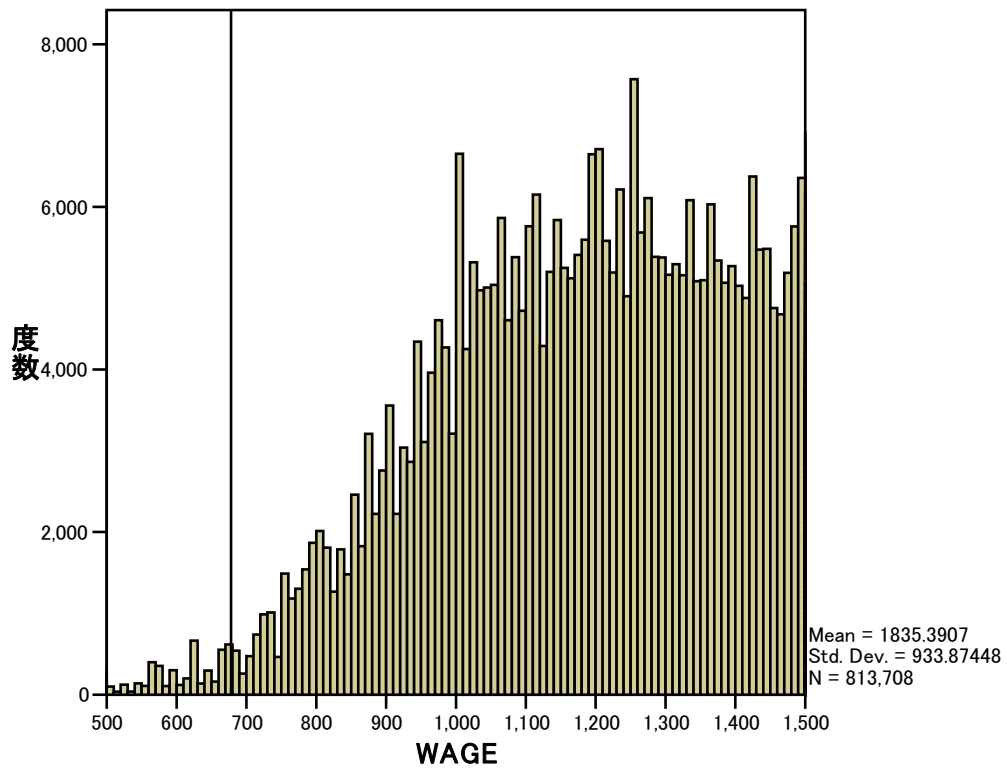


图 3-12 千葉（一般労働者）

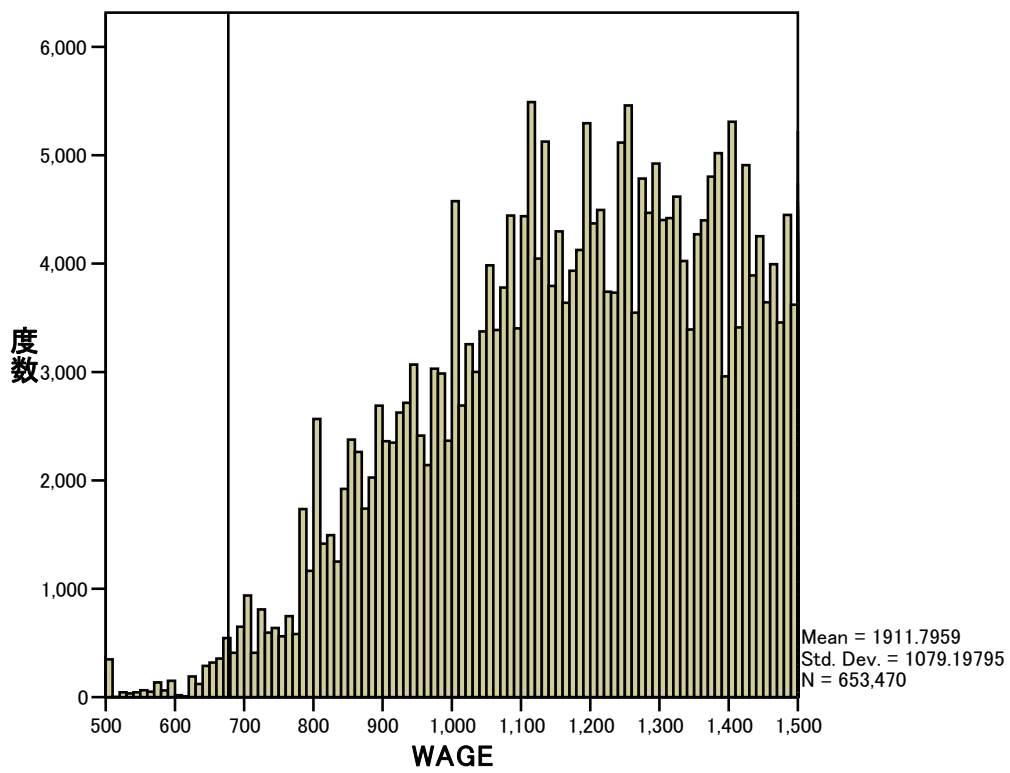


図 3 - 1 3 東京（一般労働者）

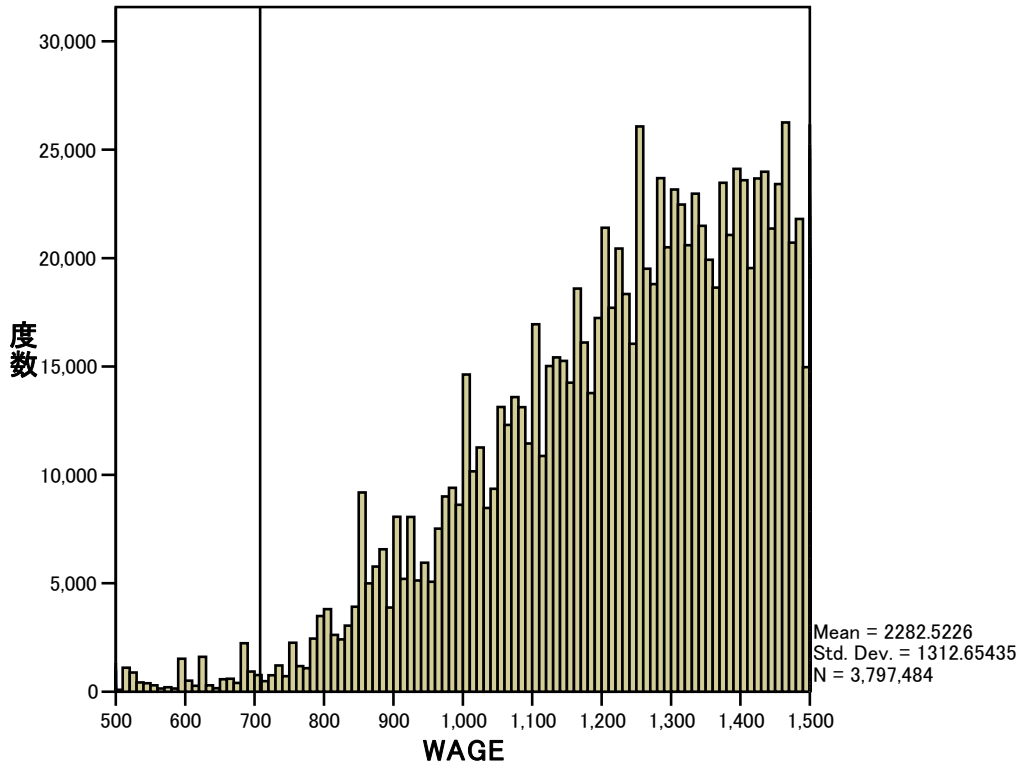


図 3 - 1 4 神奈川（一般労働者）

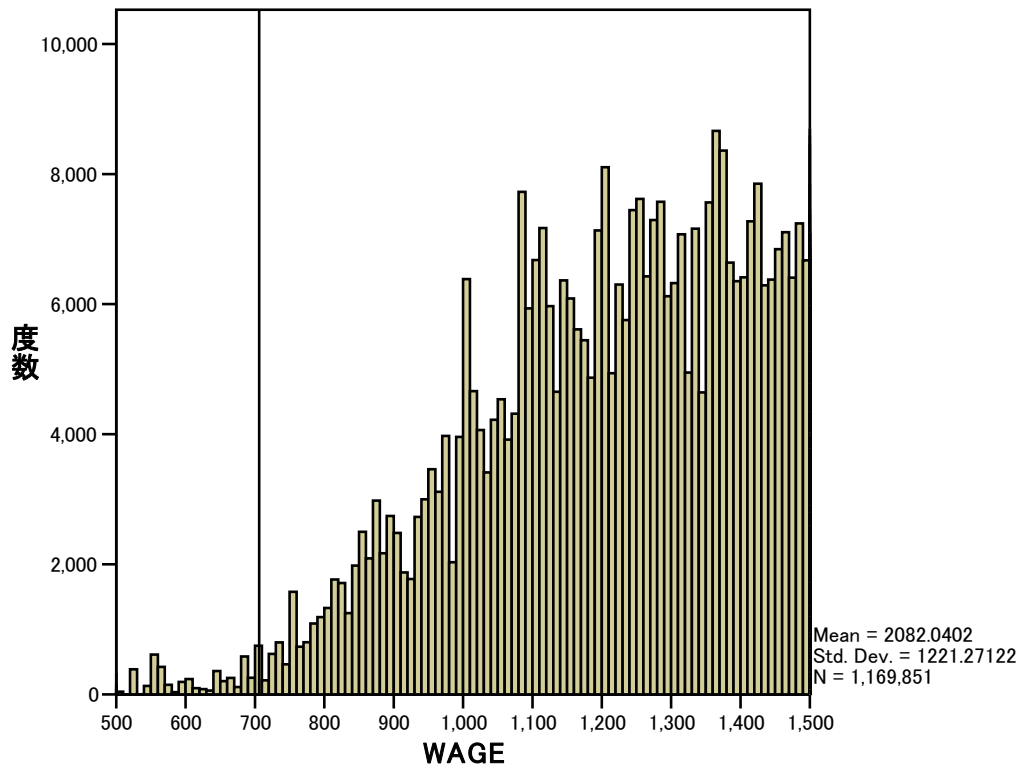


図 3 - 1 5 新潟（一般労働者）

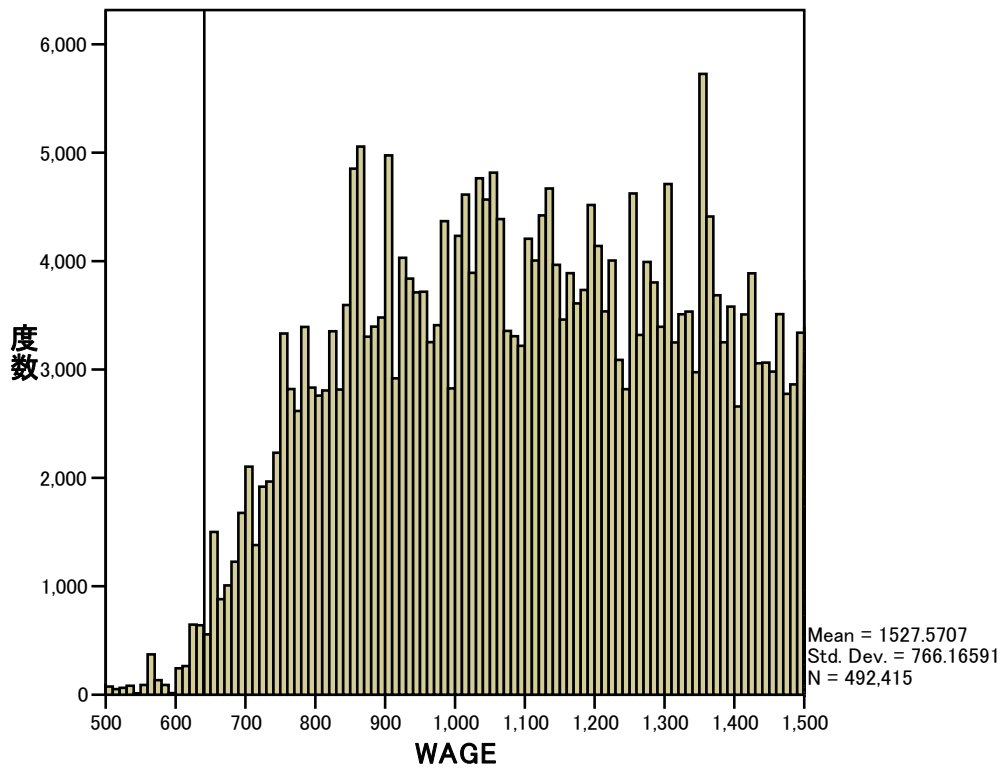


図 3 - 1 6 富山（一般労働者）

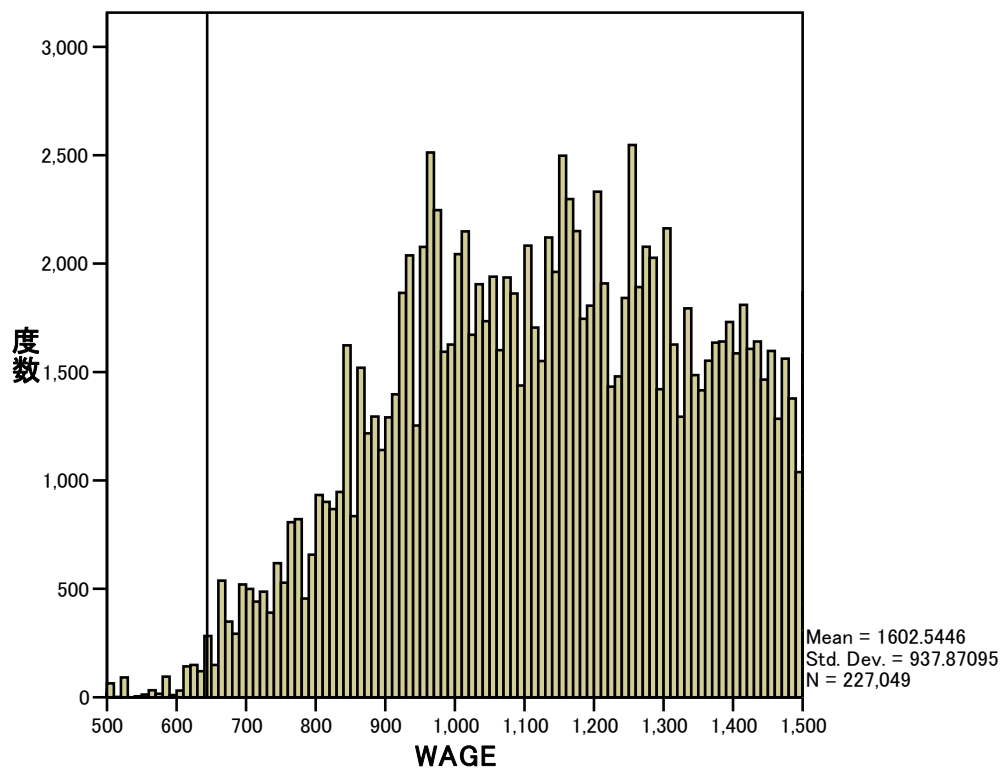


図3-17 石川（一般労働者）

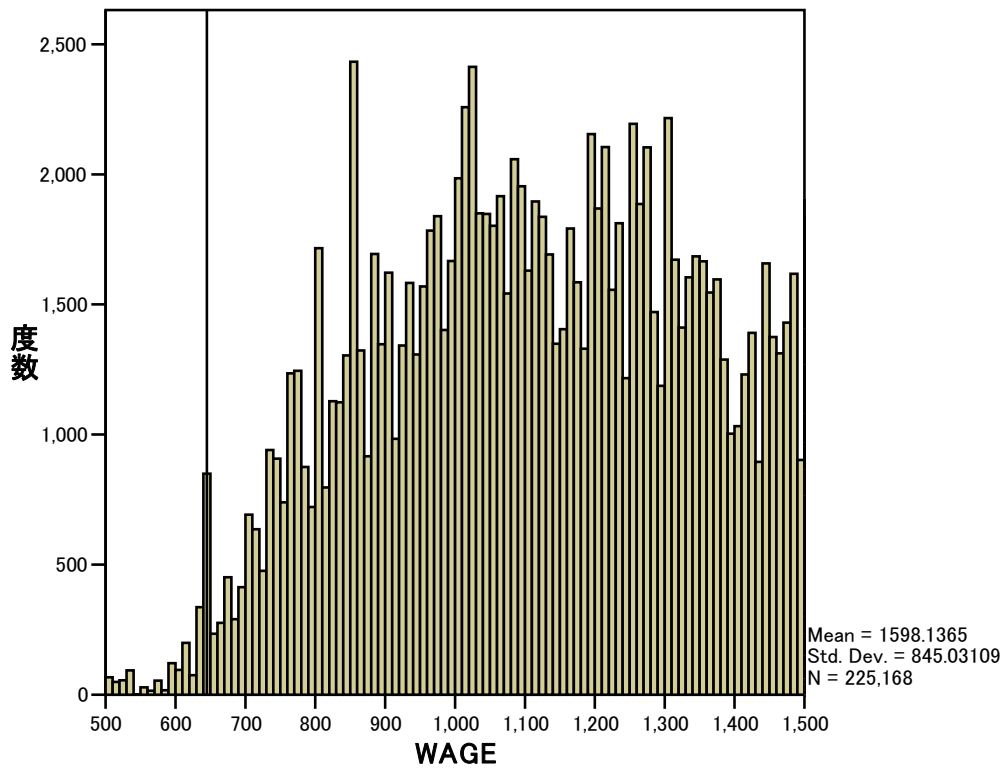


図3-18 福井（一般労働者）

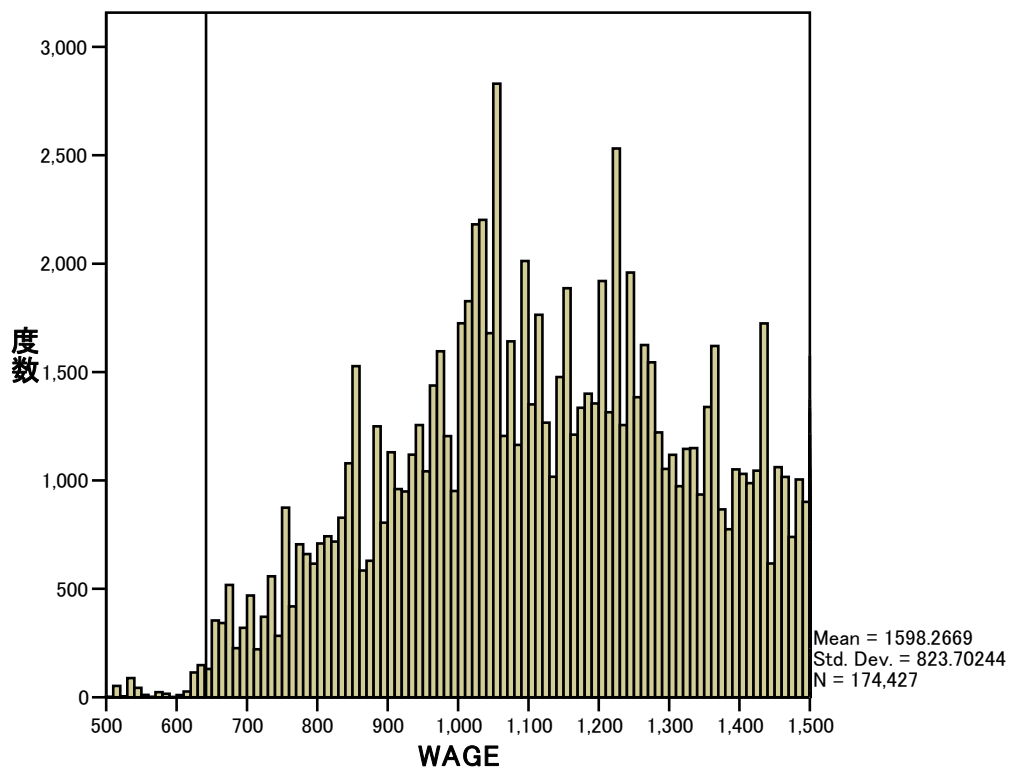


図 3 - 1 9 山梨（一般労働者）

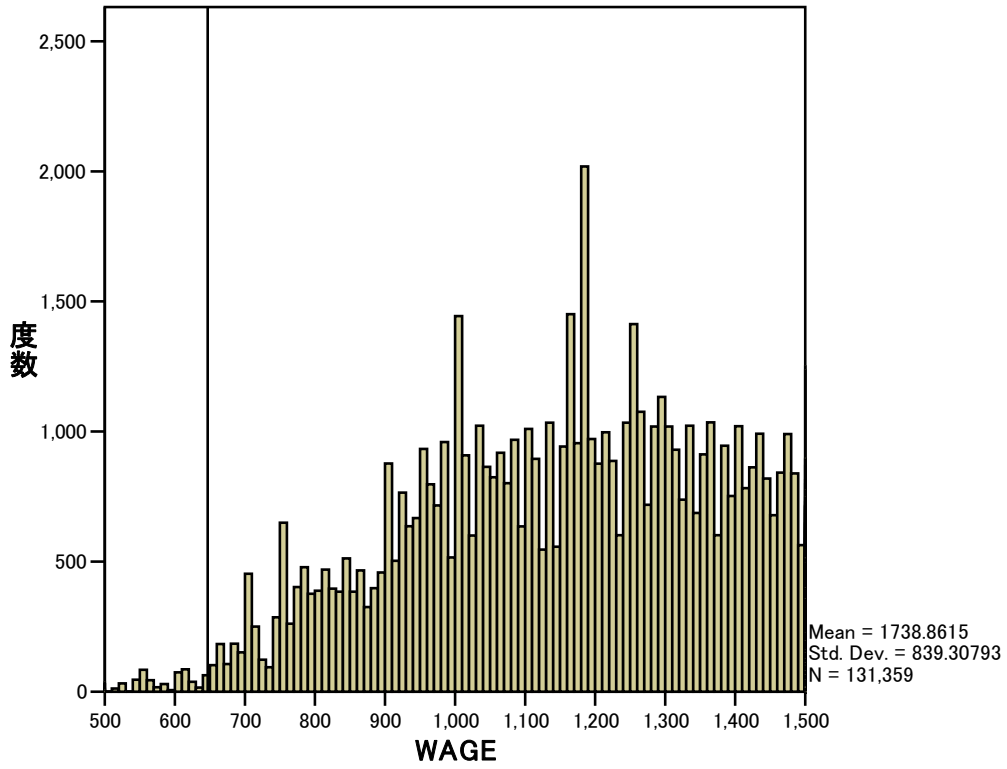


図 3 - 2 0 長野（一般労働者）

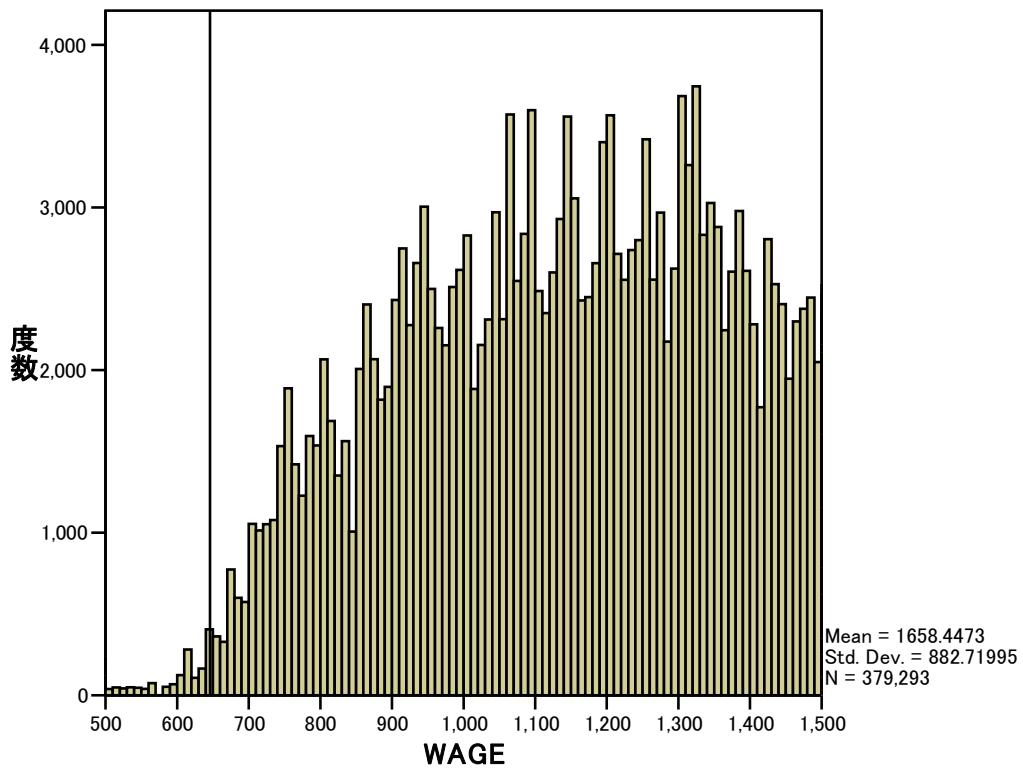




图 3-21 岐阜（一般労働者）

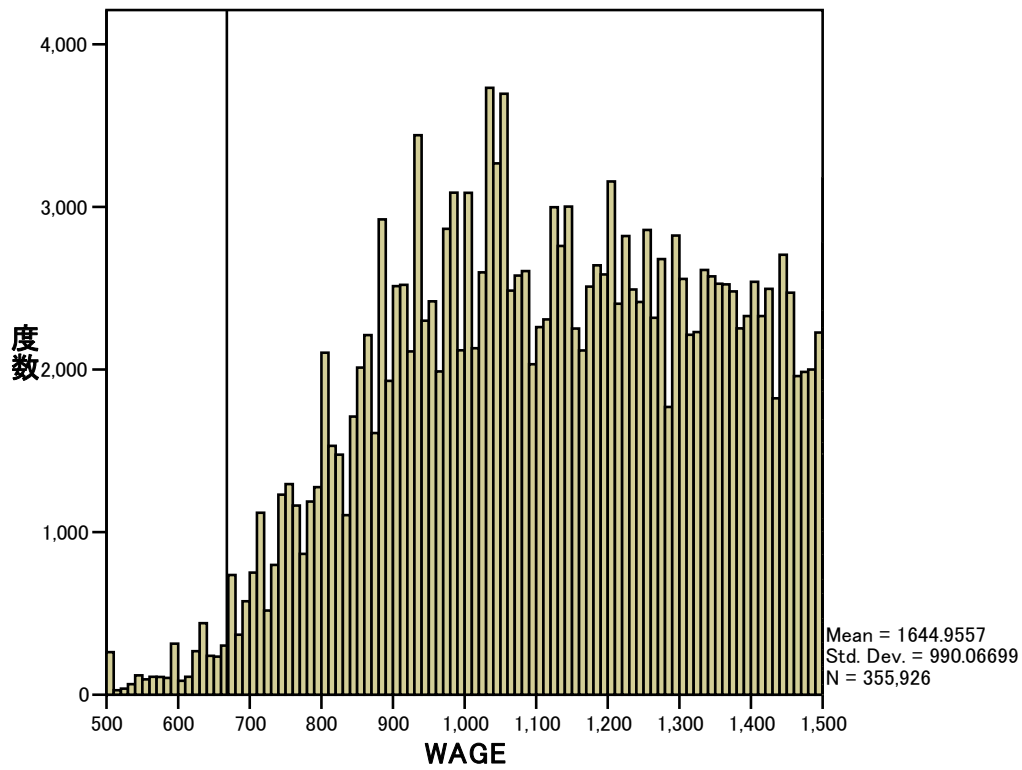


图 3-22 静岡（一般労働者）

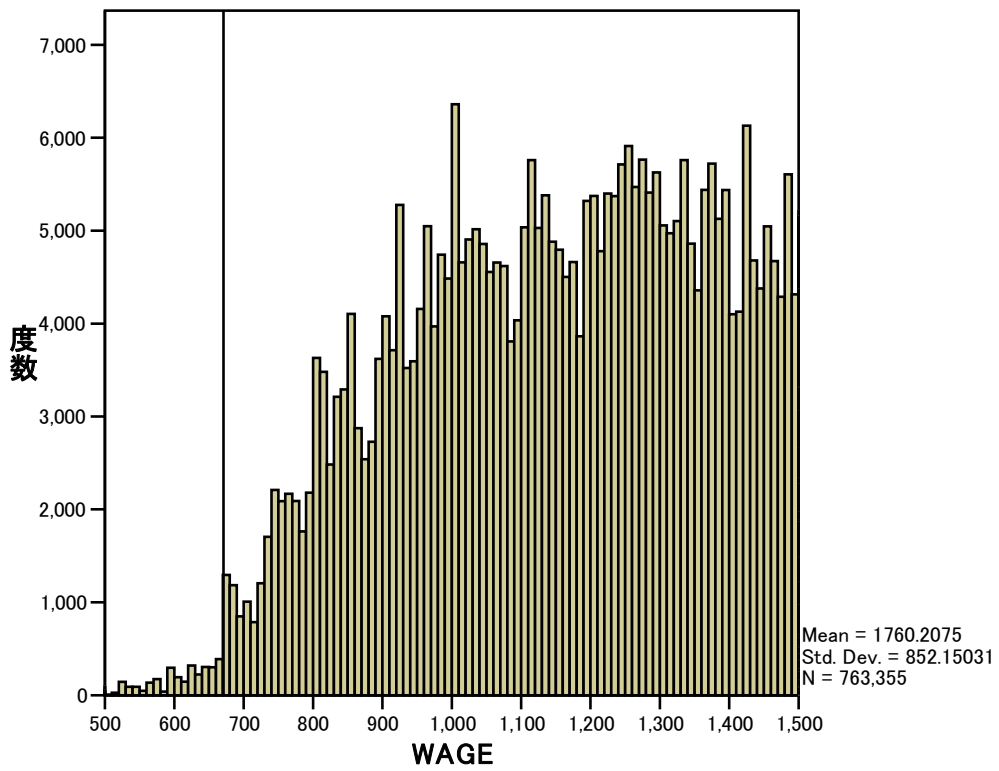


図 3 - 2 3 愛知 (一般労働者)

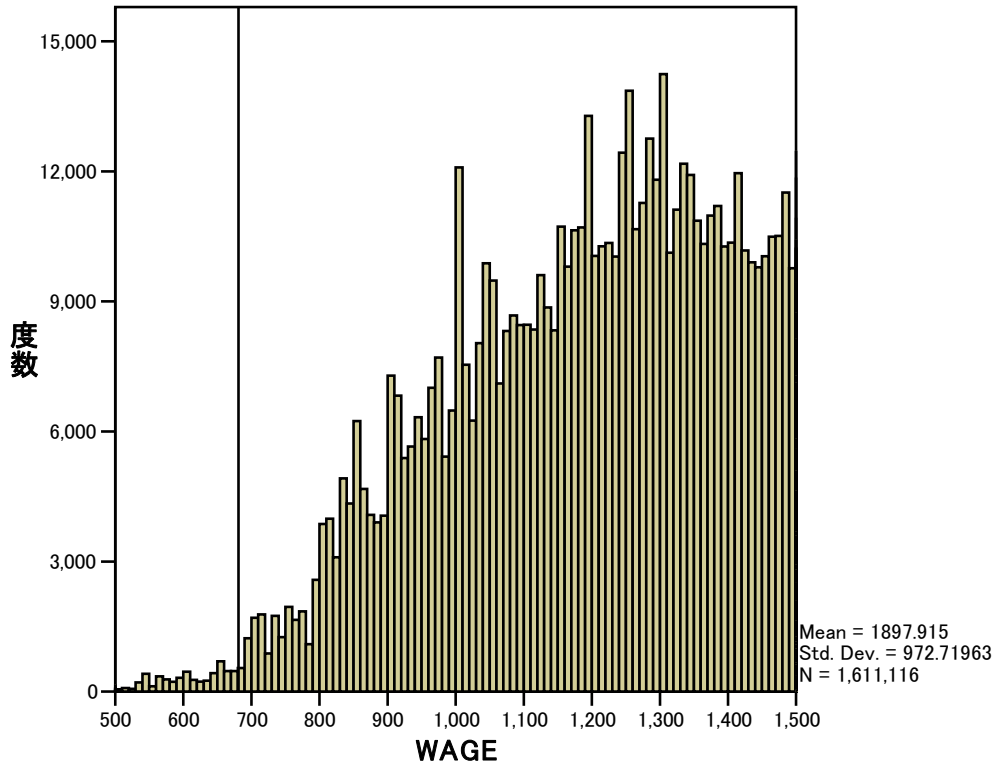


図 3 - 2 4 三重 (一般労働者)

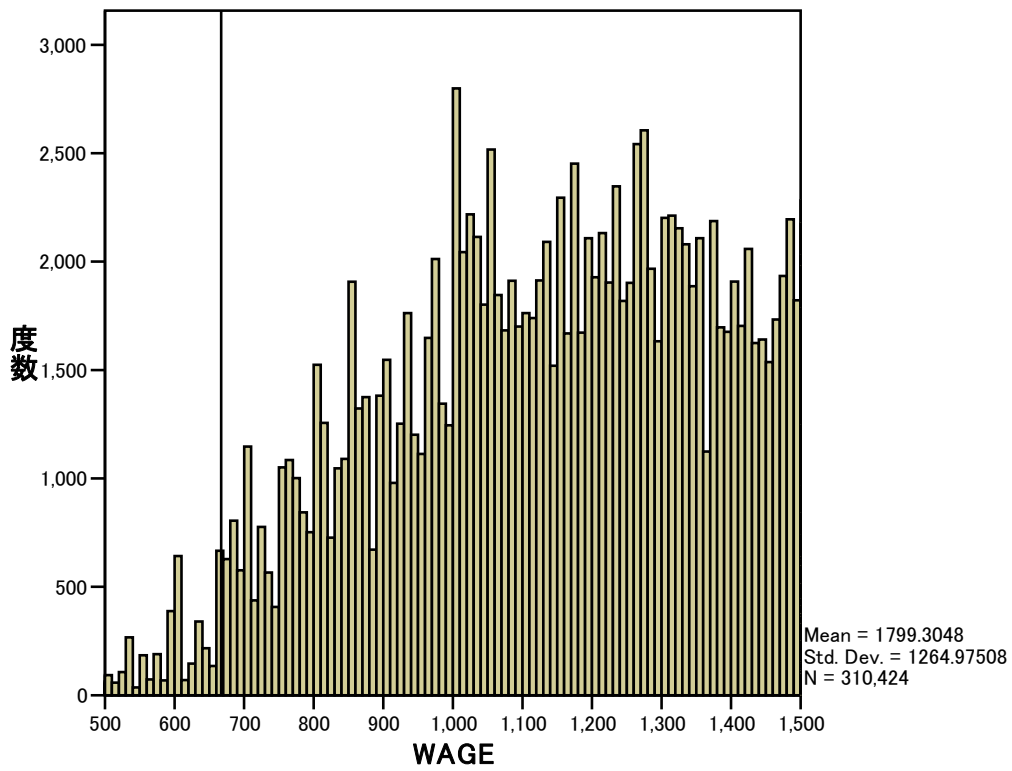


図3-25 滋賀（一般労働者）

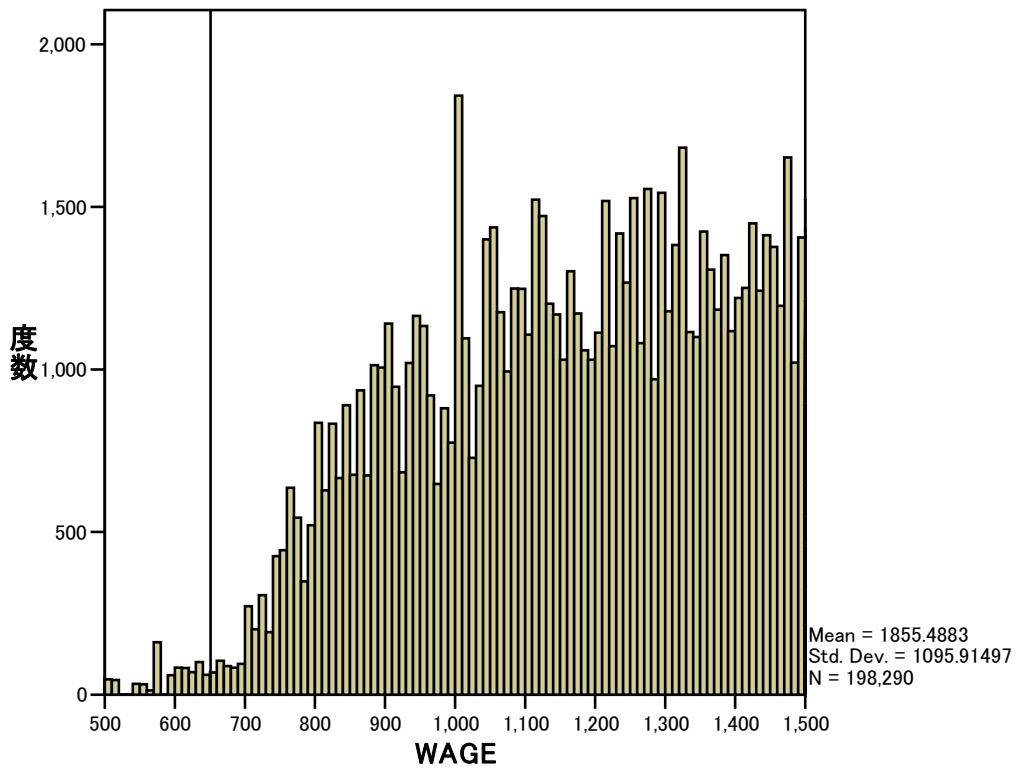


図3-26 京都（一般労働者）

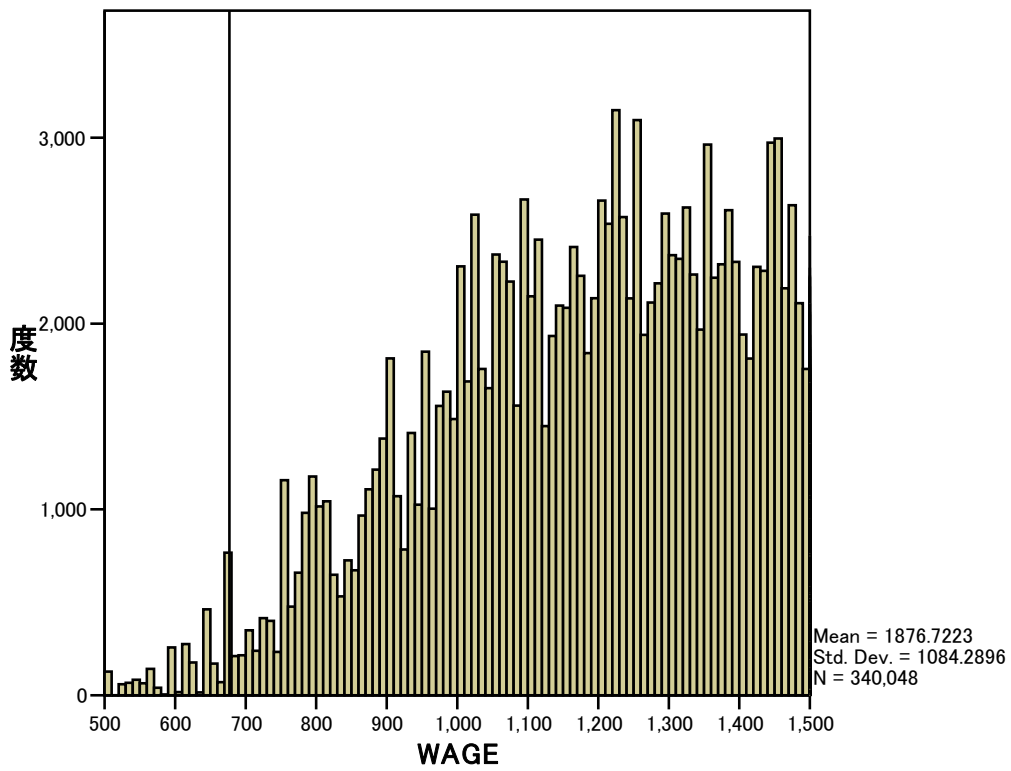


図 3 - 2 7 大阪（一般労働者）

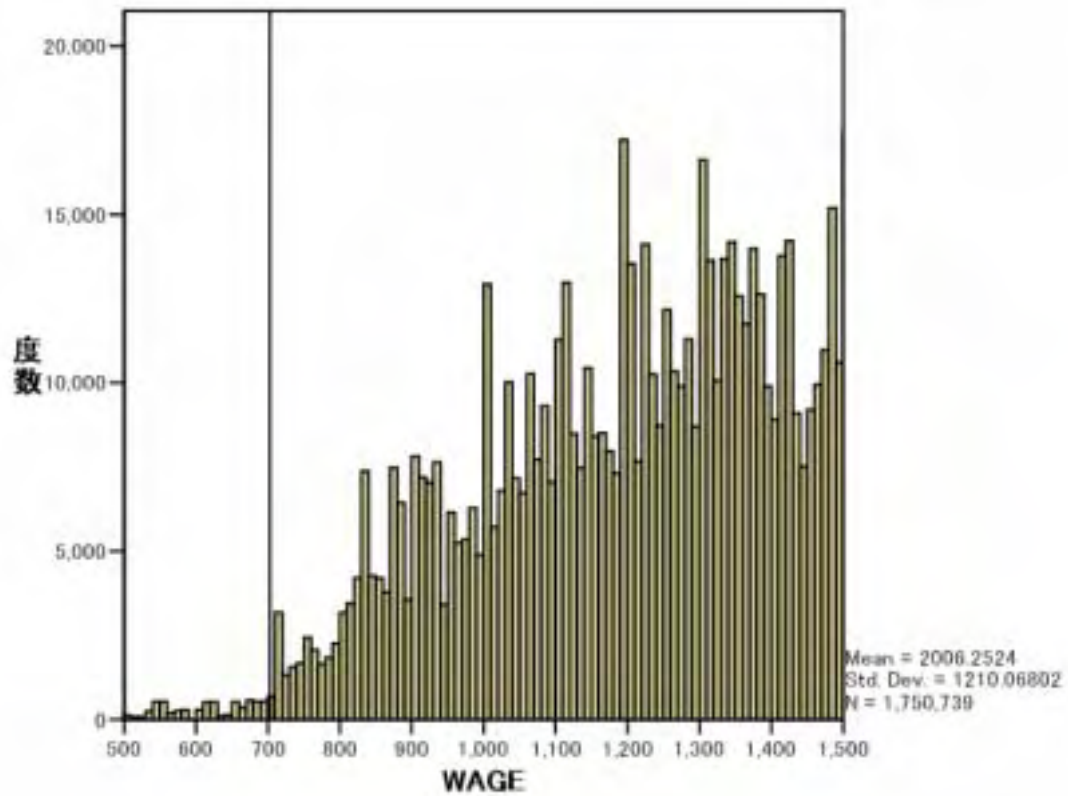


図 3 - 2 8 兵庫（一般労働者）

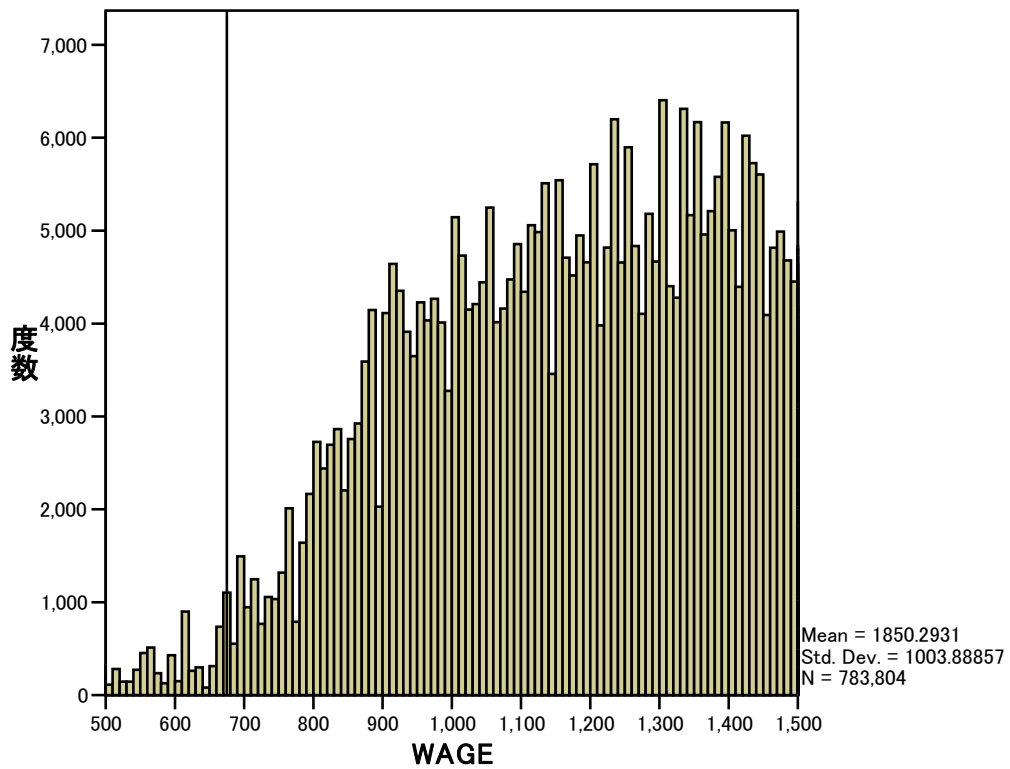


図 3 - 2 9 奈良（一般労働者）

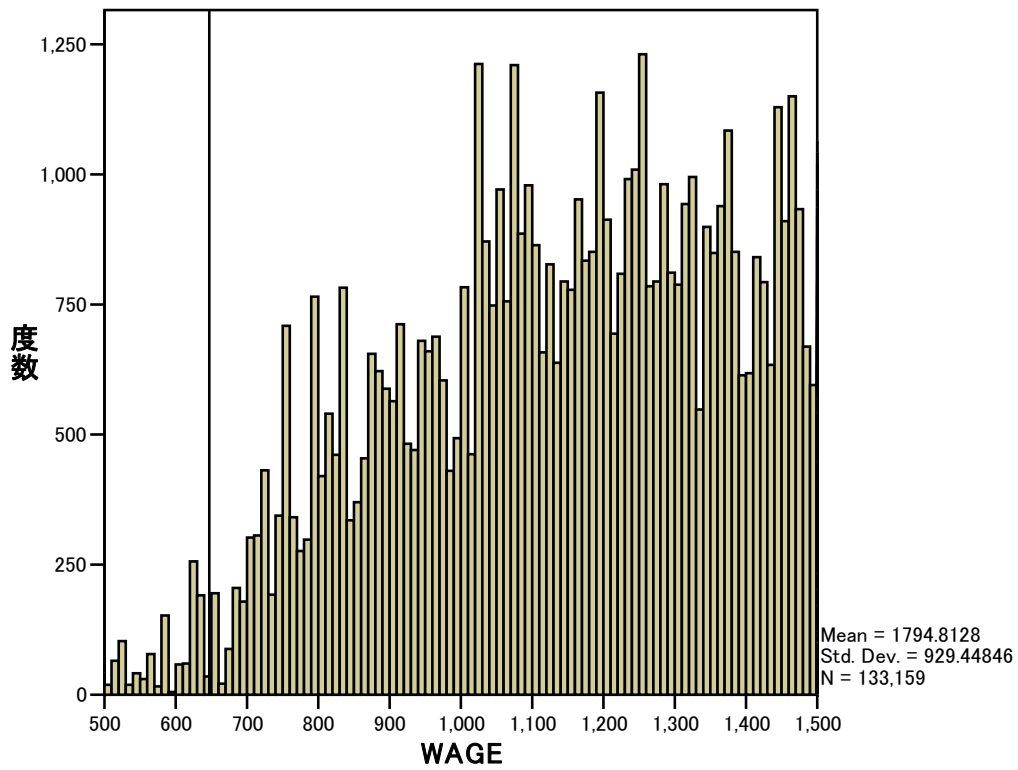


図 3 - 3 0 和歌山（一般労働者）

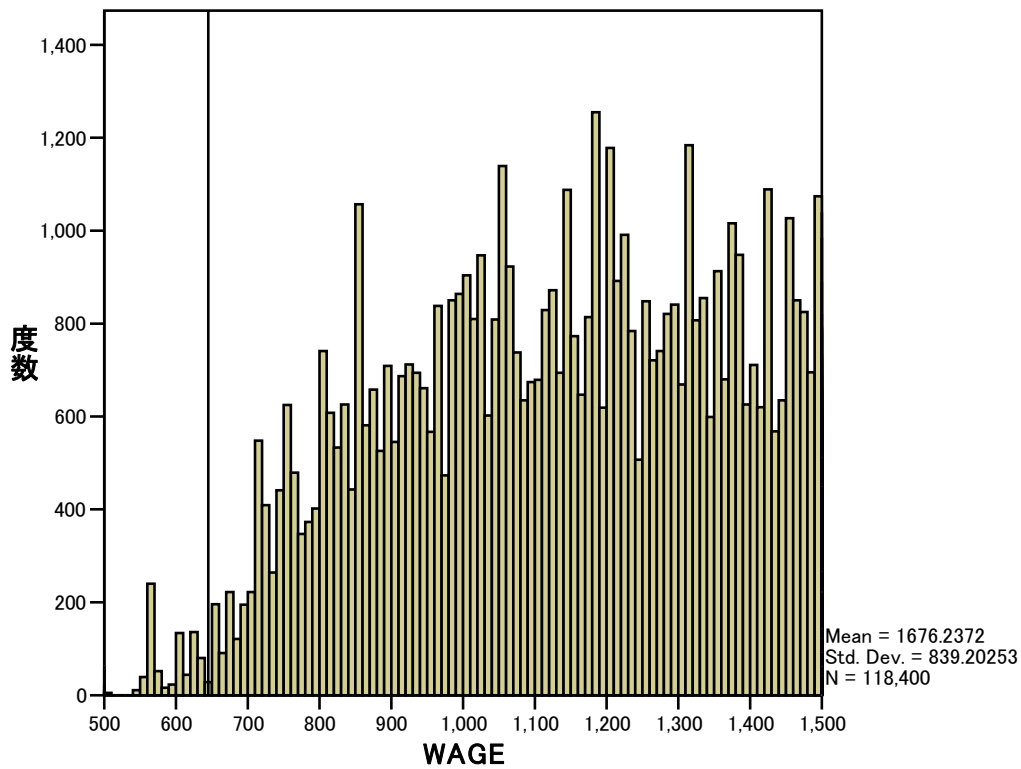


図 3 - 3 1 鳥取（一般労働者）

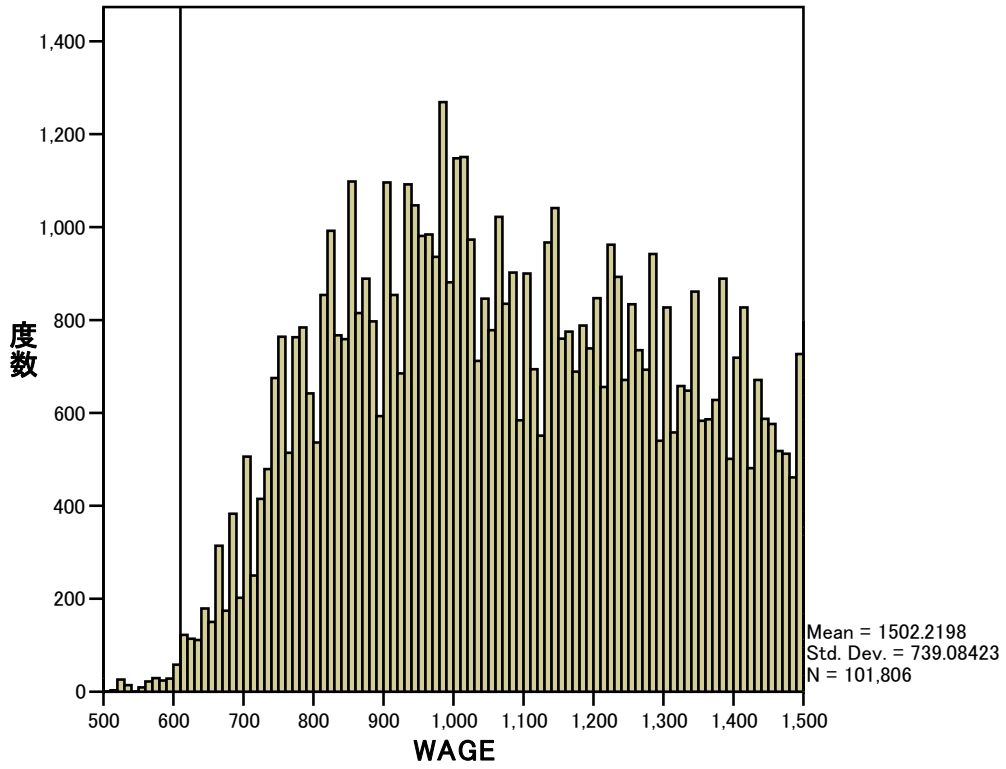


図 3 - 3 2 島根（一般労働者）

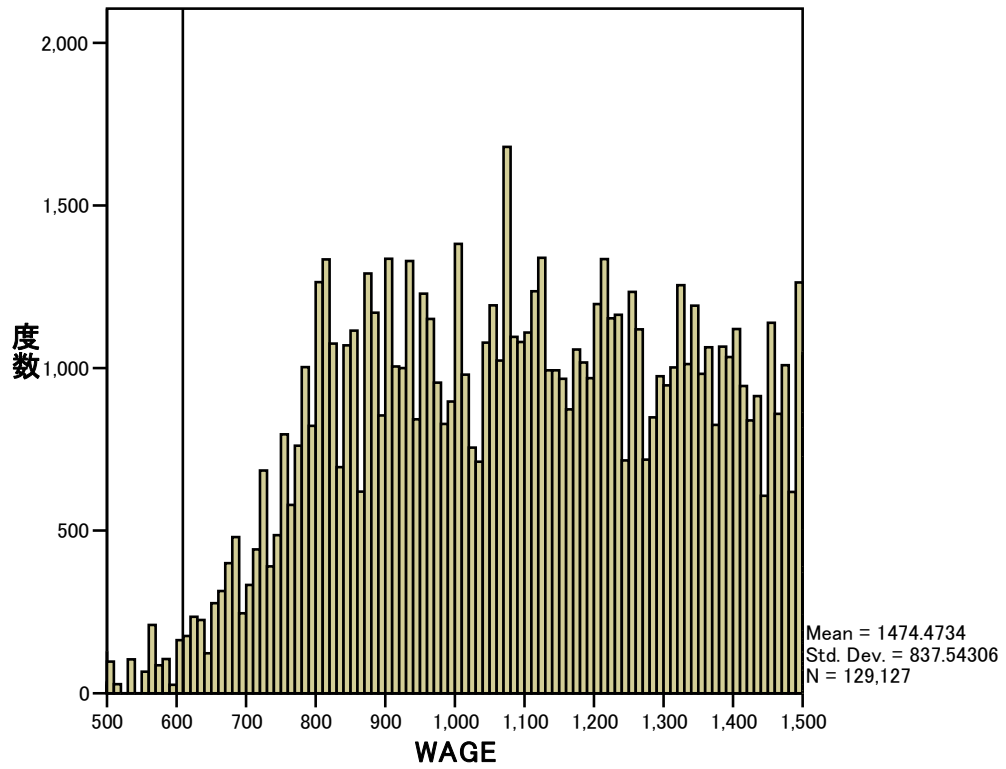


図 3 - 3 3 岡山（一般労働者）

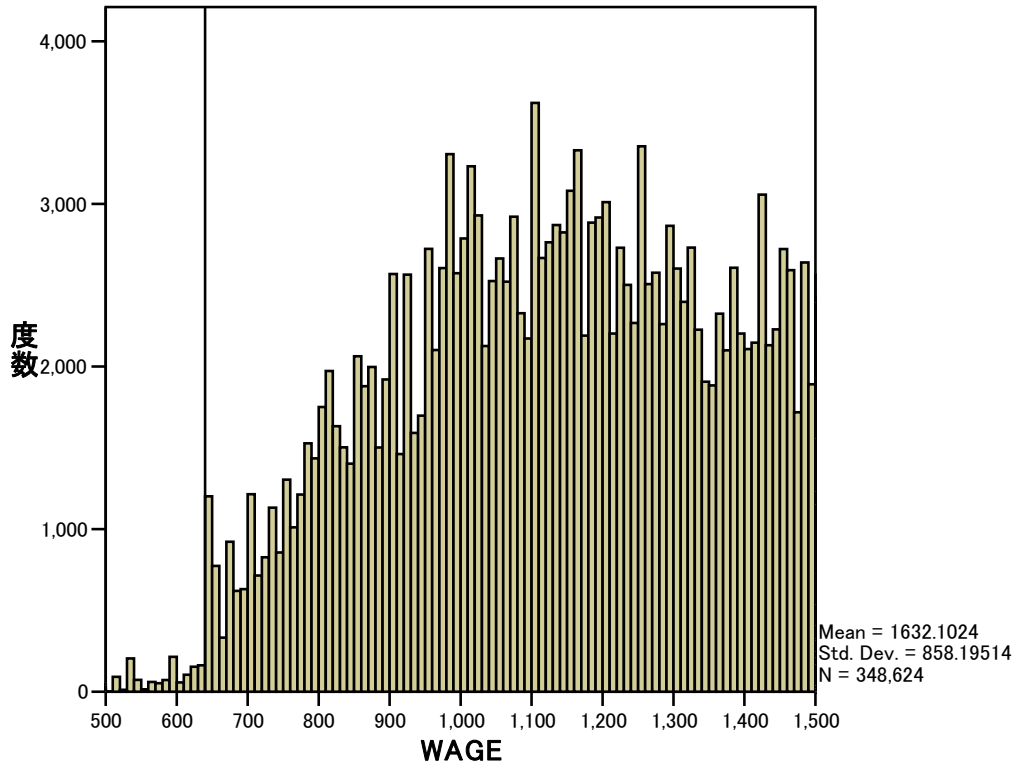


図 3 - 3 4 広島（一般労働者）

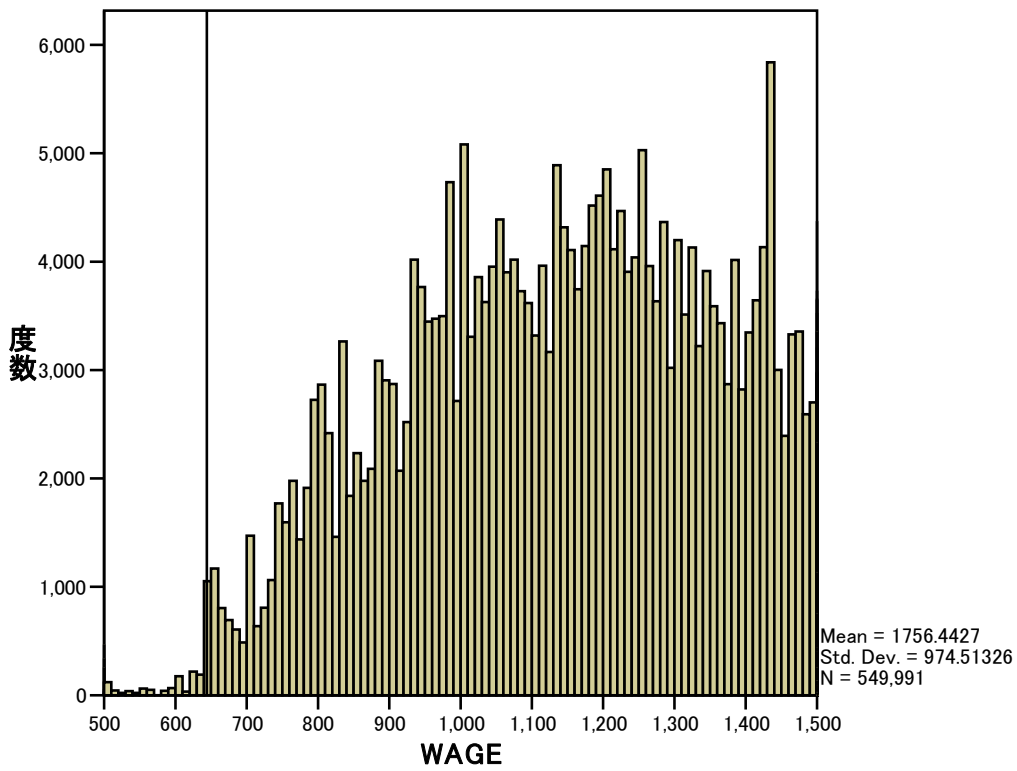


図 3 - 3 5 山口（一般労働者）

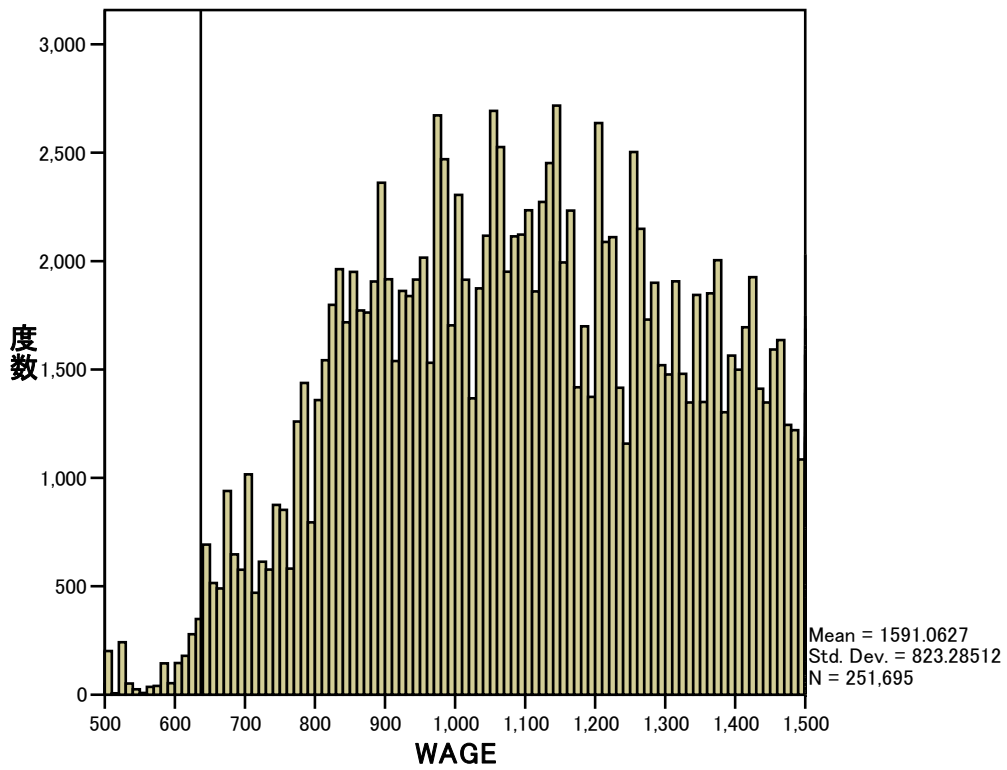


図 3 - 3 6 徳島（一般労働者）

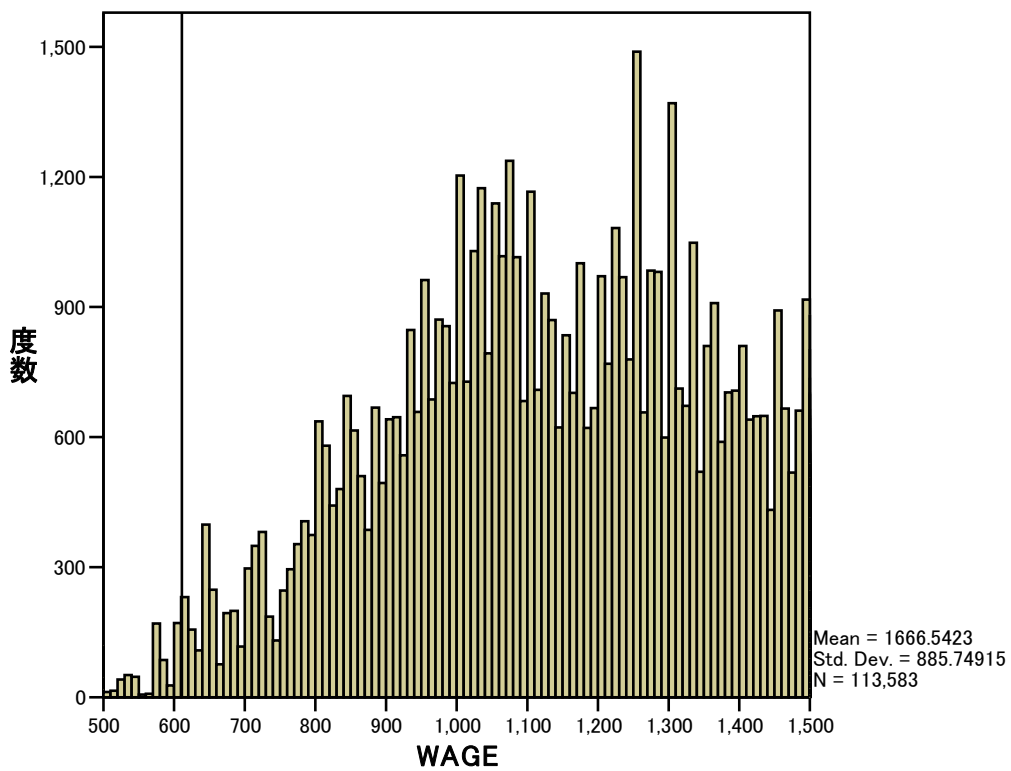




図 3 - 3 7 香川（一般労働者）

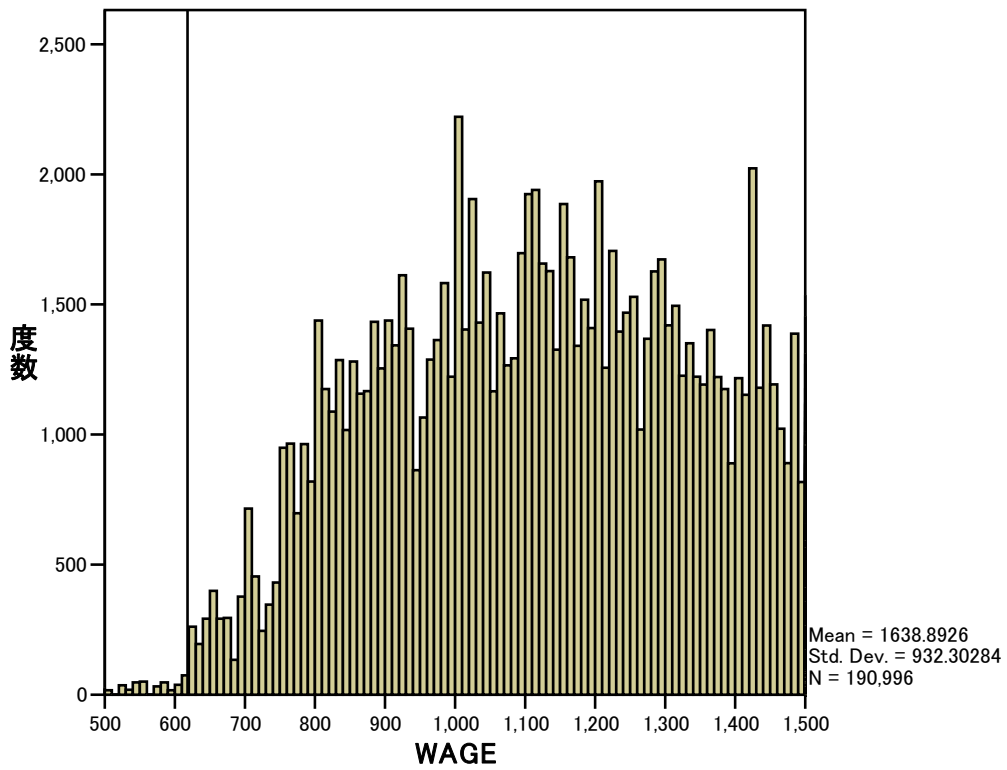


図 3 - 3 8 愛媛（一般労働者）

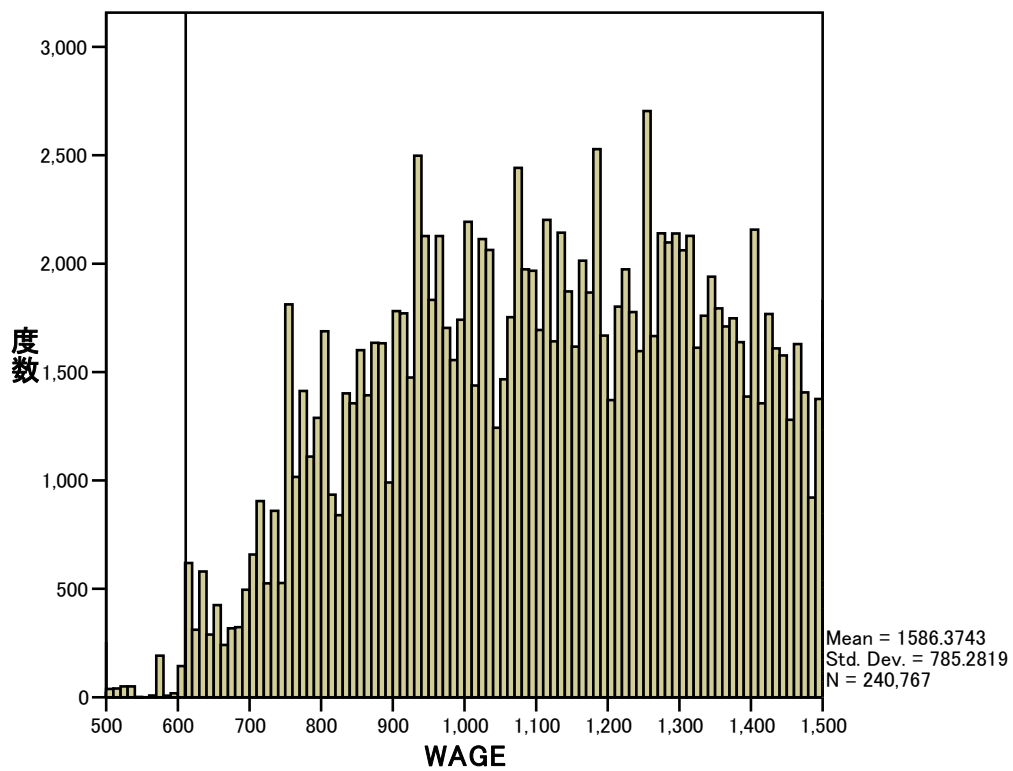


図3-39 高知（一般労働者）

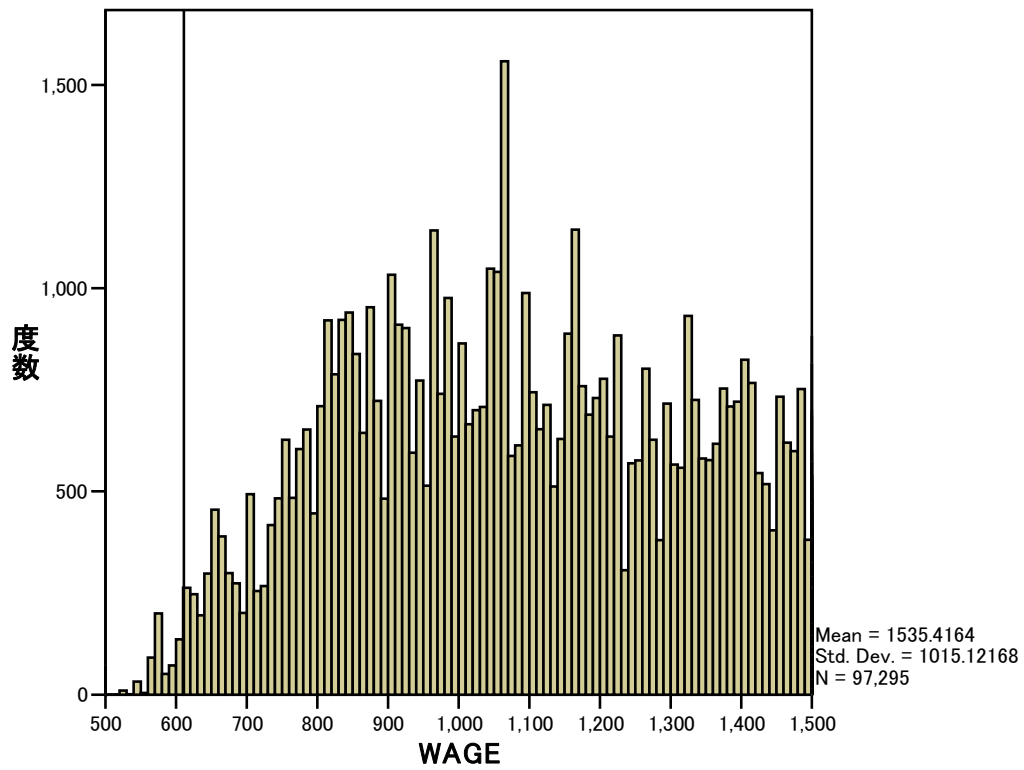


図3-40 福岡（一般労働者）

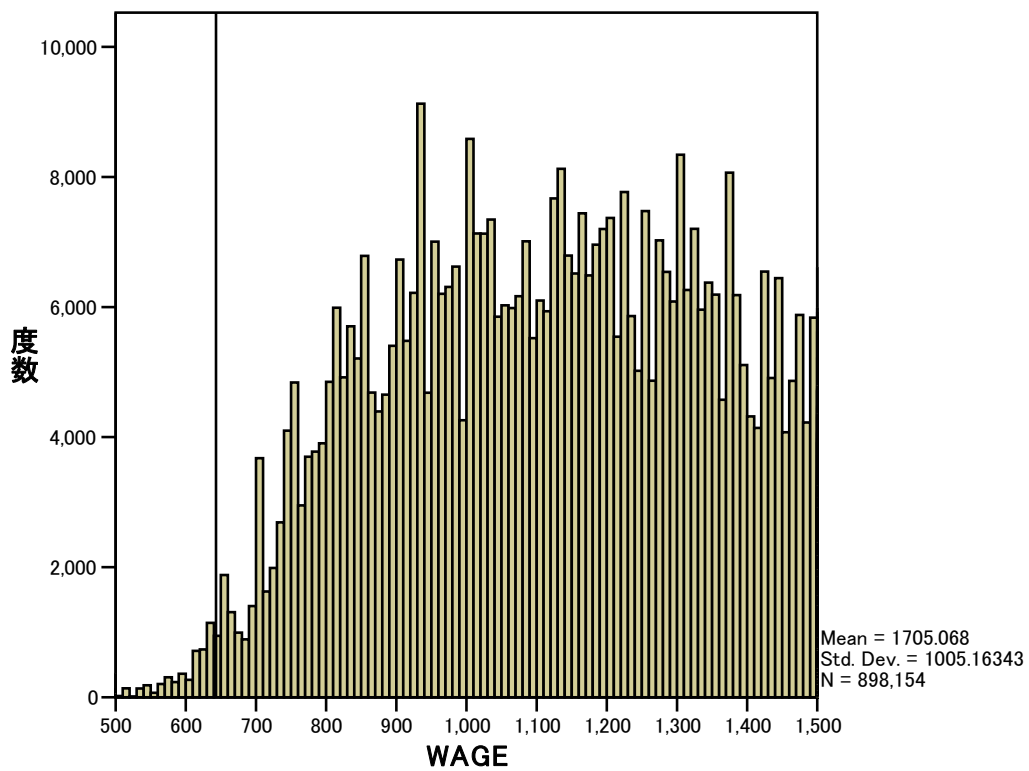


図3-41 佐賀（一般労働者）

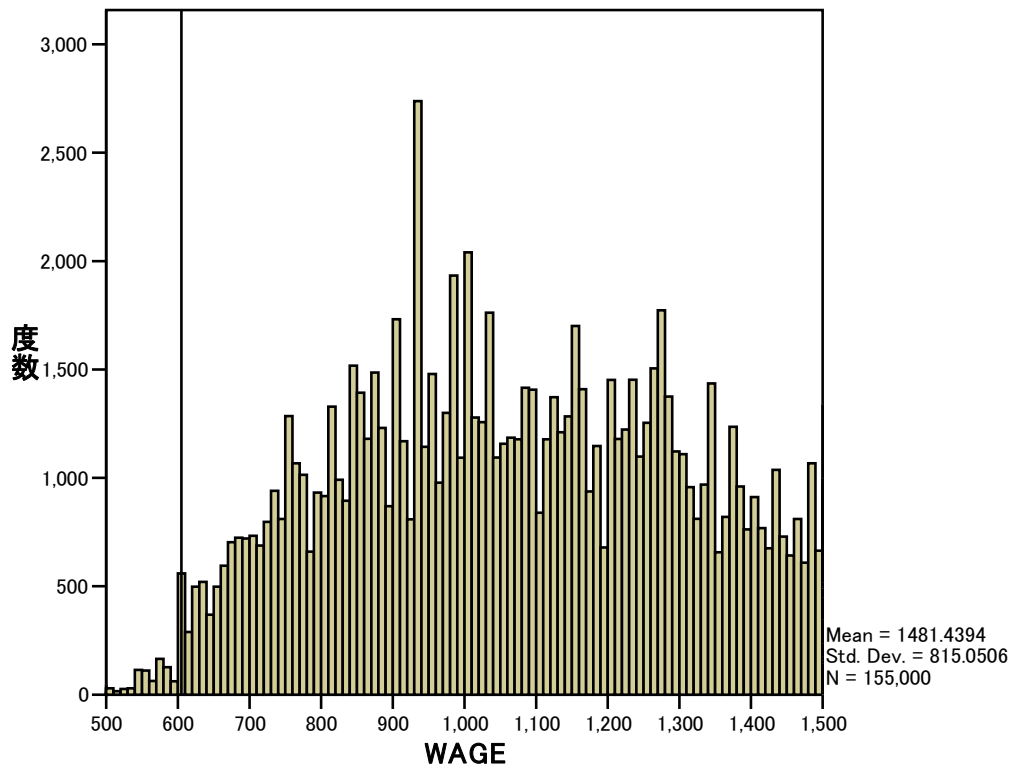


図3-42 長崎（一般労働者）

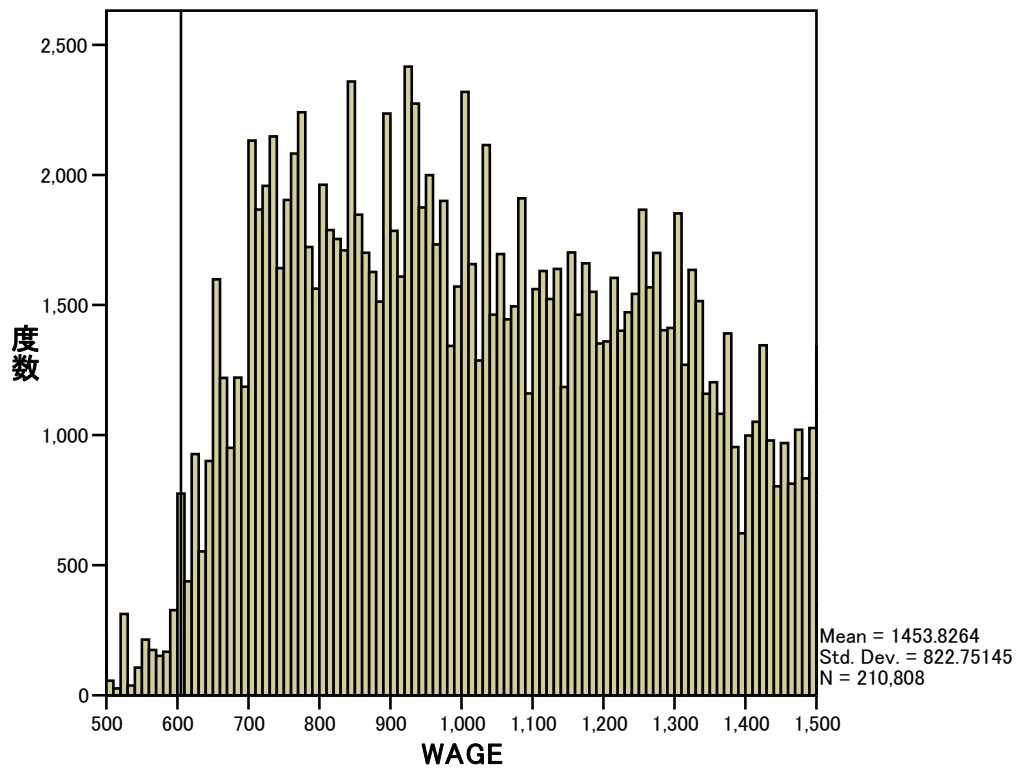


図 3 - 4 3 熊本（一般労働者）

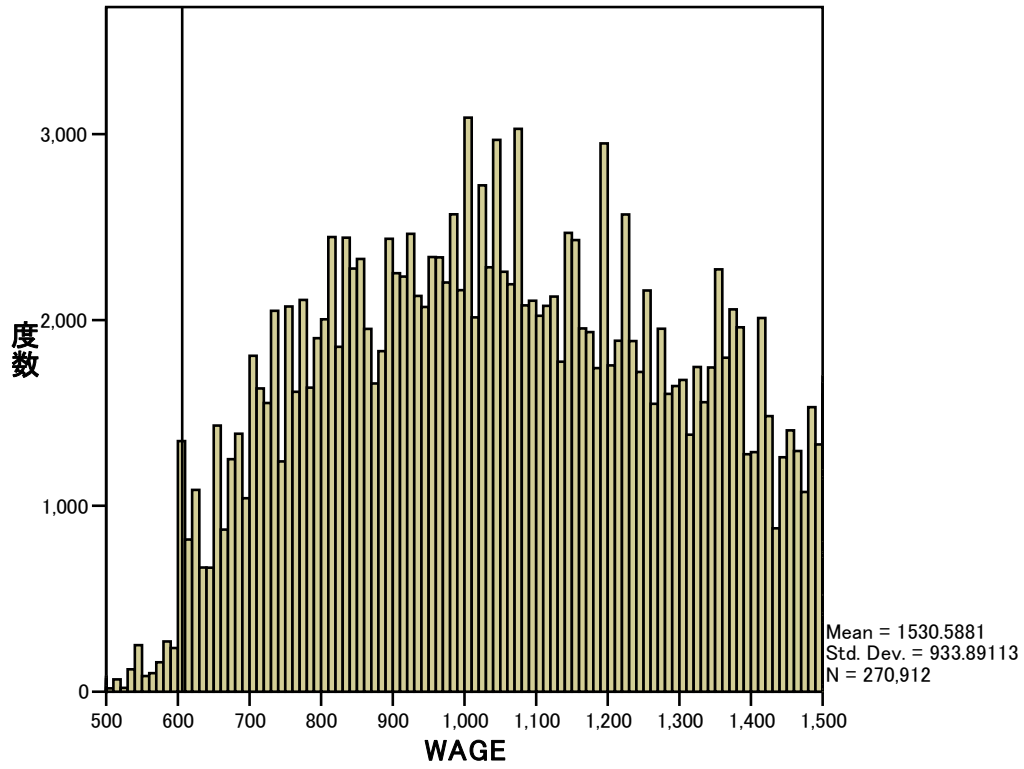


図 3 - 4 4 大分（一般労働者）

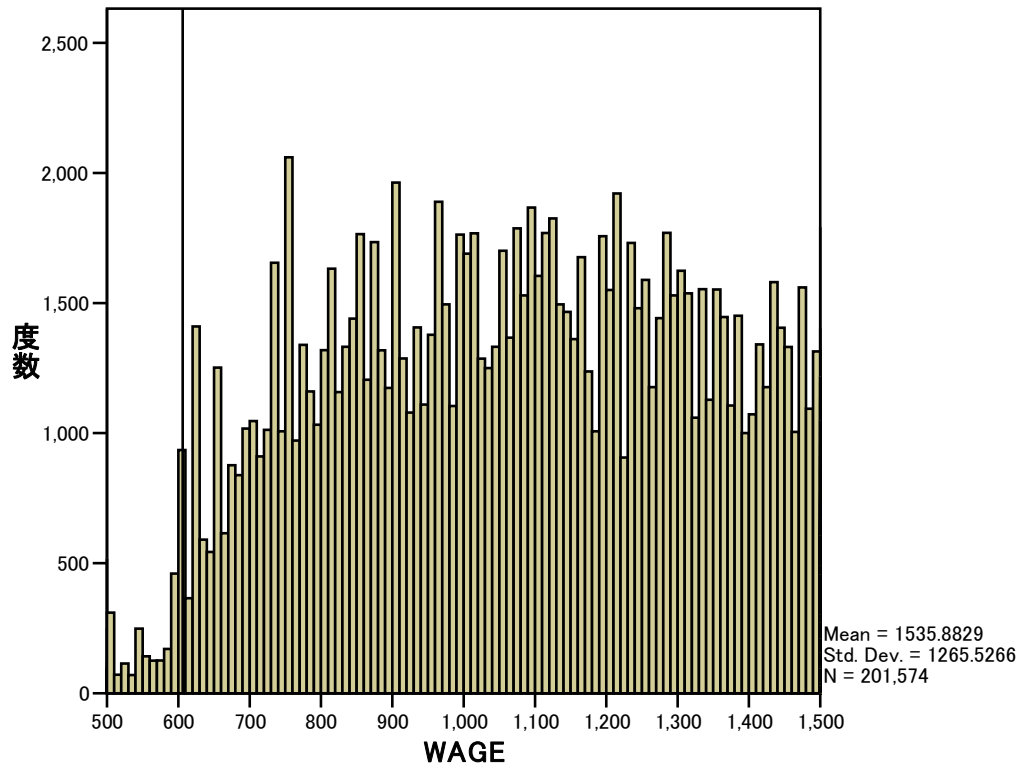


図 3 - 4 5 宮崎 (一般労働者)

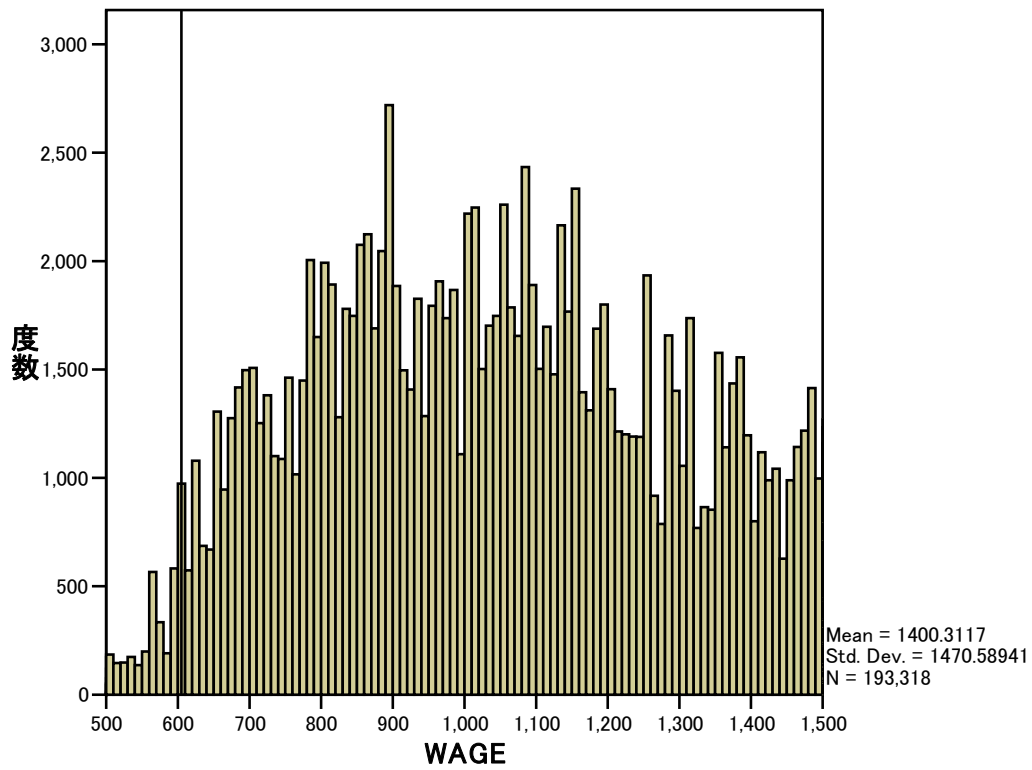


図 3 - 4 6 鹿児島 (一般労働者)

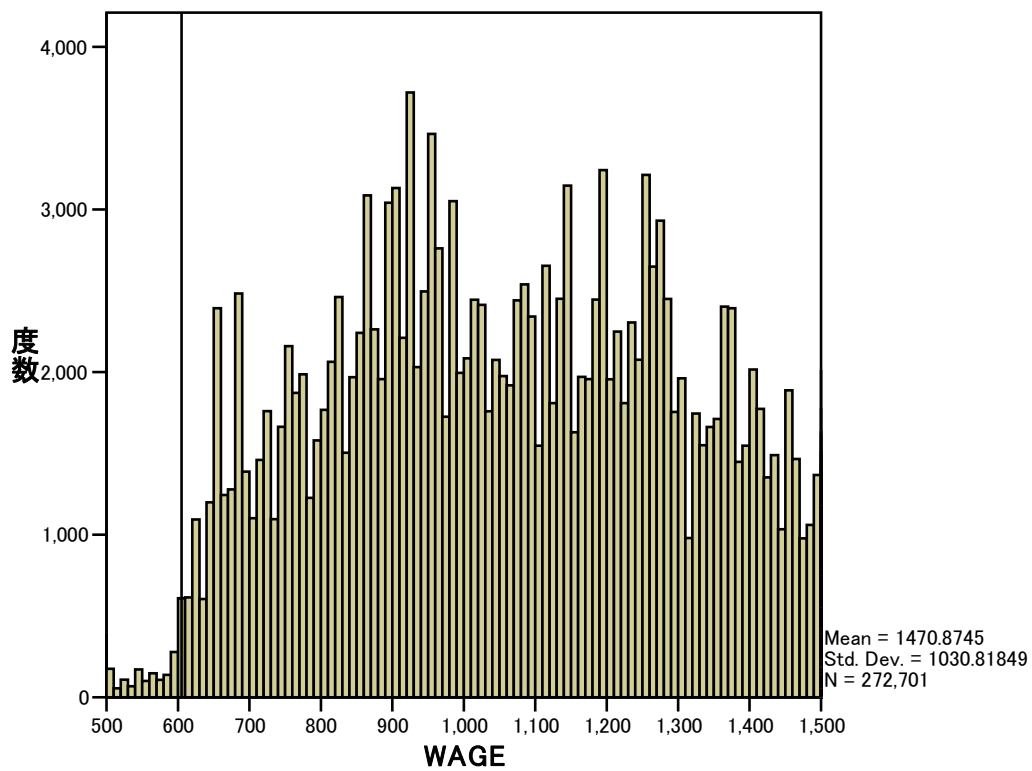


図3-47 沖縄（一般労働者）

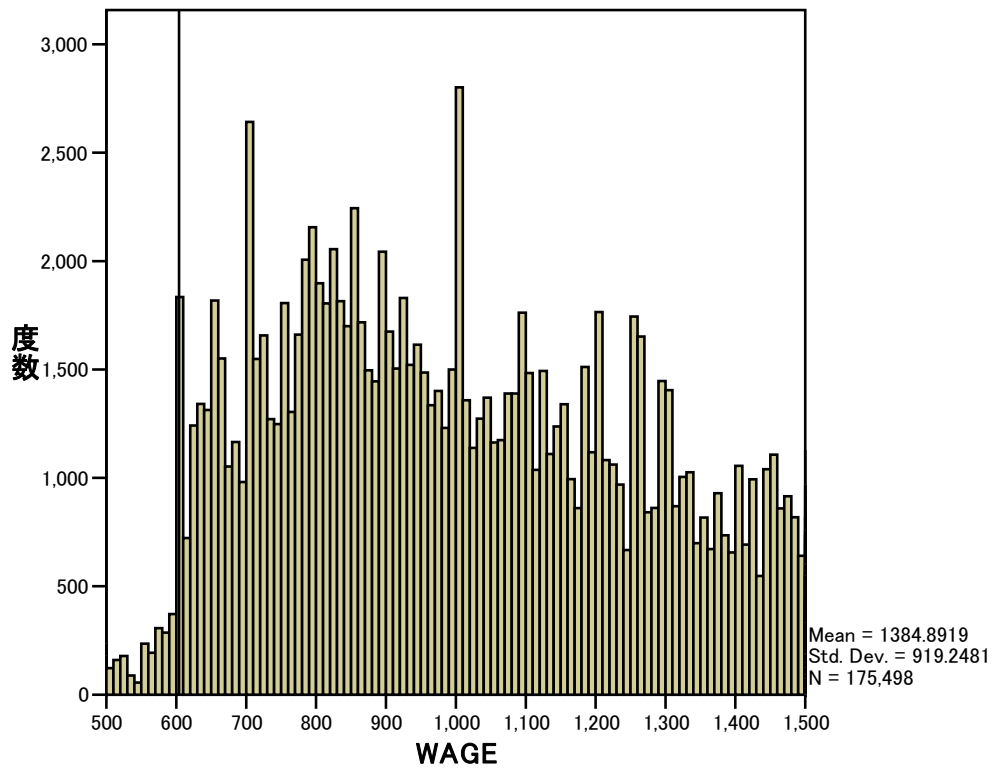


図3-48 北海道（パートタイム労働者）

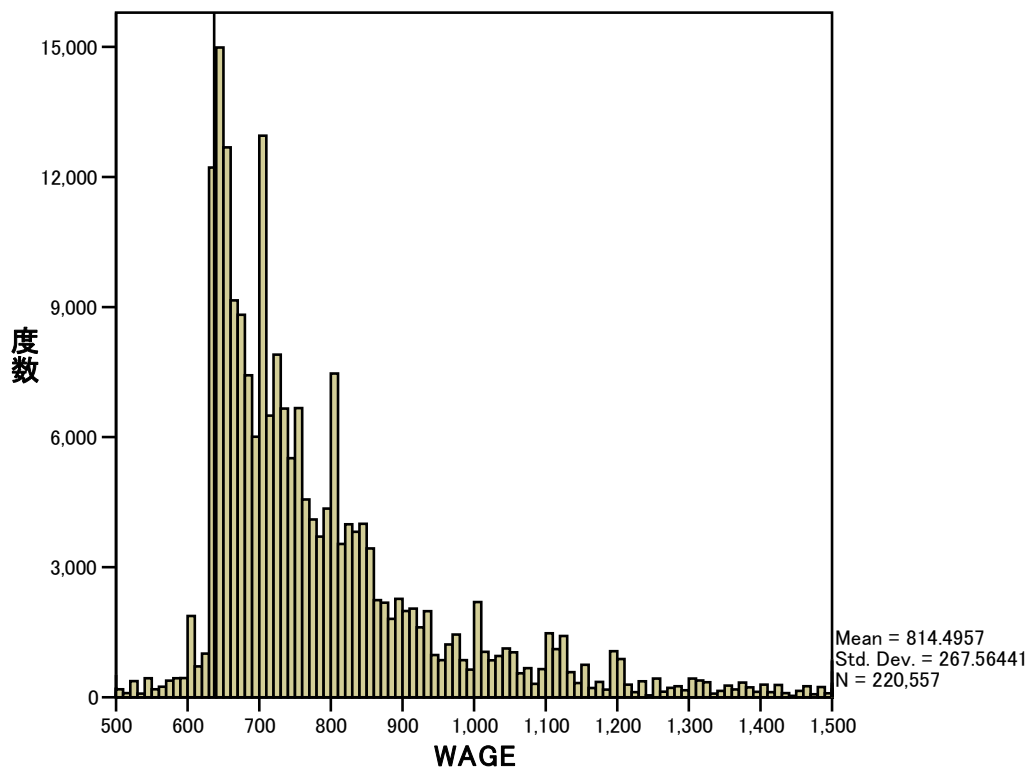


図3-49 青森（パートタイム労働者）

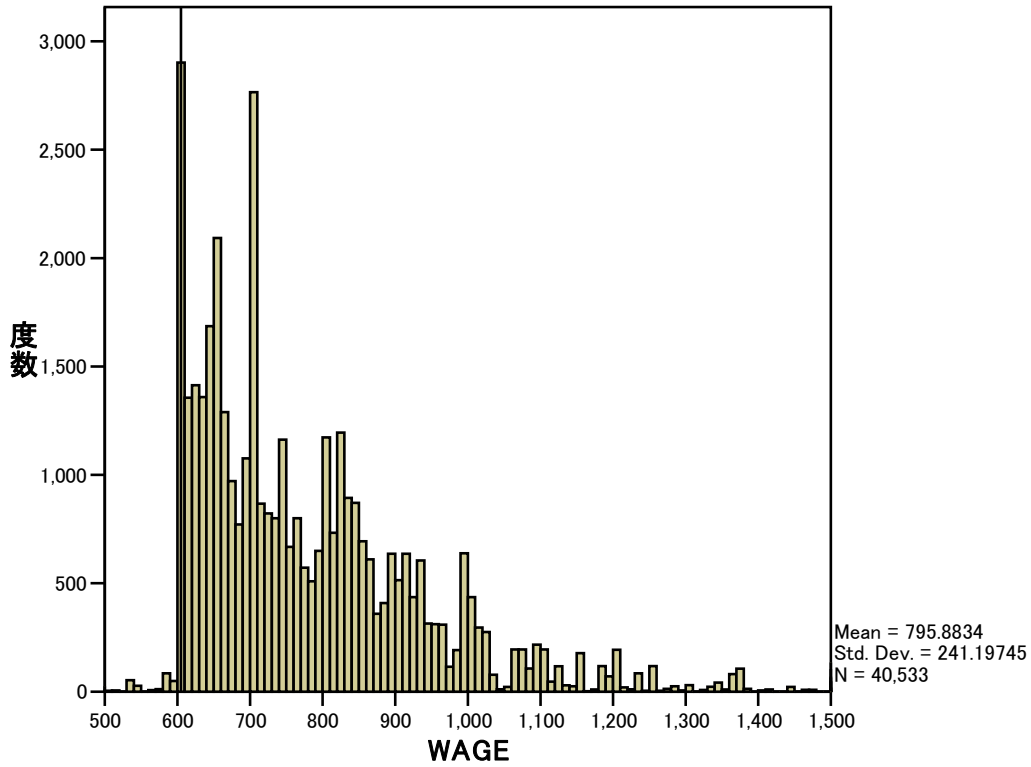


図3-50 岩手（パートタイム労働者）

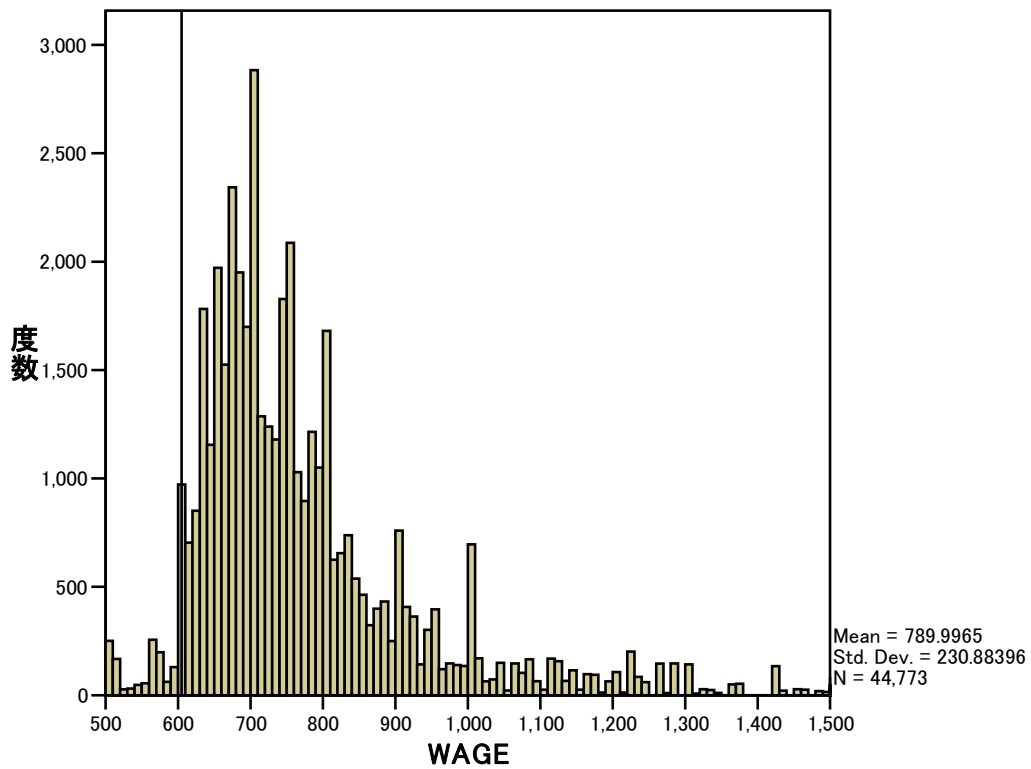


図3-51 宮城（パートタイム労働者）

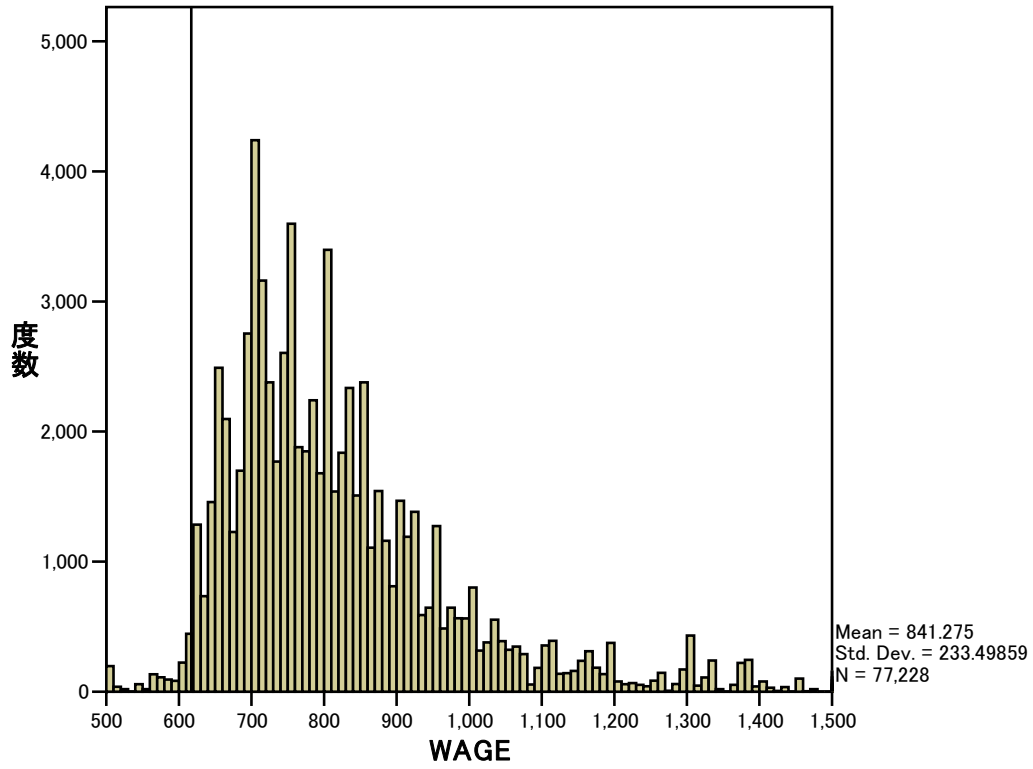


図3-52 秋田（パートタイム労働者）

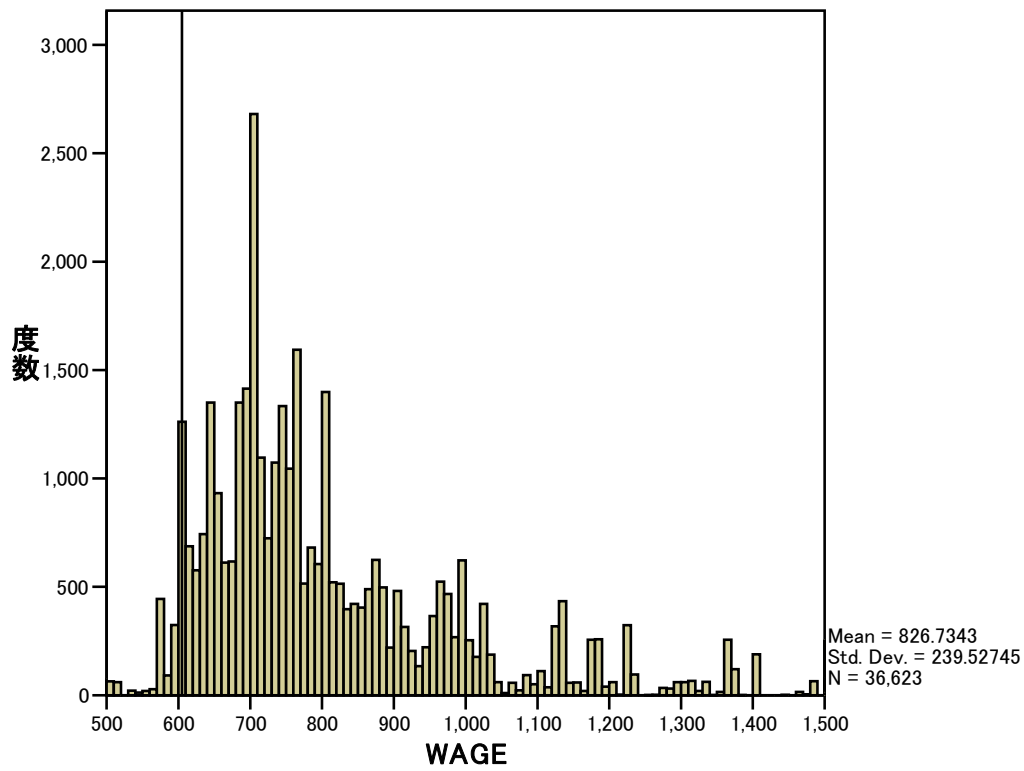




図3-53 山形（パートタイム労働者）

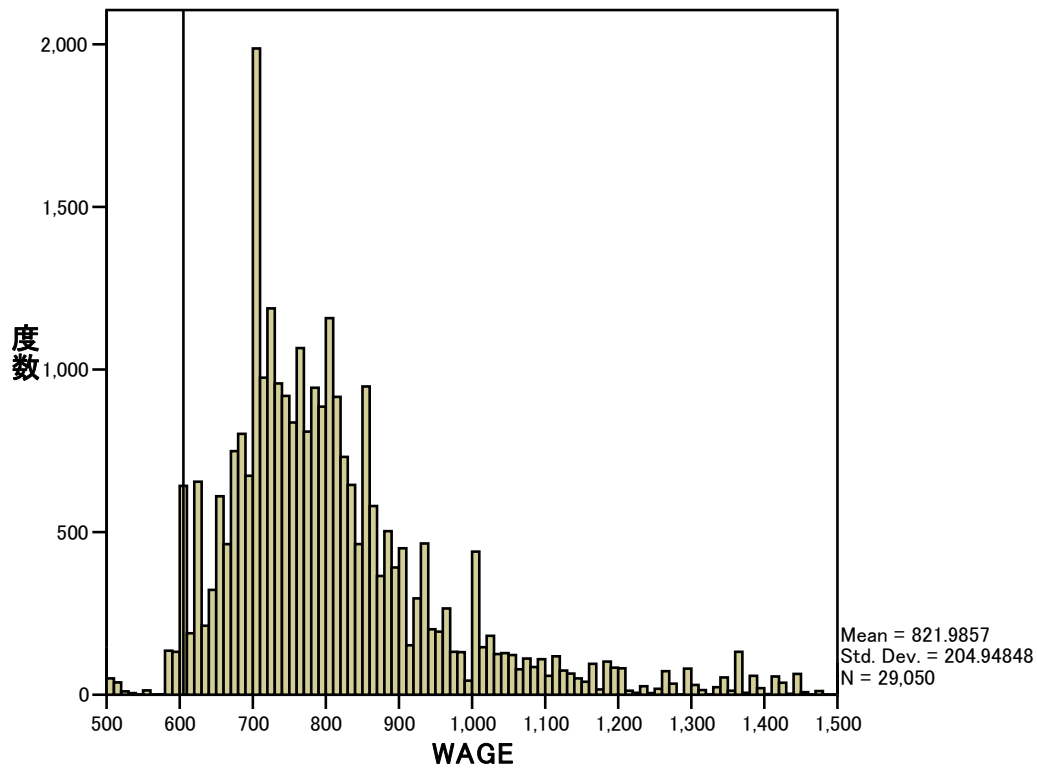


図3-54 福島（パートタイム労働者）

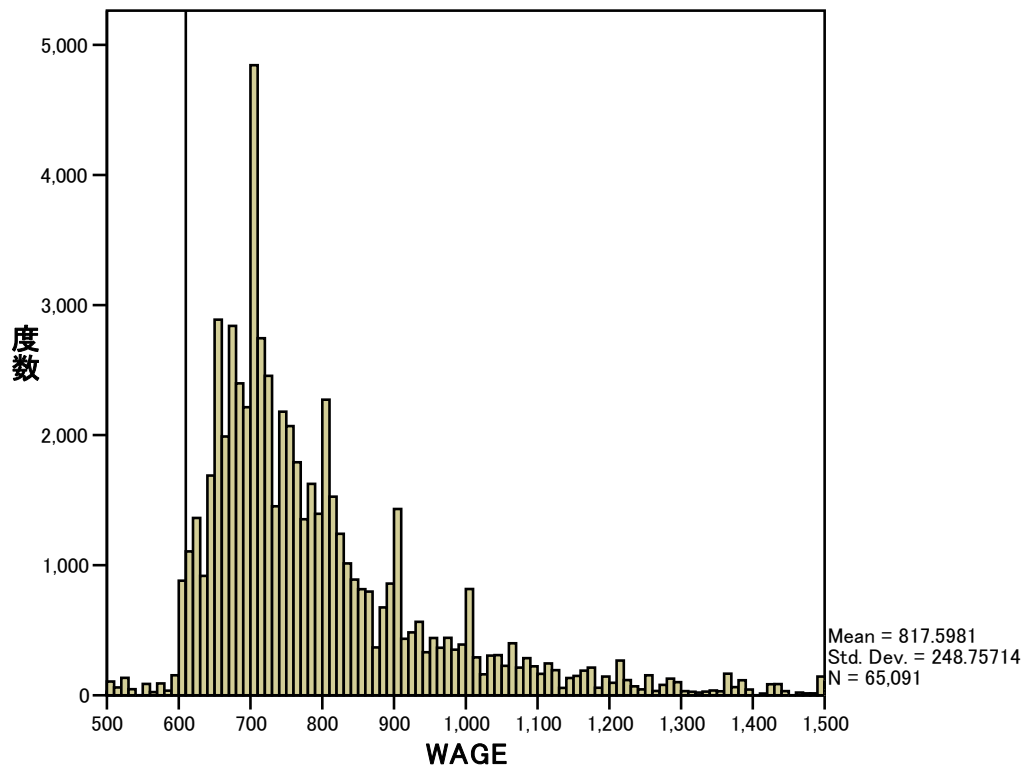


図3-55 茨城（パートタイム労働者）

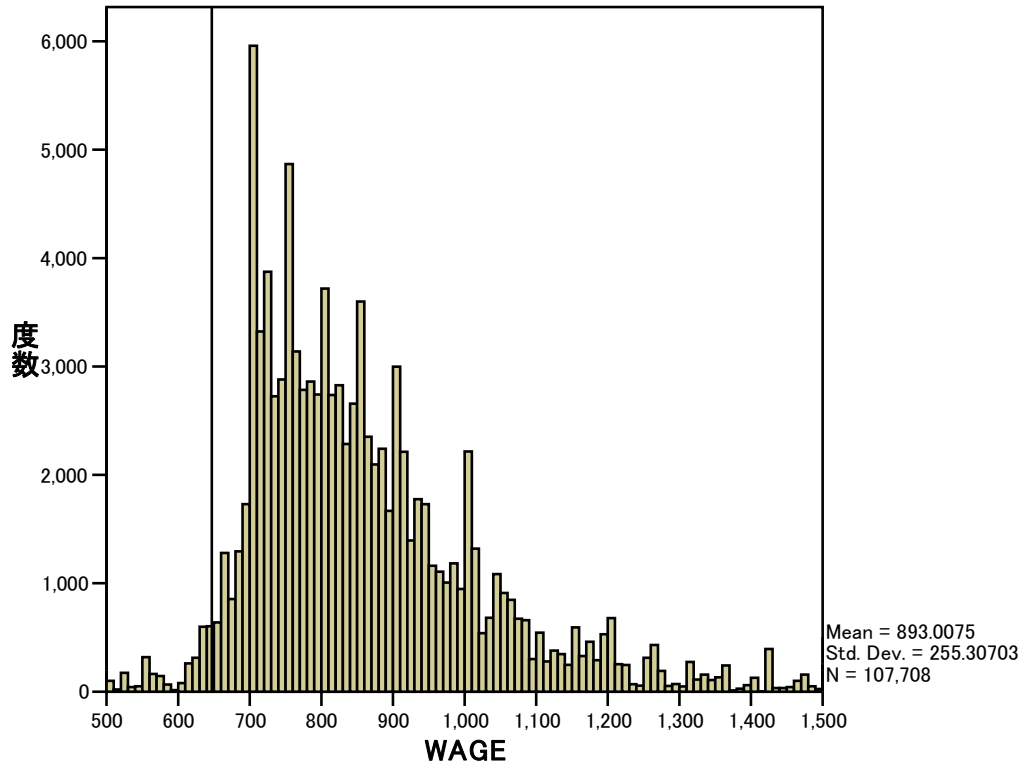


図3-56 栃木（パートタイム労働者）

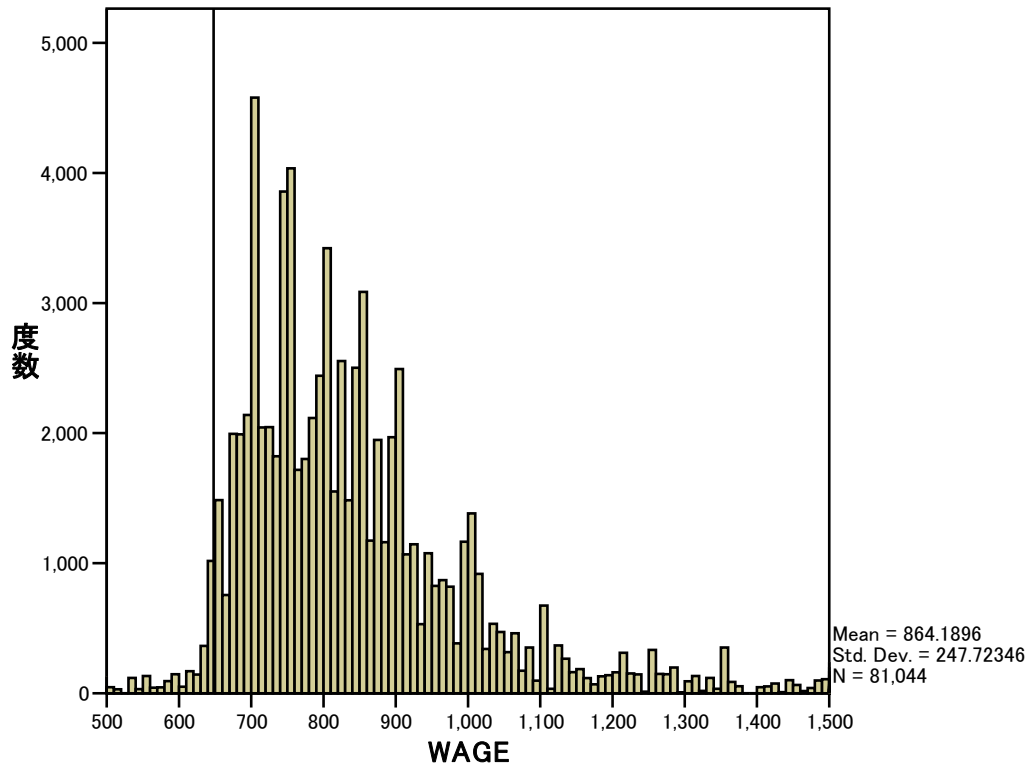


図3-57 群馬 (パートタイム労働者)

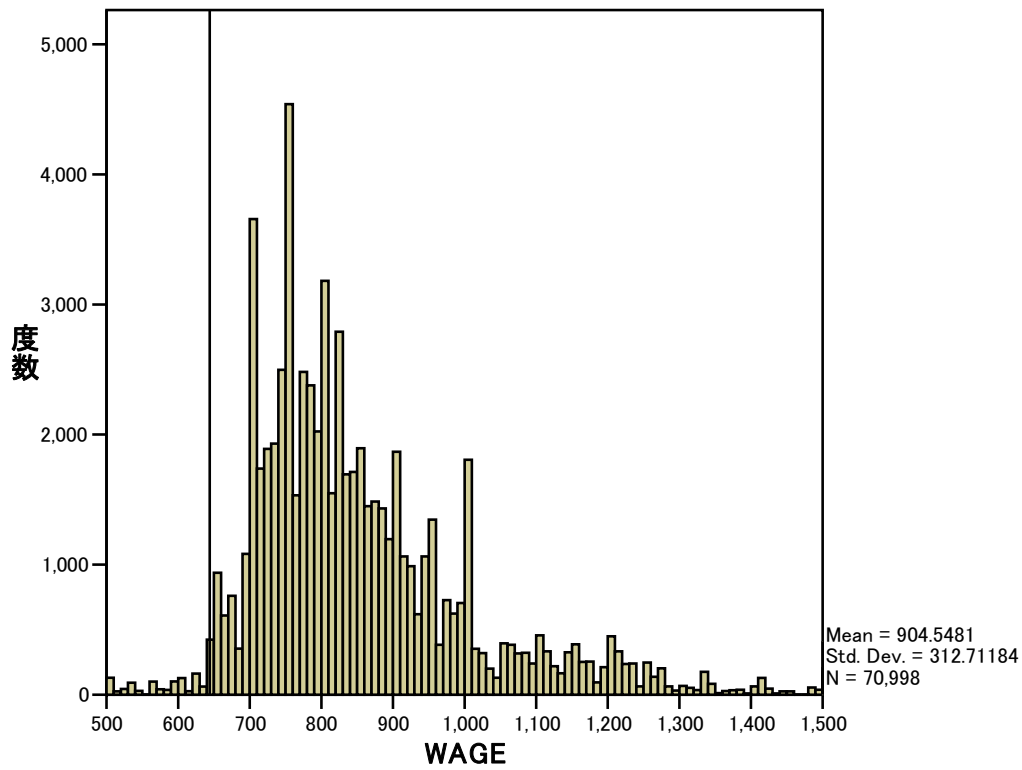


図3-58 埼玉 (パートタイム労働者)

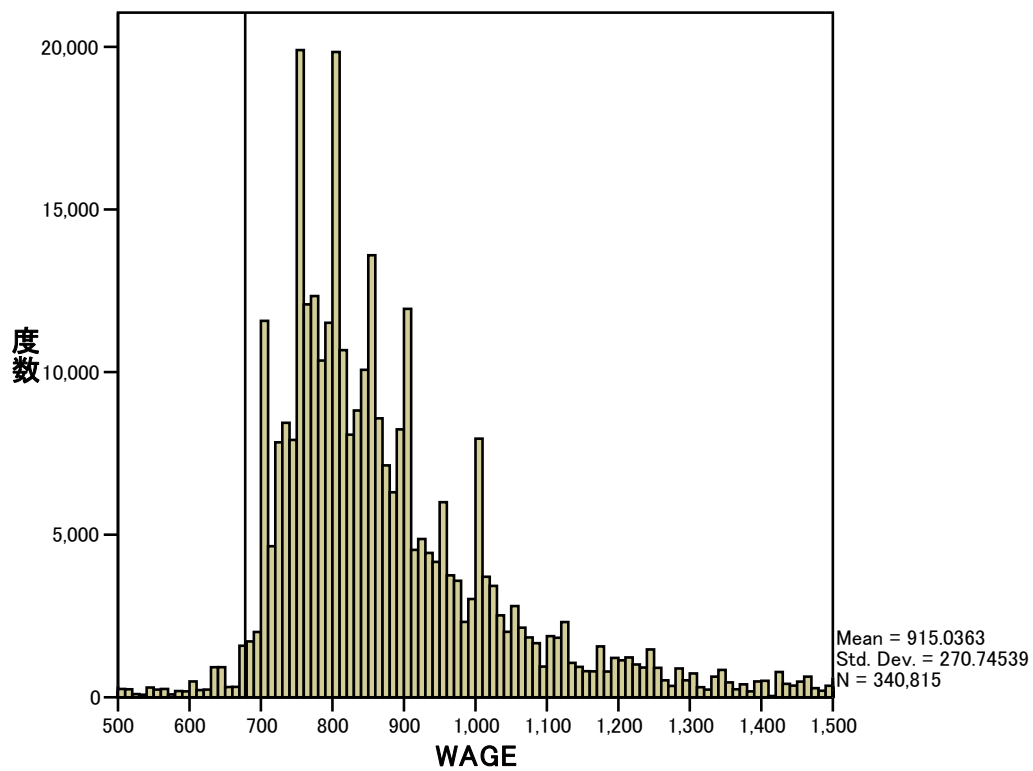


図3-59 千葉 (パートタイム労働者)

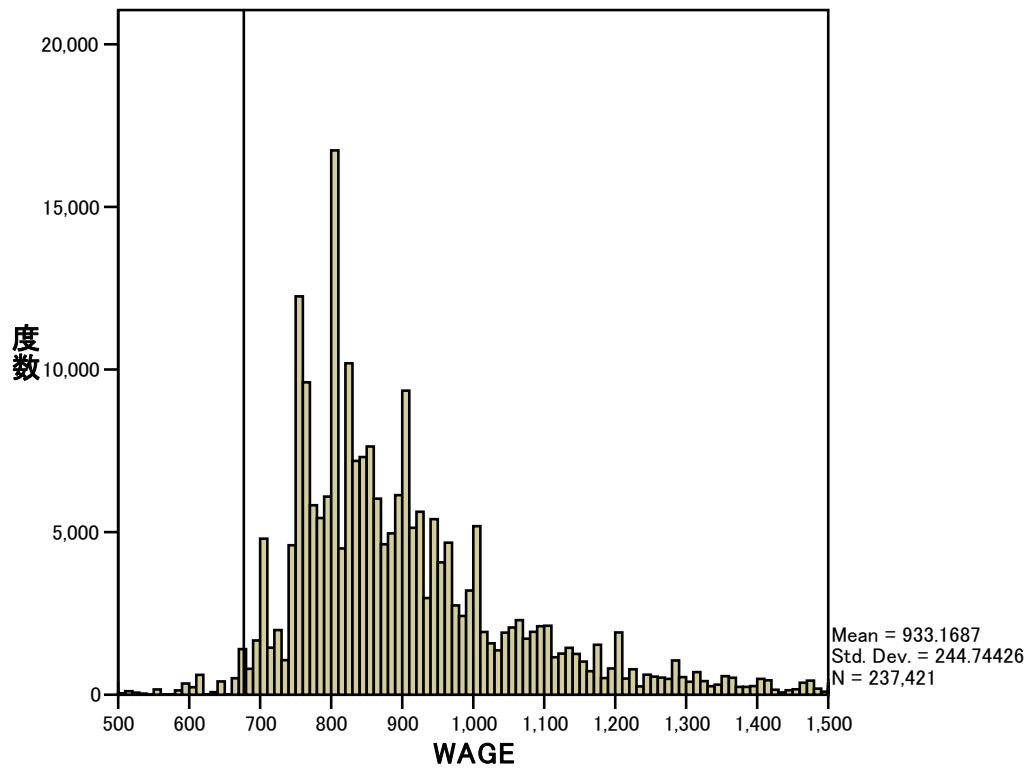


図3-60 東京 (パートタイム労働者)

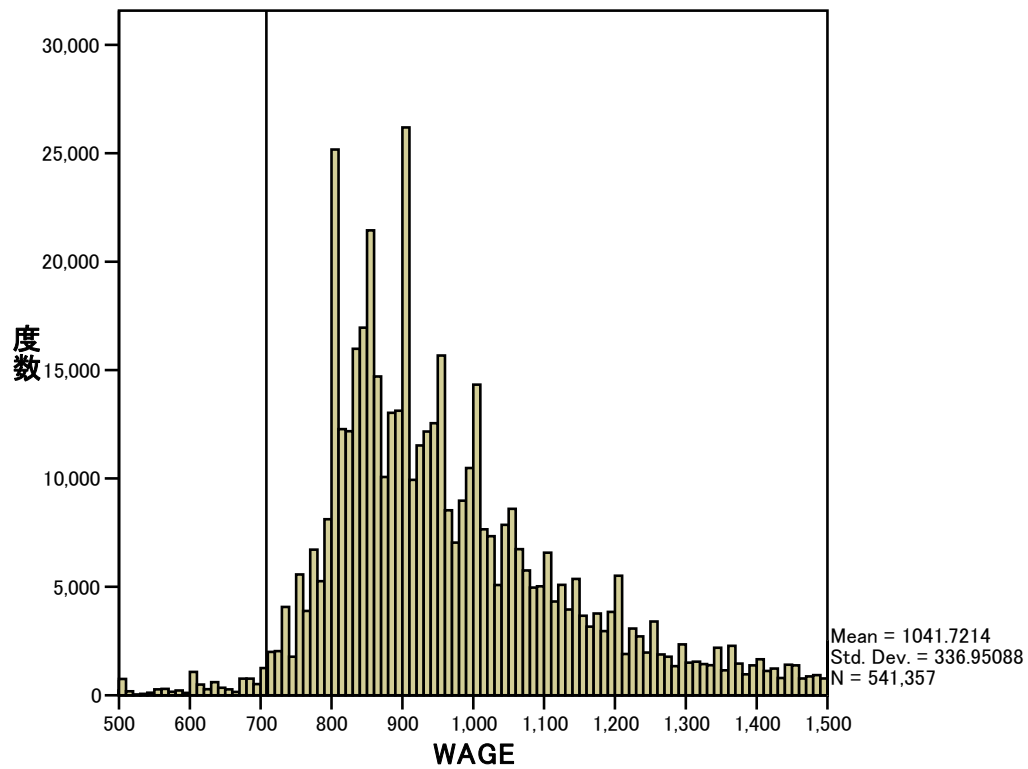


図3-61 神奈川（パートタイム労働者）

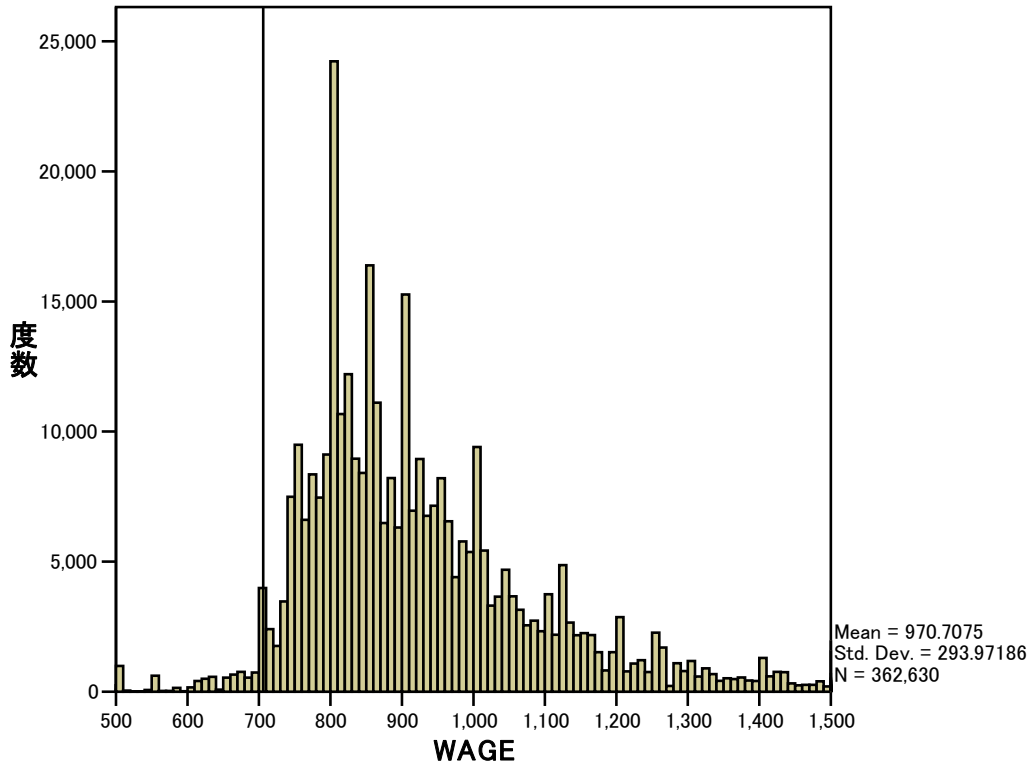


図3-62 新潟（パートタイム労働者）

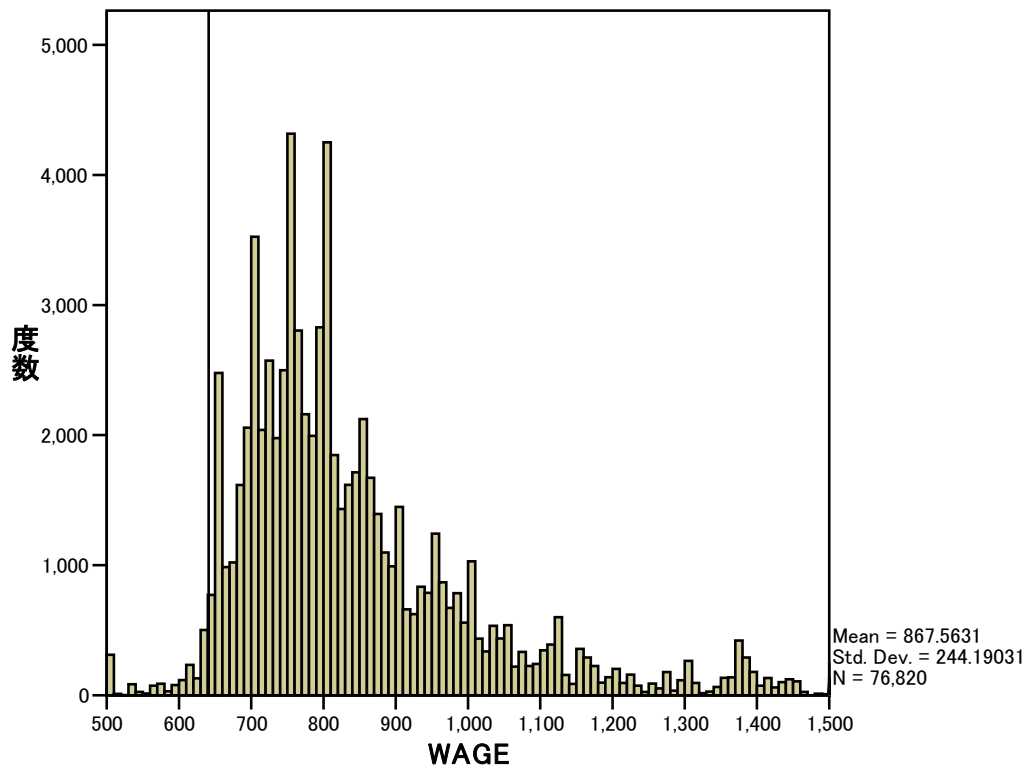


図3-63 富山（パートタイム労働者）

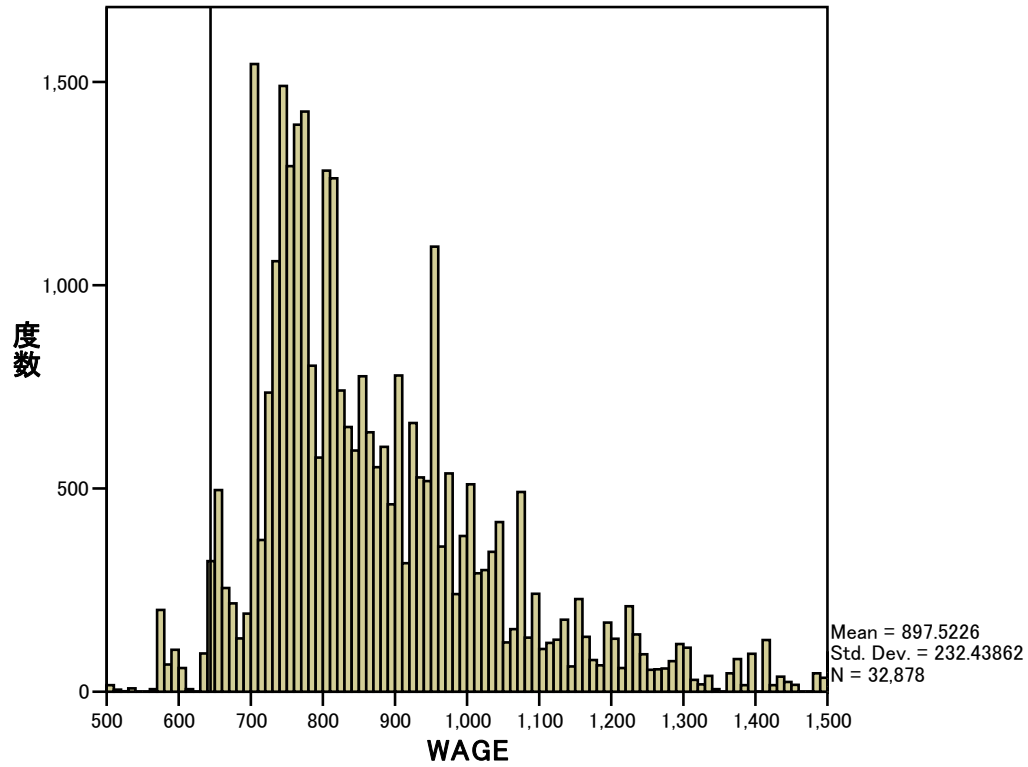


図3-64 石川（パートタイム労働者）

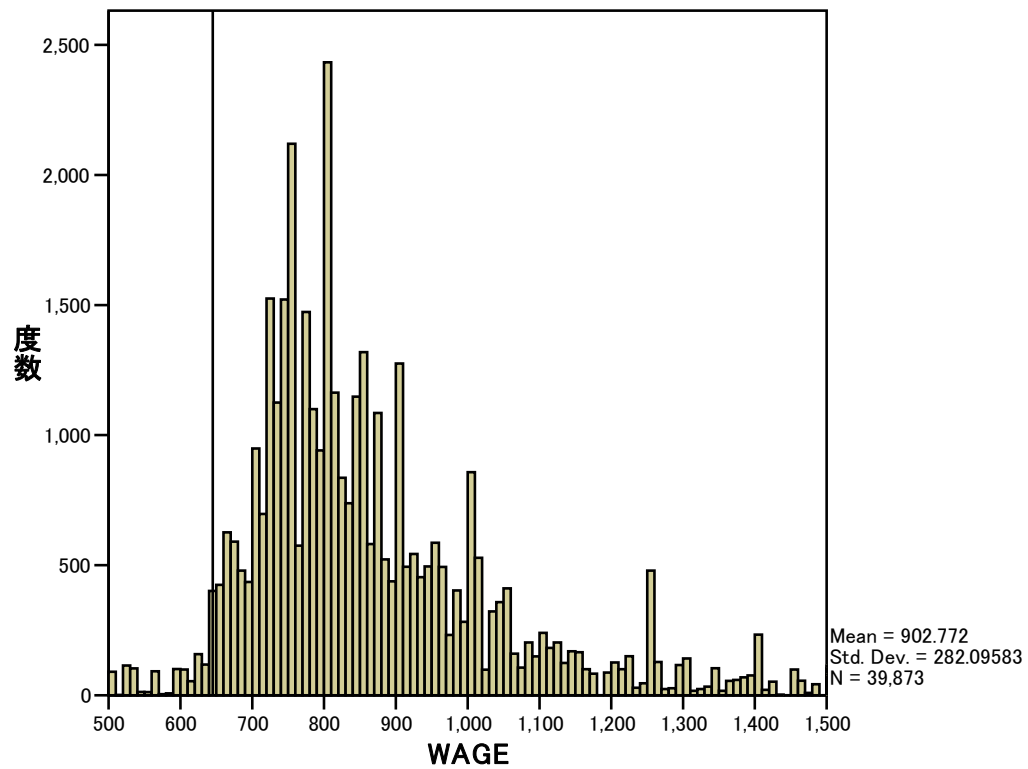


図3-65 福井（パートタイム労働者）

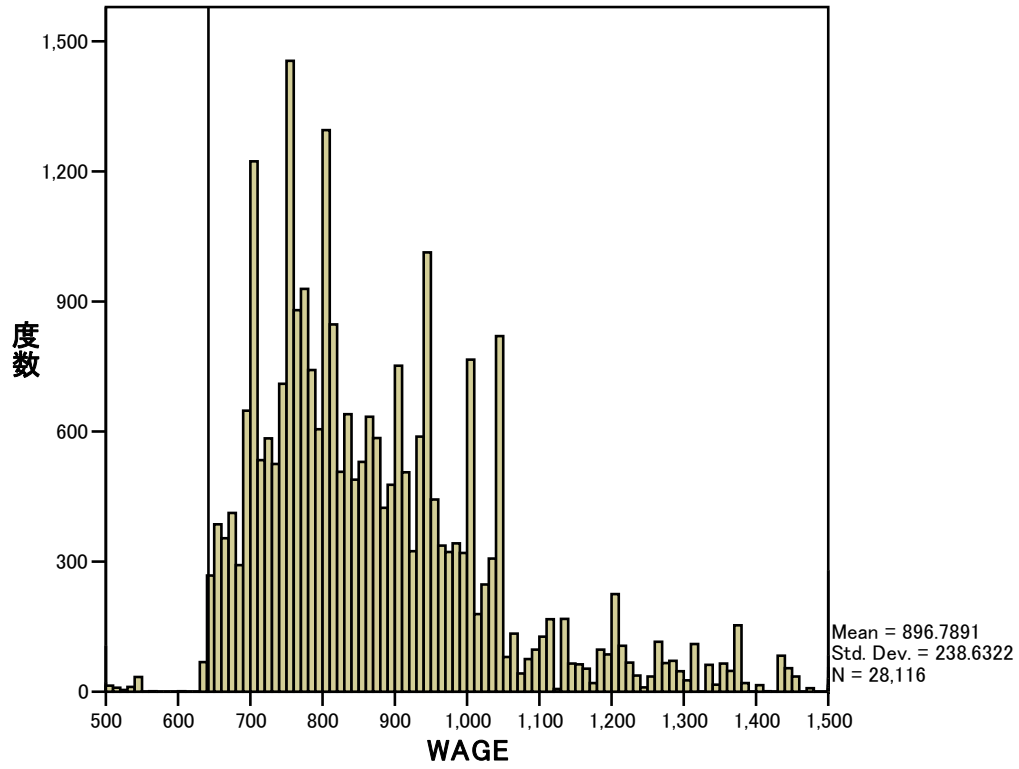


図3-66 山梨（パートタイム労働者）

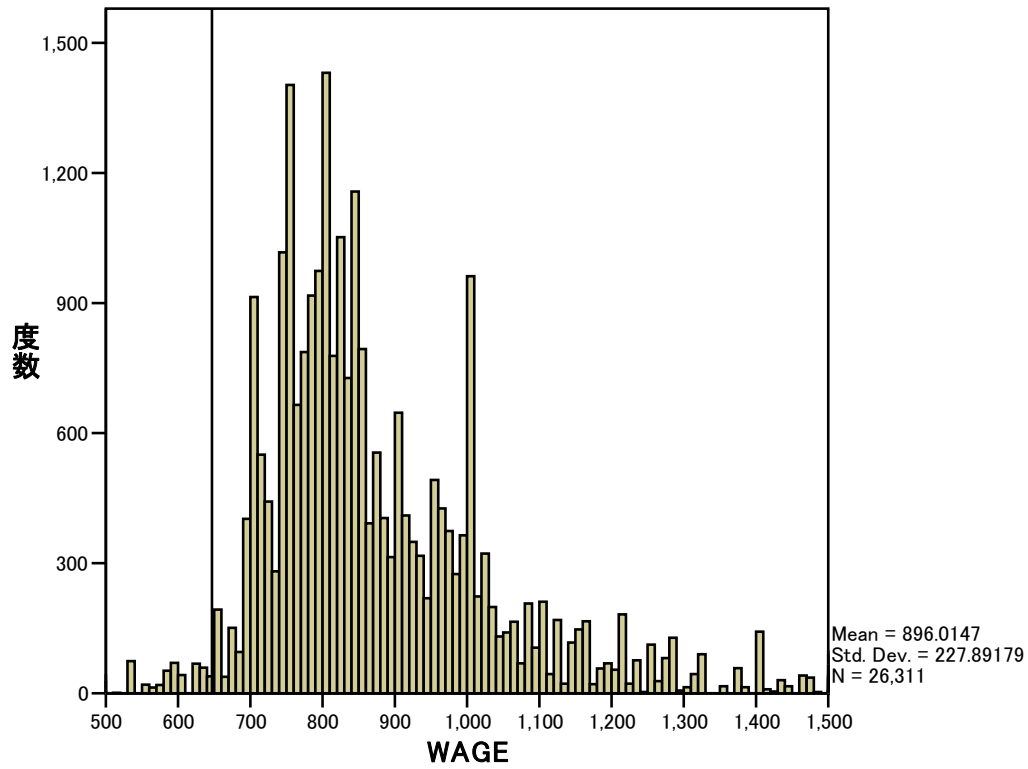


図3-67 長野（パートタイム労働者）

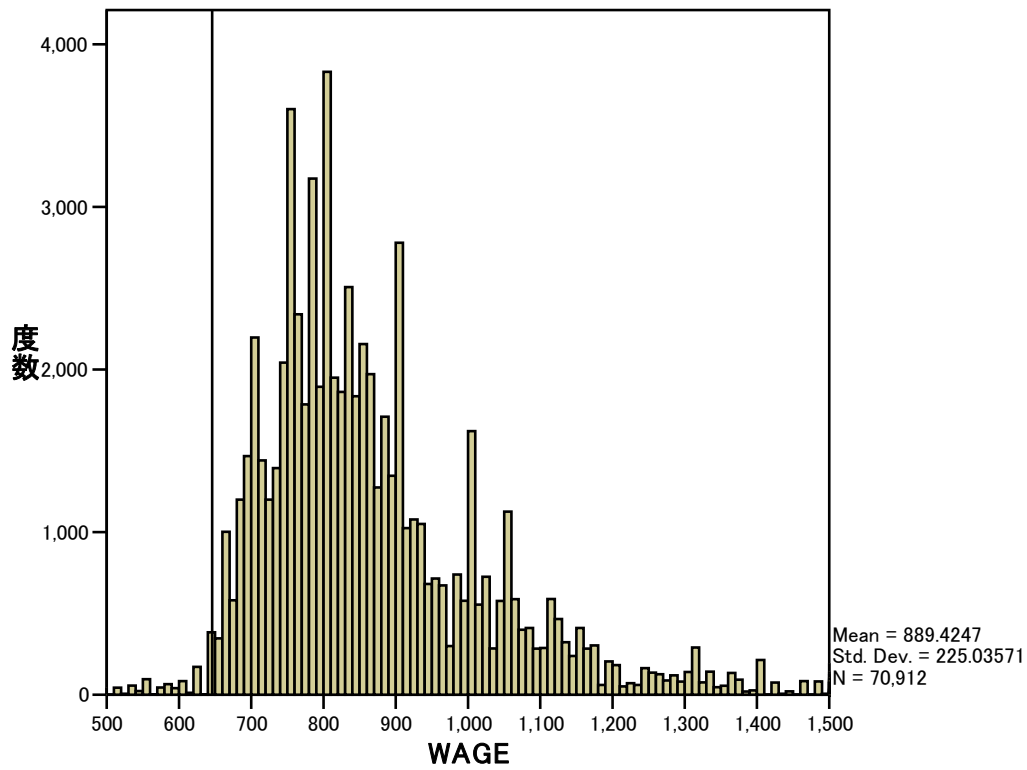


図3-68 岐阜（パートタイム労働者）

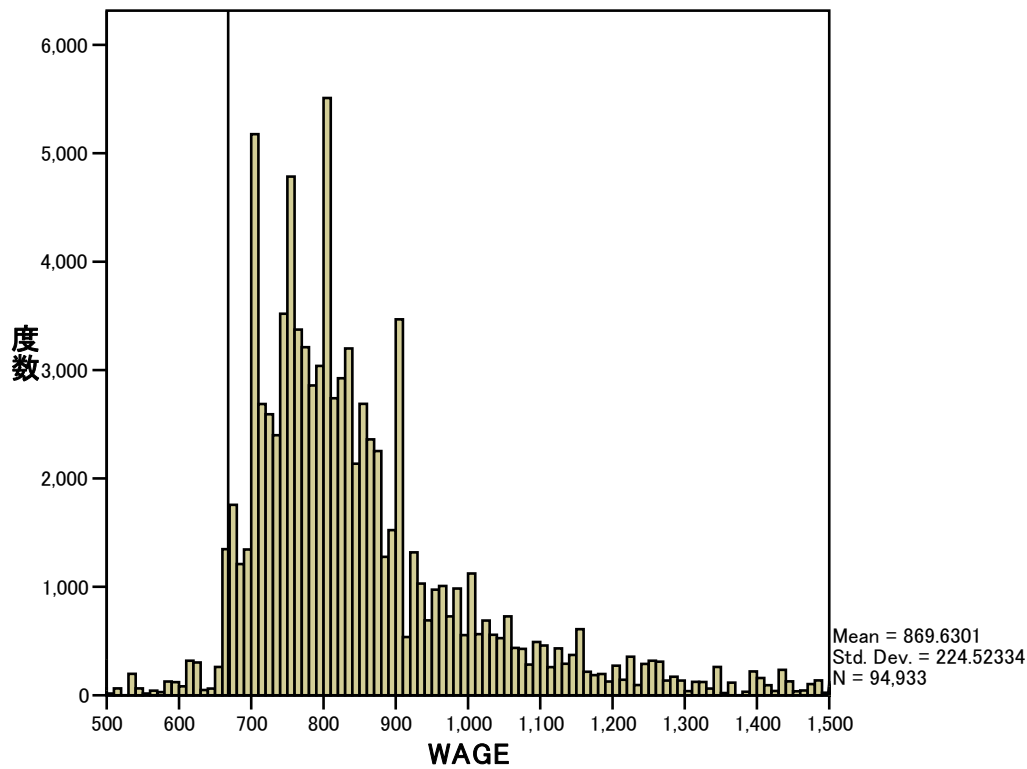




図3-69 静岡（パートタイム労働者）

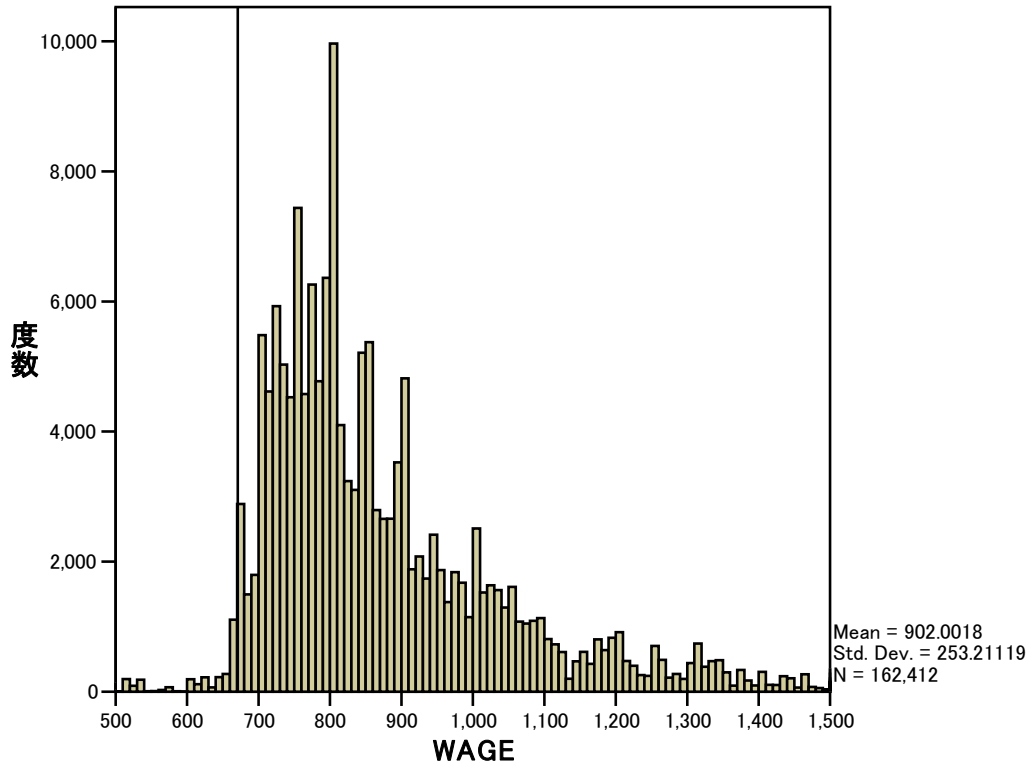


図3-70 愛知（パートタイム労働者）

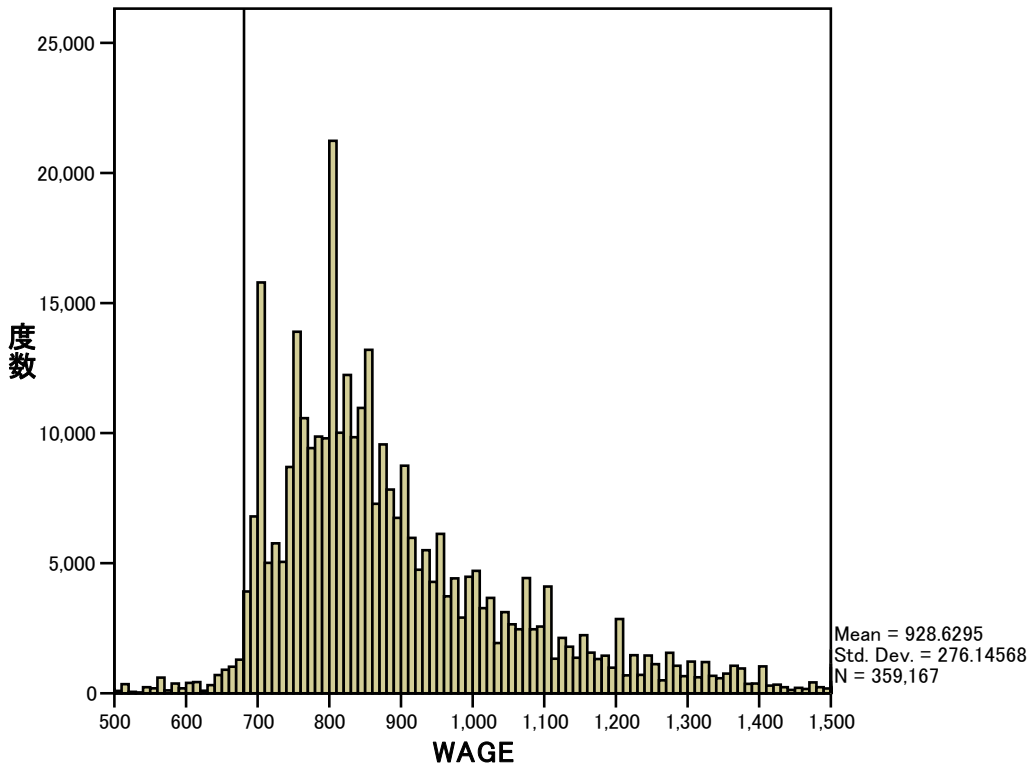


図3-71 三重（パートタイム労働者）

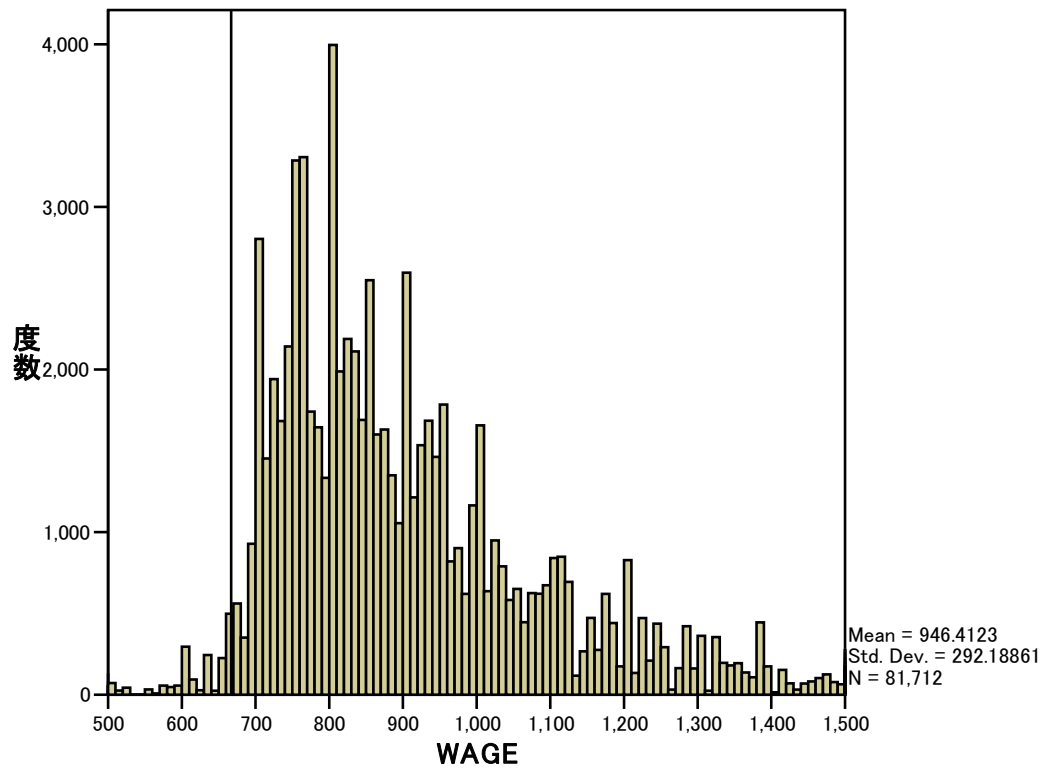


図3-72 滋賀（パートタイム労働者）

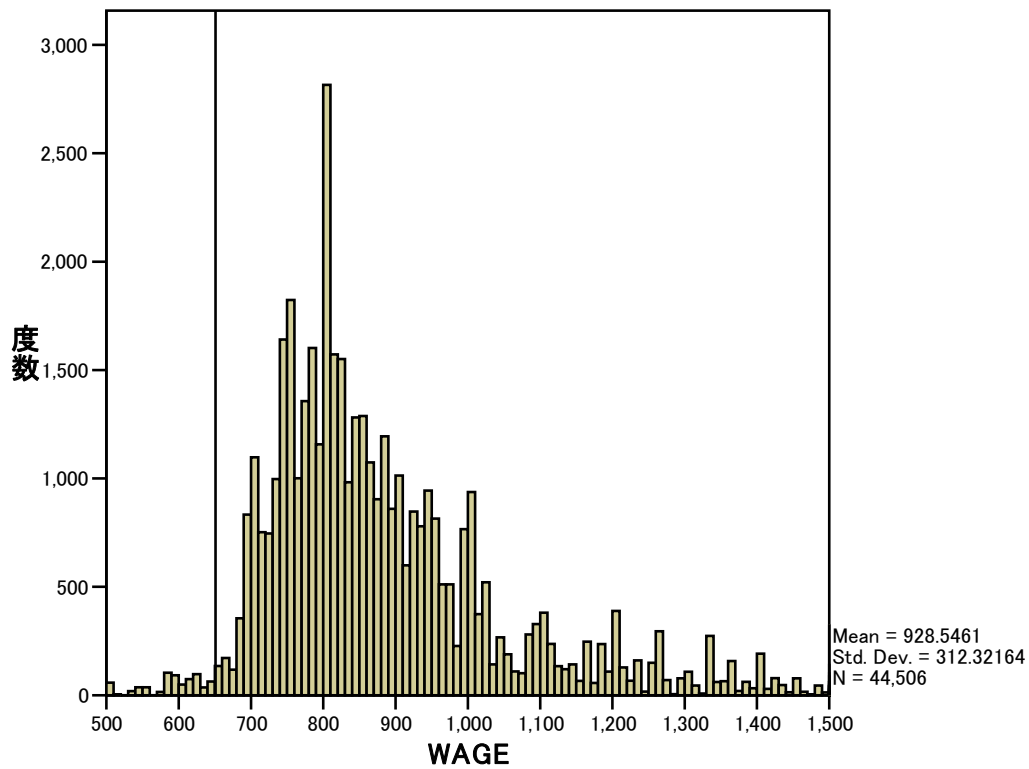


図3-73 京都（パートタイム労働者）

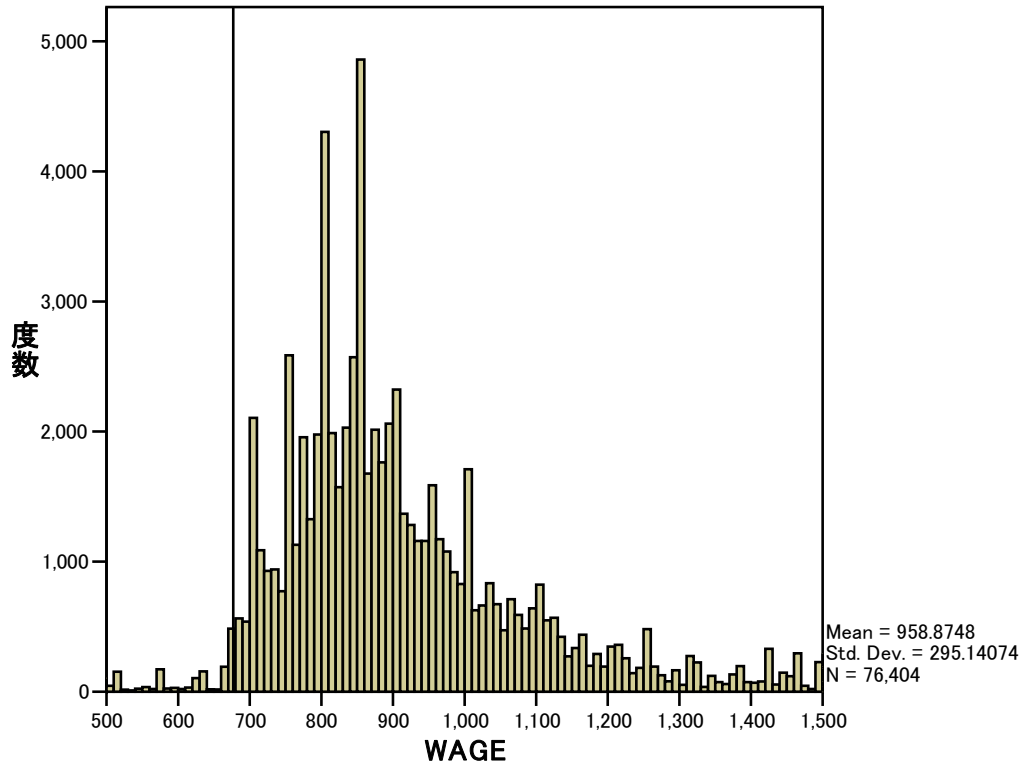


図3-74 大阪（パートタイム労働者）

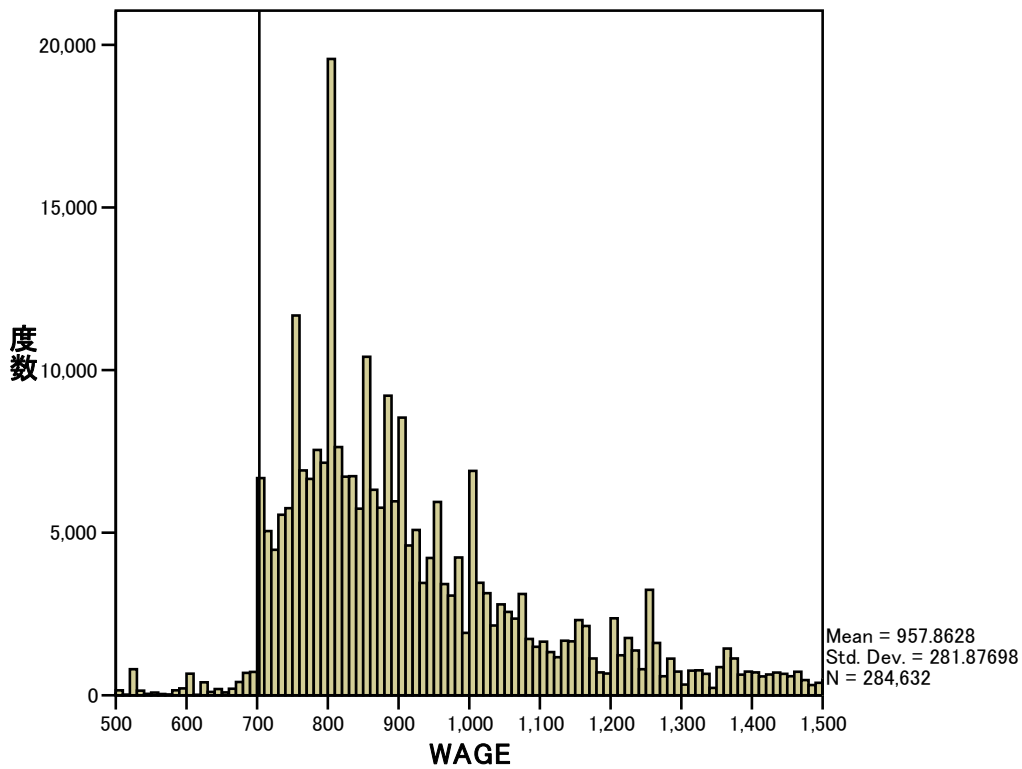


図3-75 兵庫（パートタイム労働者）

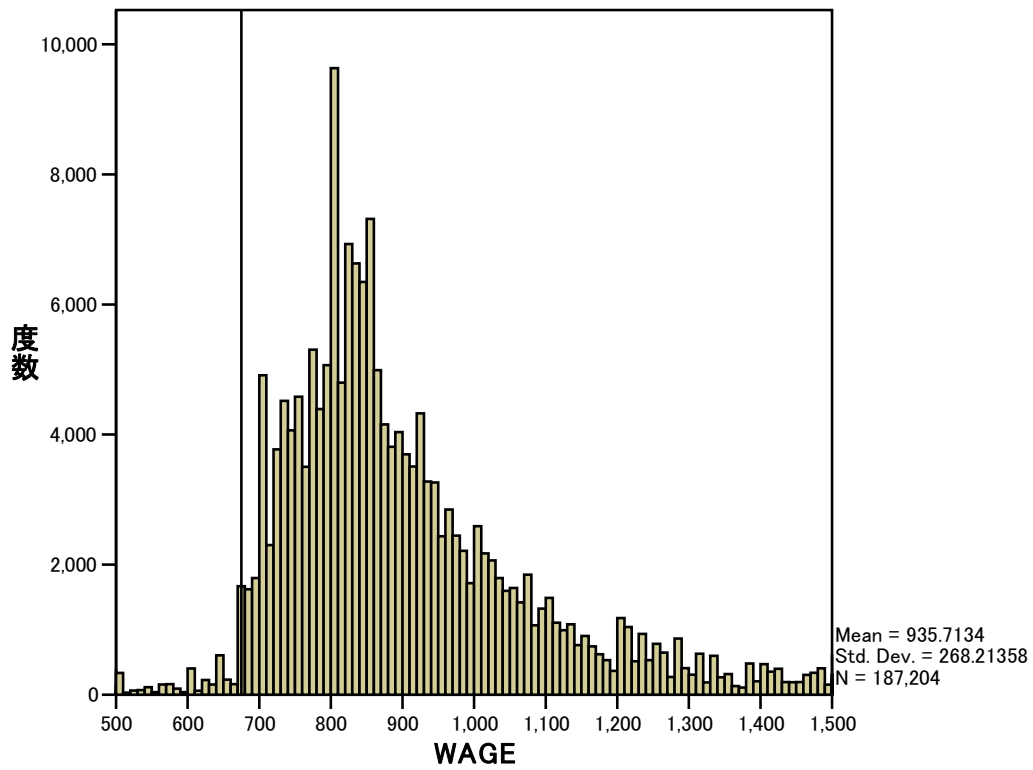


図3-76 奈良（パートタイム労働者）

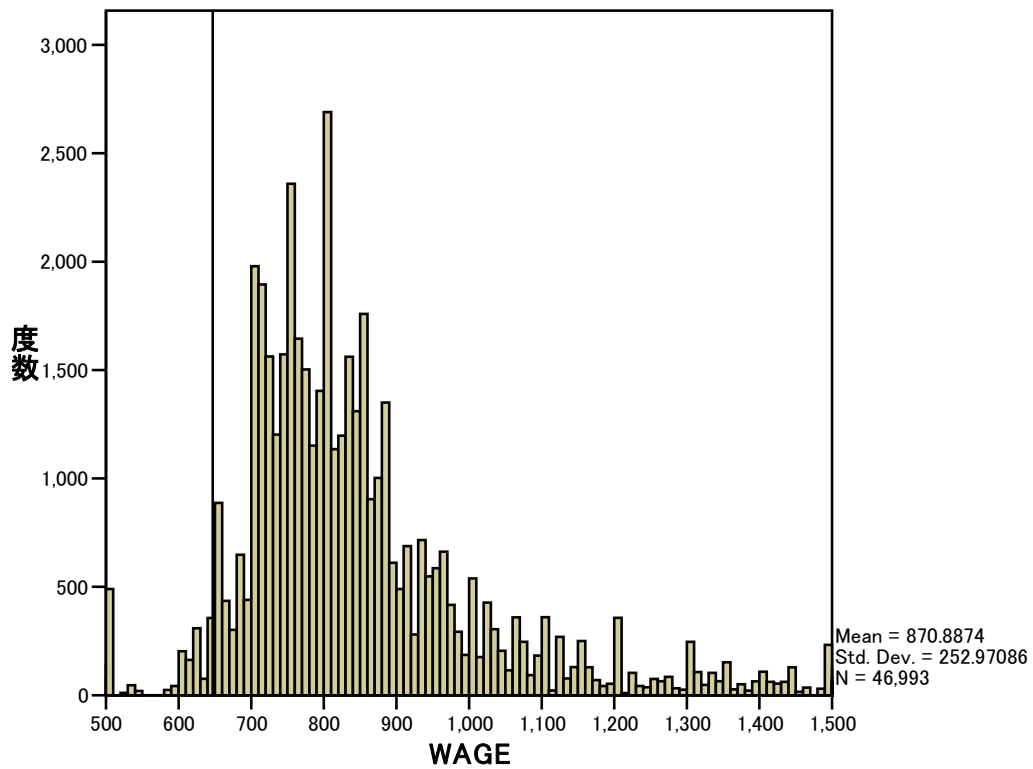


図3-77 和歌山（パートタイム労働者）

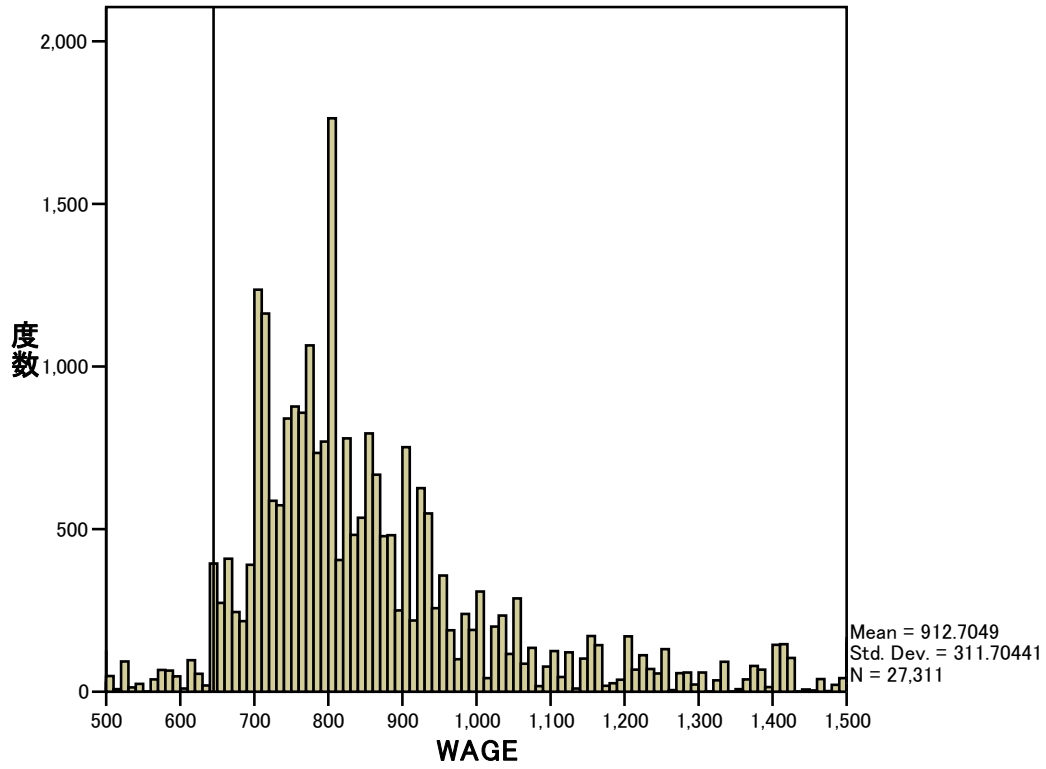


図3-78 鳥取（パートタイム労働者）

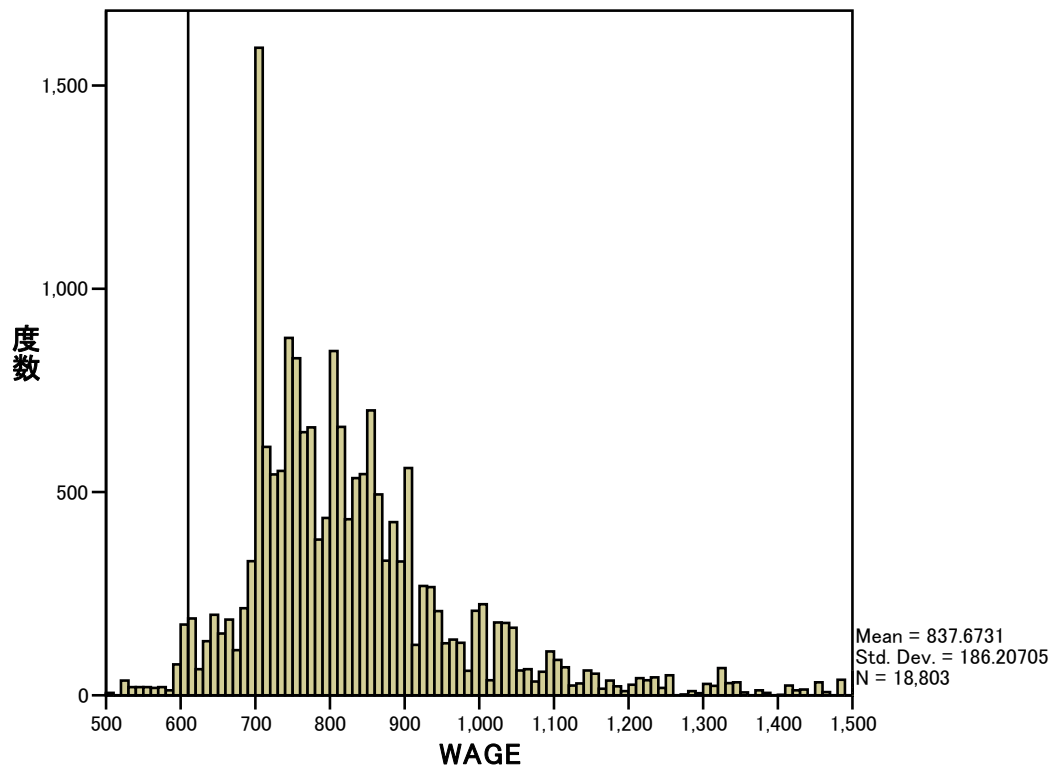


図3-79 島根 (パートタイム労働者)

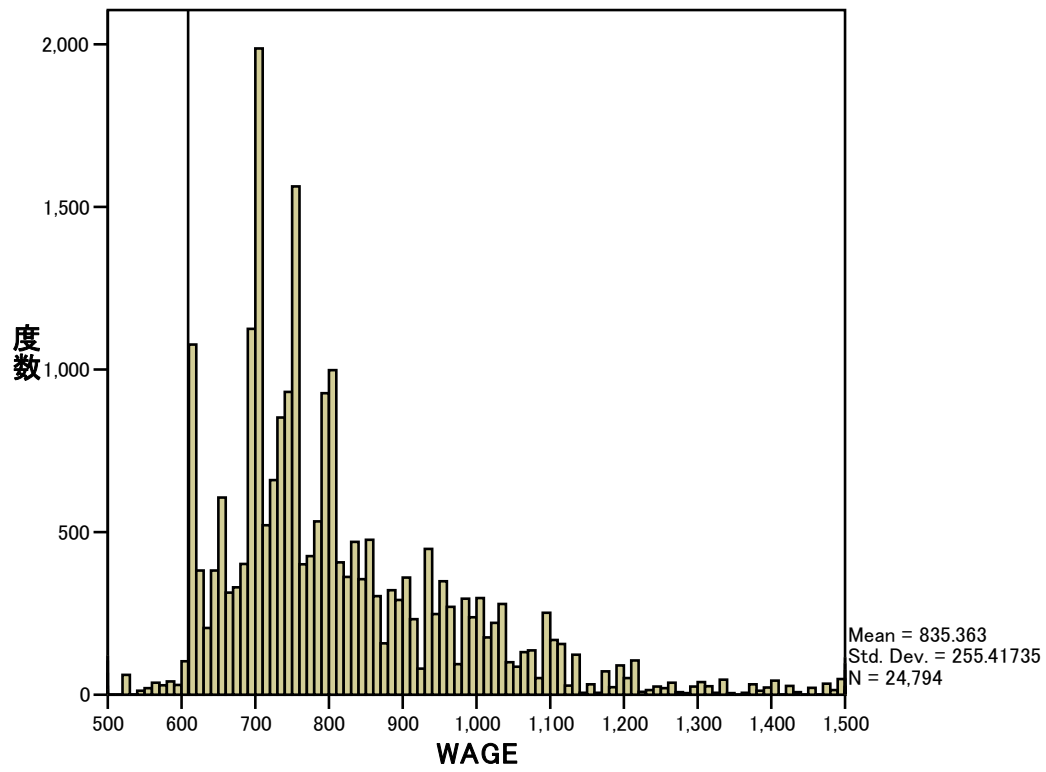


図3-80 岡山 (パートタイム労働者)

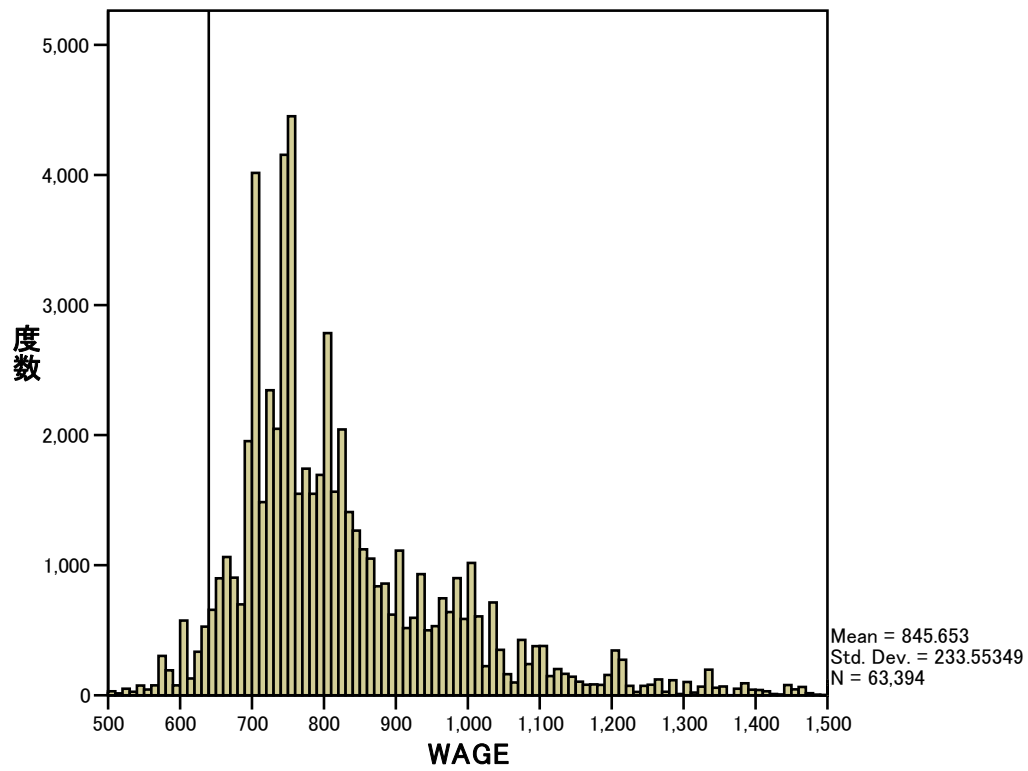


図3-81 広島（パートタイム労働者）

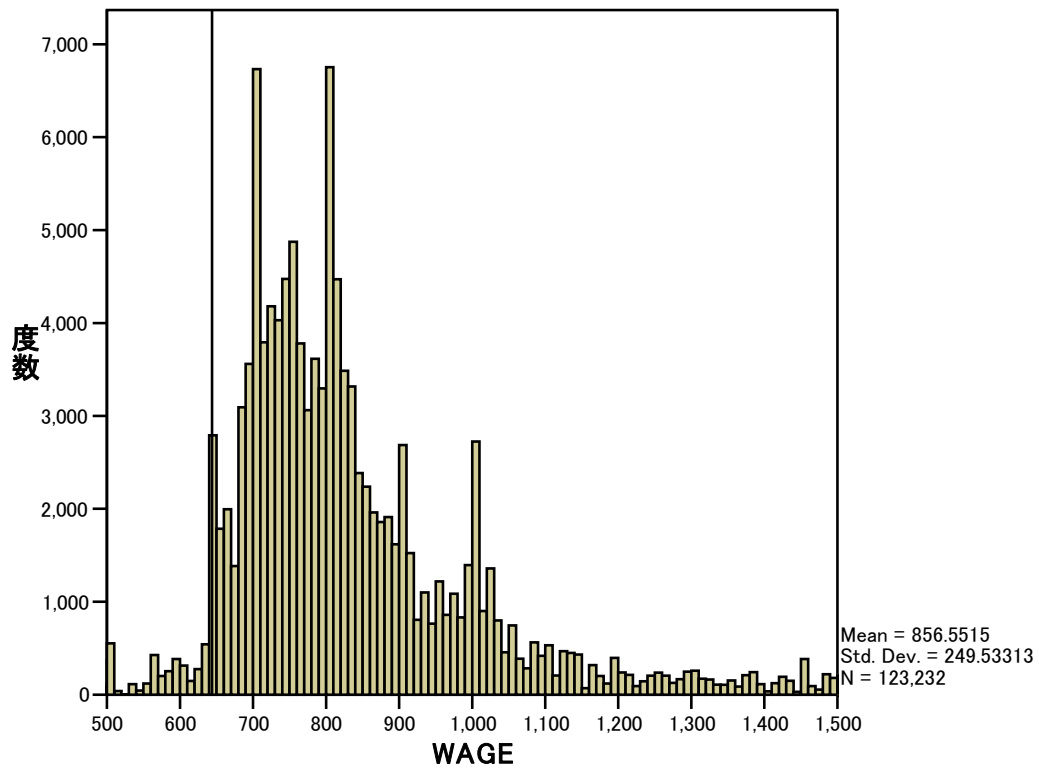


図3-82 山口（パートタイム労働者）

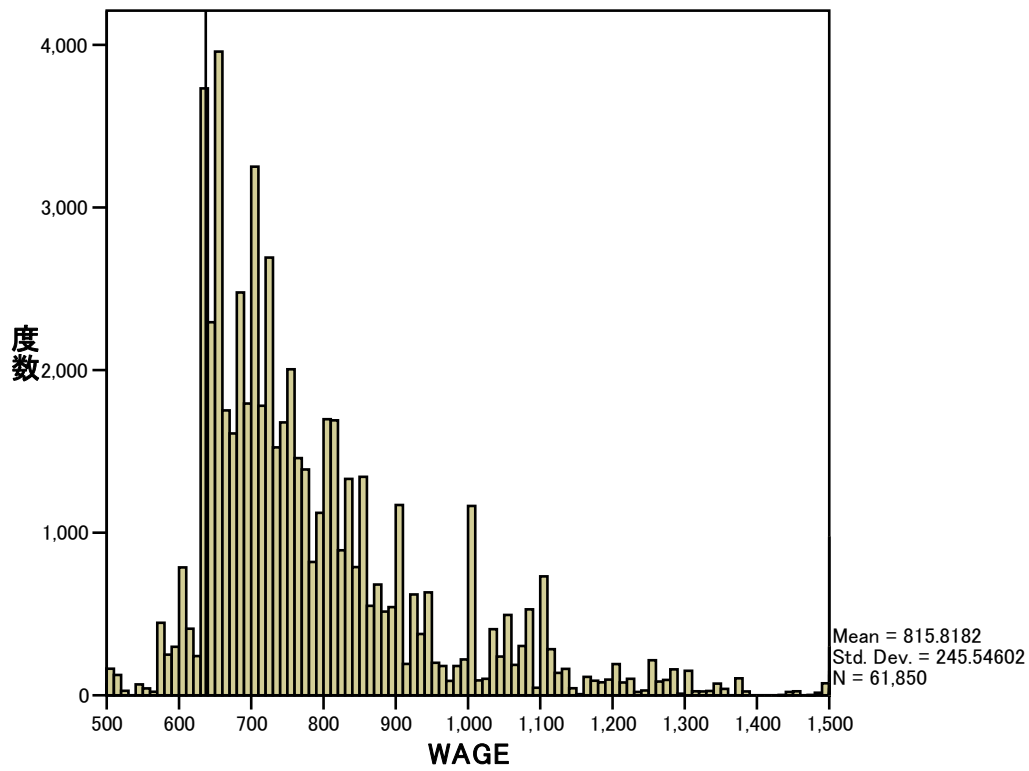


図3-83 徳島（パートタイム労働者）

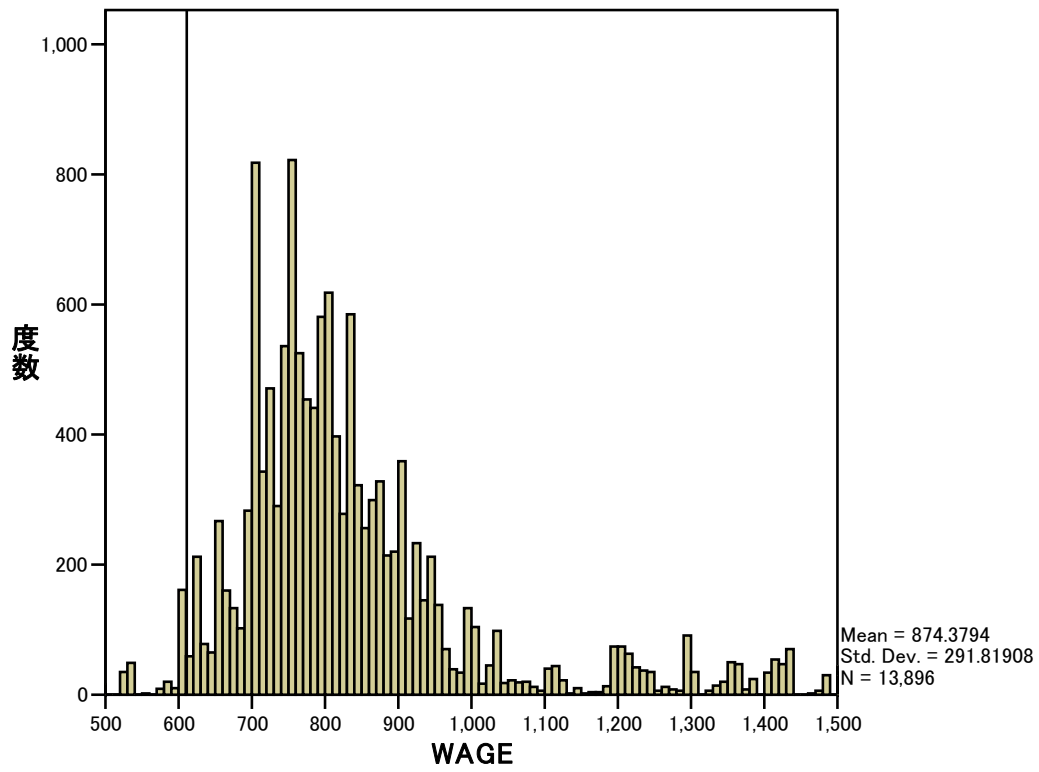


図3-84 香川（パートタイム労働者）

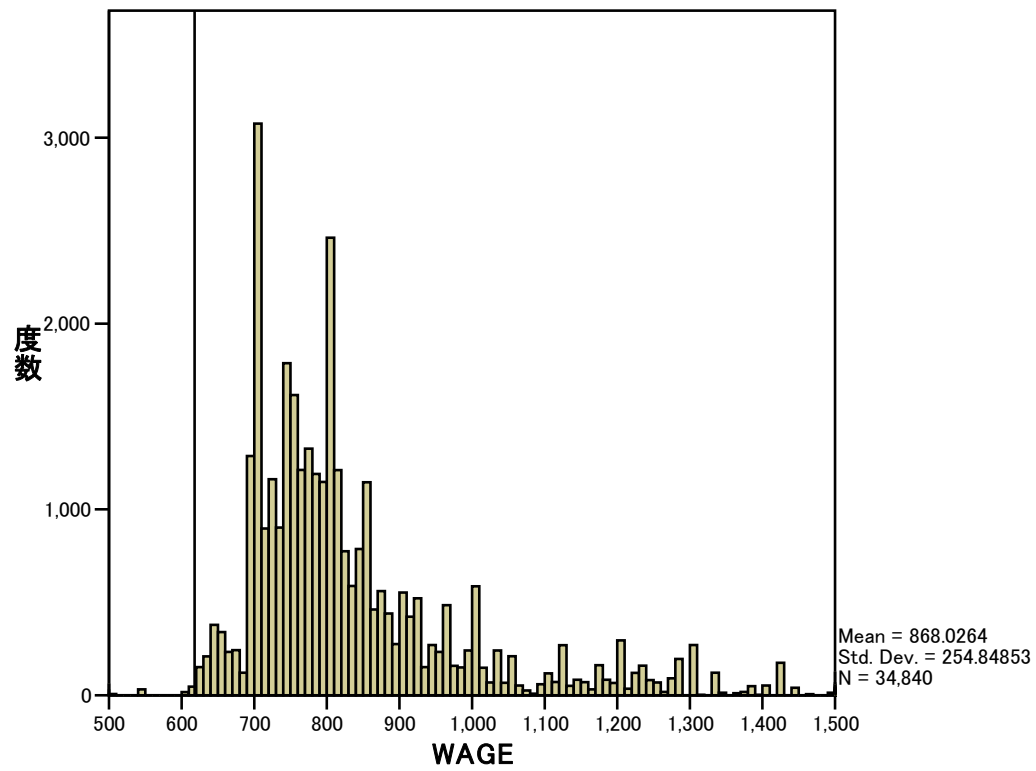




図3-85 愛媛 (パートタイム労働者)

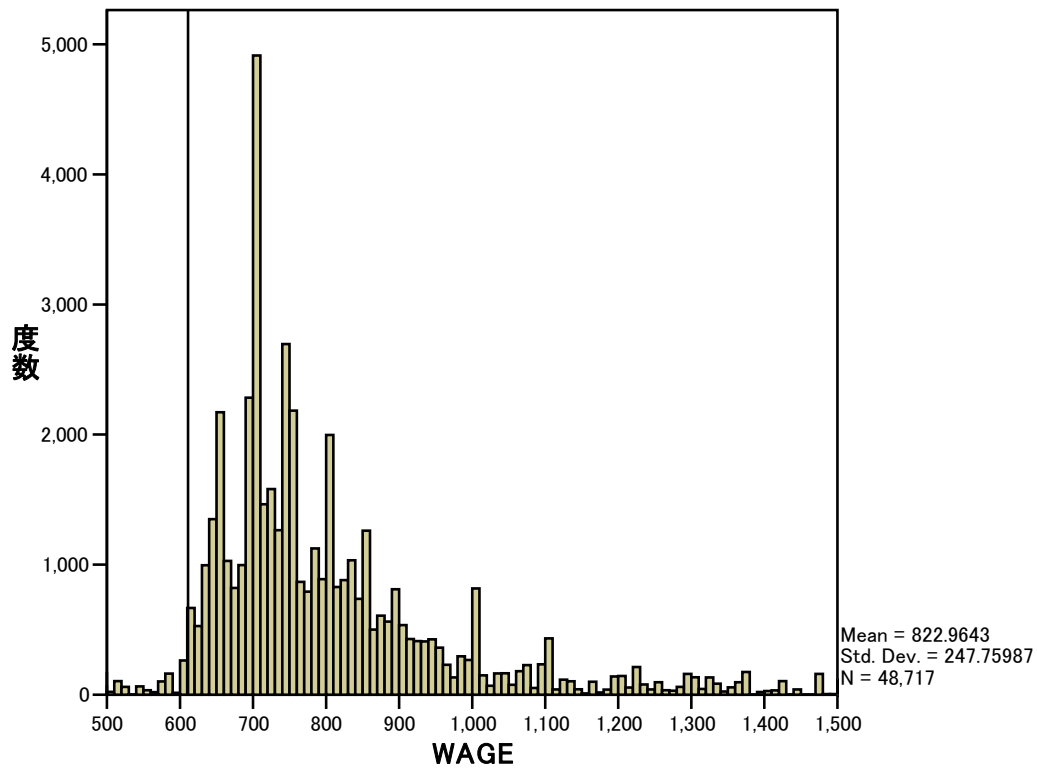


図3-86 高知 (パートタイム労働者)

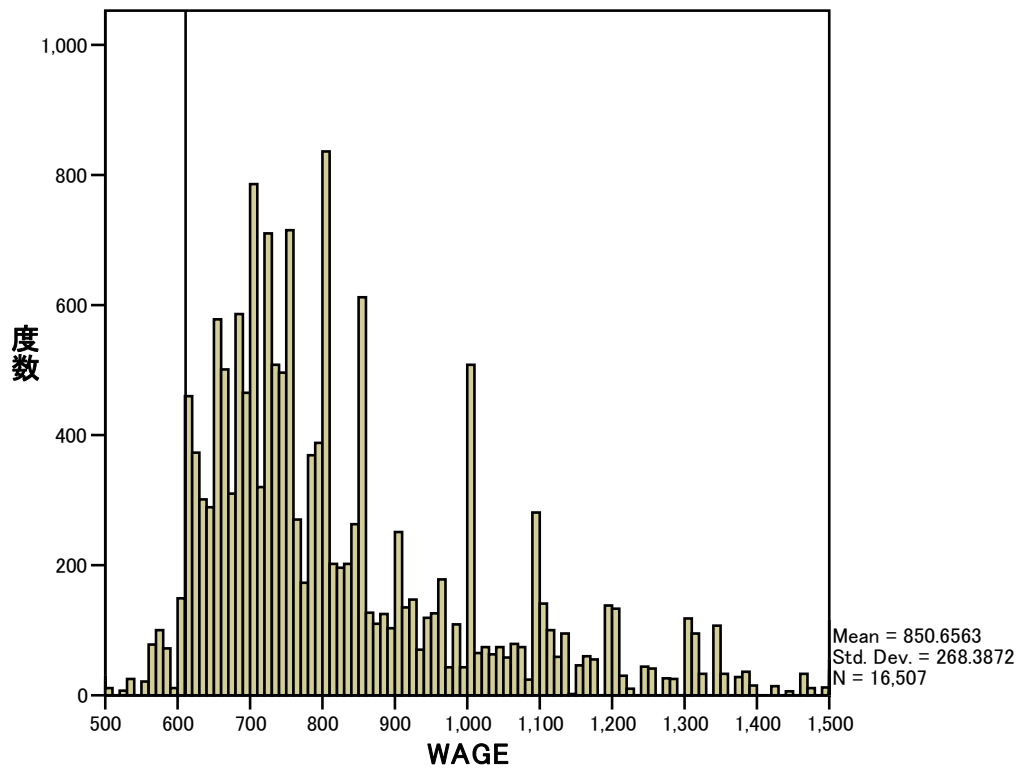


図3-87 福岡（パートタイム労働者）

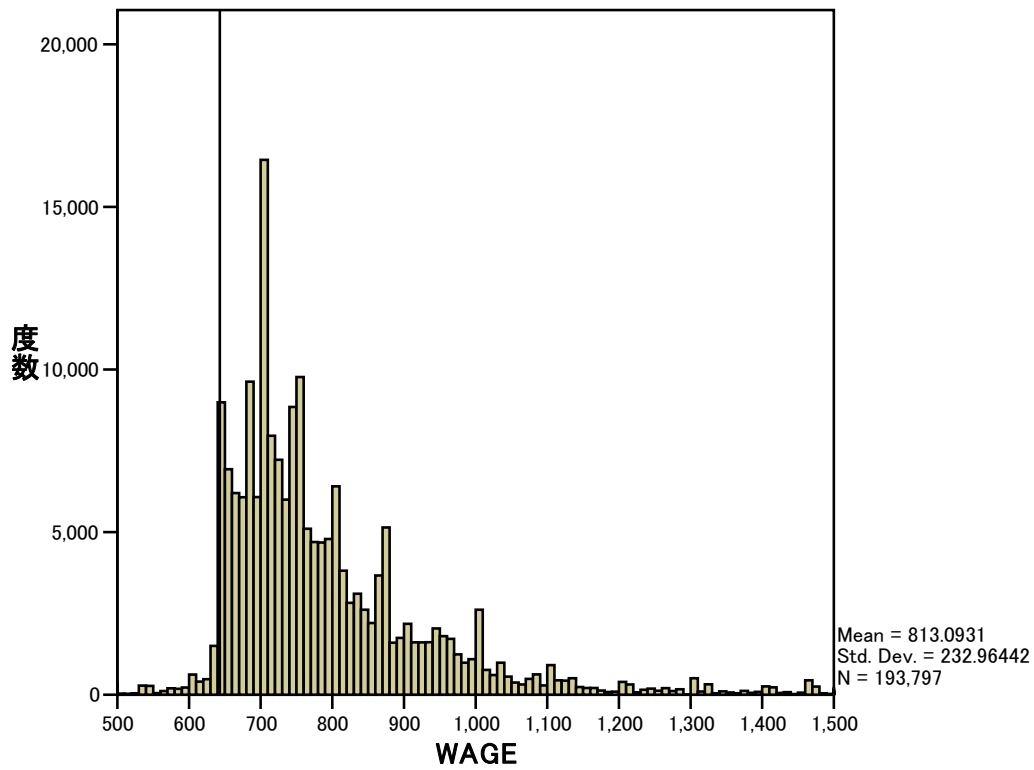


図3-88 佐賀（パートタイム労働者）

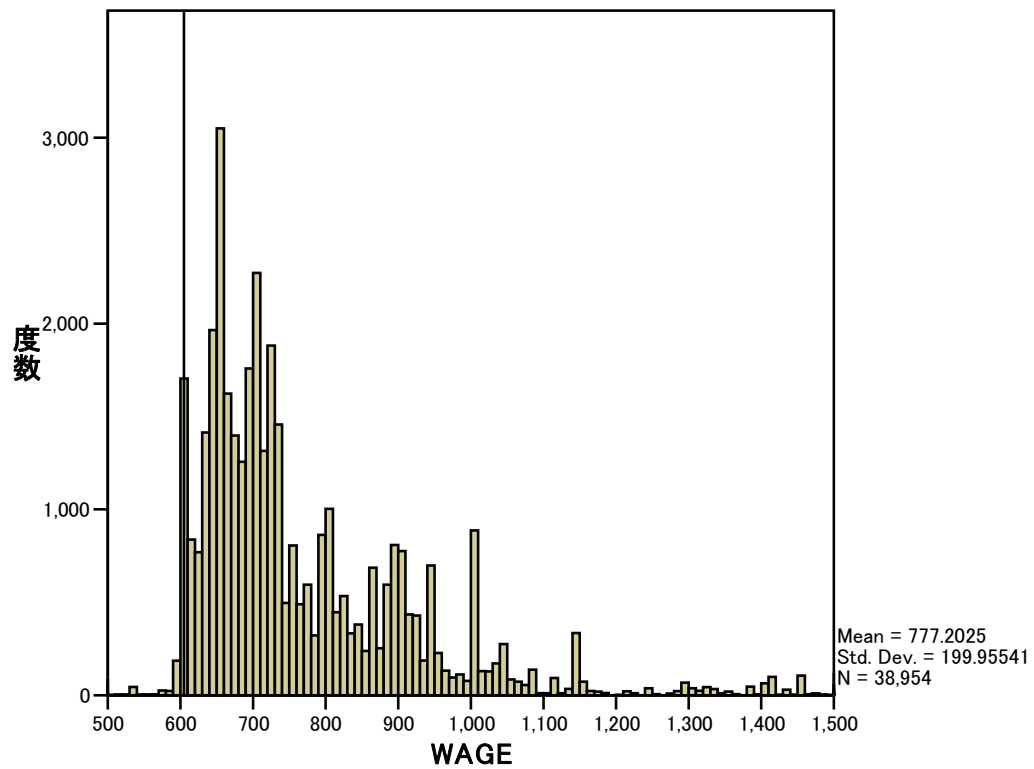


図3-89 長崎 (パートタイム労働者)

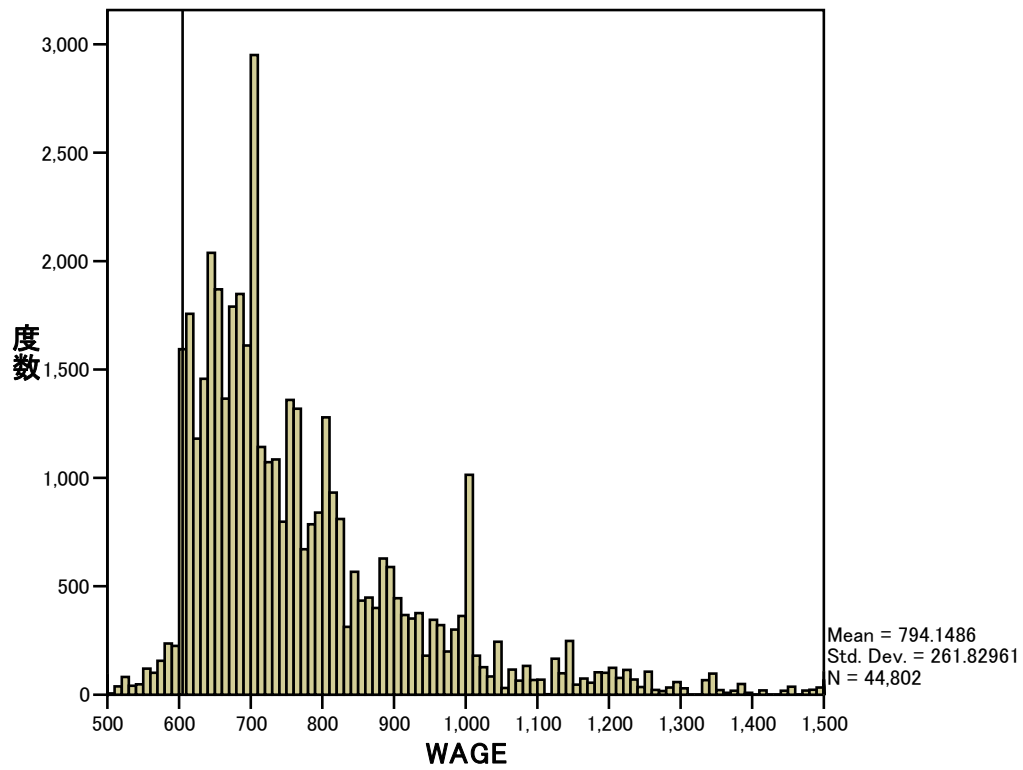


図3-90 熊本 (パートタイム労働者)

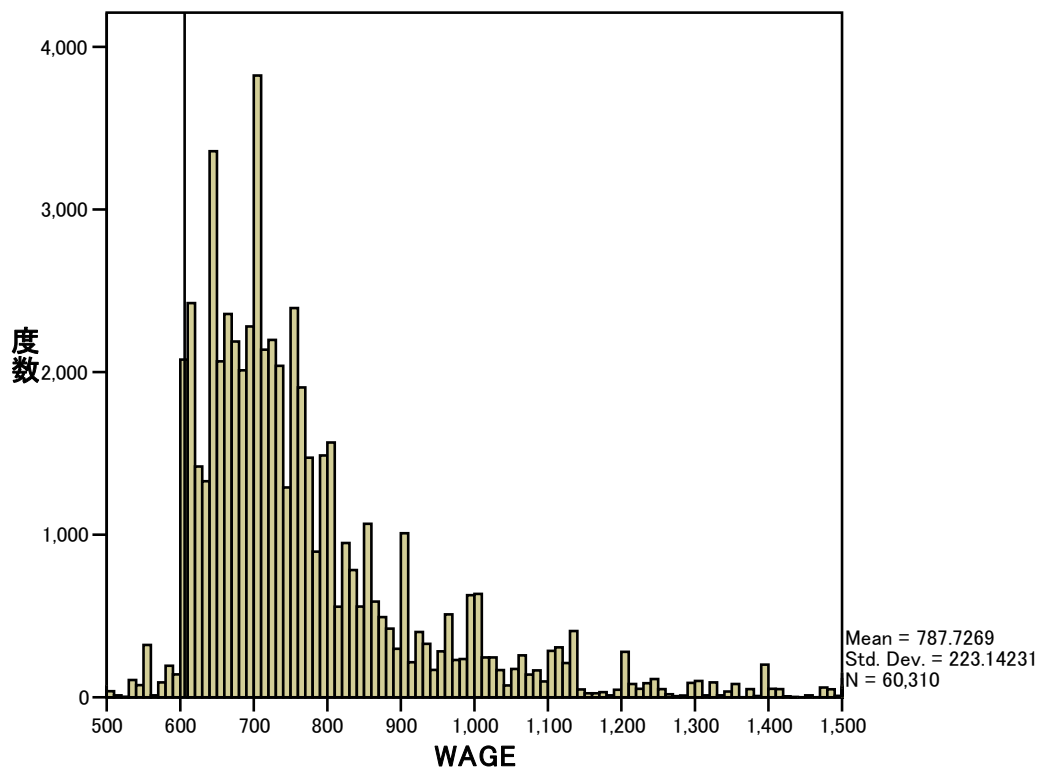


図3-91 大分（パートタイム労働者）

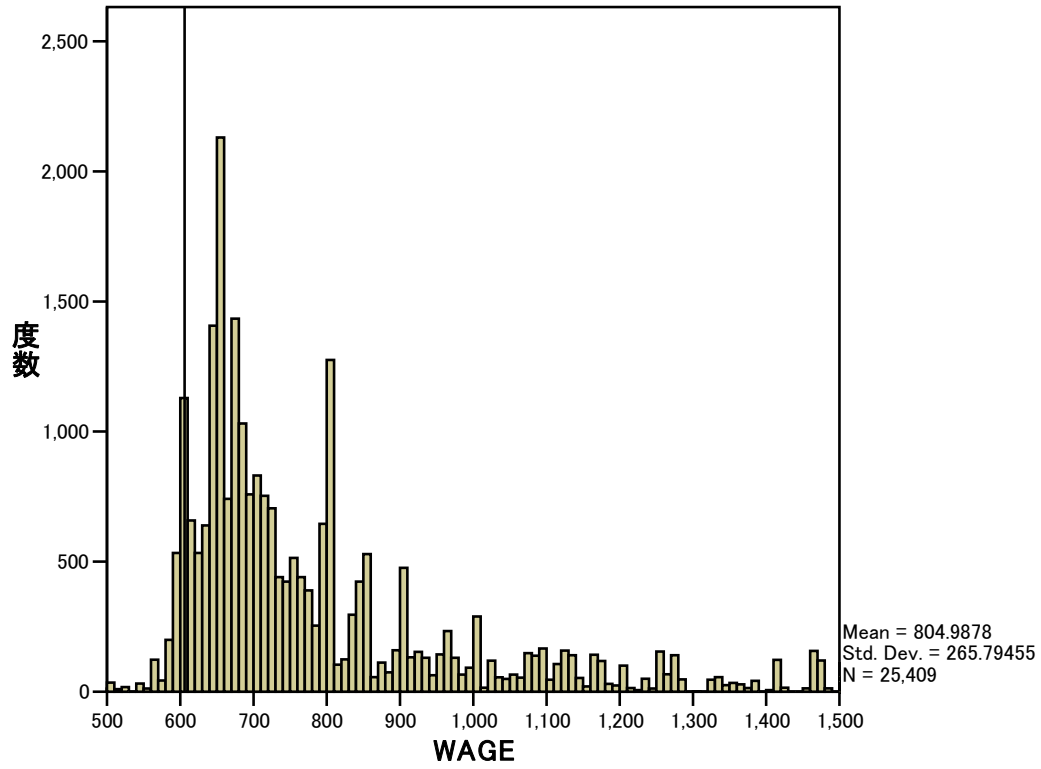


図3-92 宮崎（パートタイム労働者）

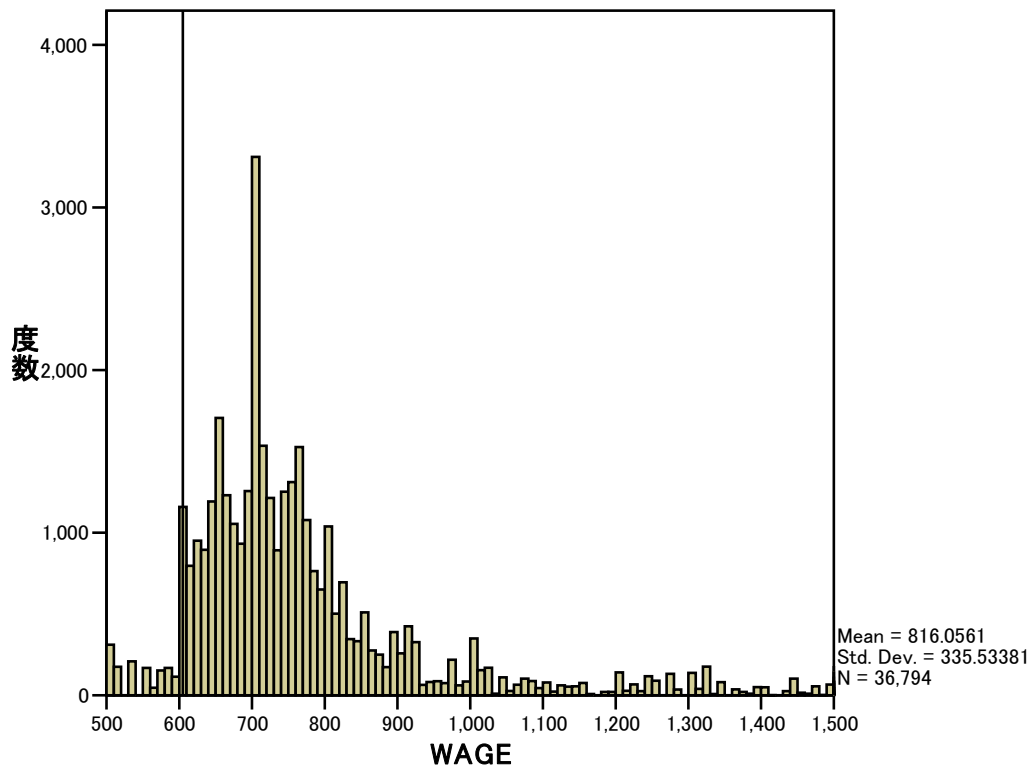


図3-93 鹿児島（パートタイム労働者）

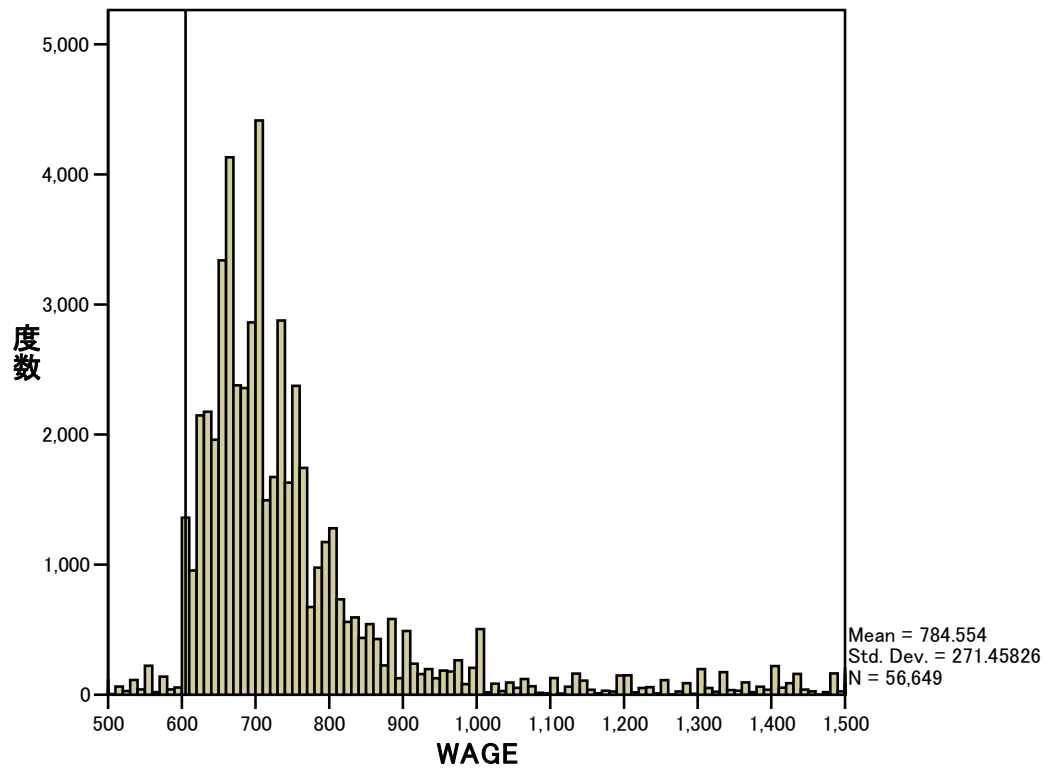


図3-94 沖縄（パートタイム労働者）

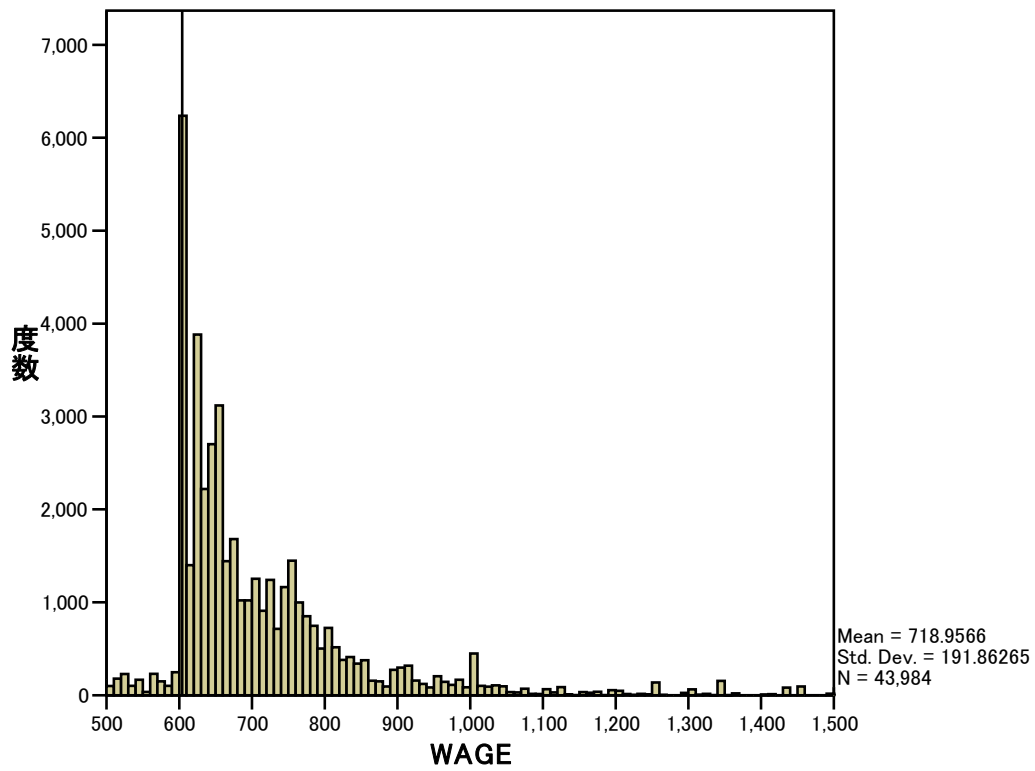


表3-2 地域別最低賃金額と平均賃金の乖離状況

	最低賃金額 (円)	一般労働者			パートタイム労働者		
		平均額	乖離額	乖離幅	平均額	乖離額	乖離幅
北海道	637	1569	932	0.594	814	177	0.217
青森	605	1343	738	0.550	796	191	0.240
岩手	605	1441	836	0.580	790	185	0.234
宮城	617	1680	1063	0.633	841	224	0.266
秋田	605	1446	841	0.582	827	222	0.268
山形	605	1404	799	0.569	822	217	0.264
福島	610	1578	968	0.613	818	208	0.254
茨城	647	1847	1200	0.650	893	246	0.275
栃木	648	1720	1072	0.623	864	216	0.250
群馬	644	1705	1061	0.622	905	261	0.288
埼玉	678	1835	1157	0.631	915	237	0.259
千葉	677	1912	1235	0.646	933	256	0.274
東京	708	2283	1575	0.690	1042	334	0.321
神奈川	706	2082	1376	0.661	971	265	0.273
新潟	641	1528	887	0.580	868	227	0.262
富山	644	1603	959	0.598	898	254	0.283
石川	645	1598	953	0.596	903	258	0.286
福井	642	1598	956	0.598	897	255	0.284
山梨	647	1739	1092	0.628	896	249	0.278
長野	646	1658	1012	0.610	889	243	0.273
岐阜	668	1645	977	0.594	870	202	0.232
静岡	671	1760	1089	0.619	902	231	0.256
愛知	681	1898	1217	0.641	929	248	0.267
三重	667	1799	1132	0.629	946	279	0.295
滋賀	651	1855	1204	0.649	929	278	0.299
京都	677	1877	1200	0.639	959	282	0.294
大阪	703	2006	1303	0.650	958	255	0.266
兵庫	675	1850	1175	0.635	936	261	0.279
奈良	647	1795	1148	0.640	871	224	0.257
和歌山	645	1676	1031	0.615	913	268	0.294
鳥取	610	1502	892	0.594	838	228	0.272
島根	609	1474	865	0.587	836	227	0.272
岡山	640	1632	992	0.608	846	206	0.243
広島	644	1756	1112	0.633	857	213	0.249
山口	637	1591	954	0.600	816	179	0.219
徳島	611	1667	1056	0.633	874	263	0.301
香川	618	1639	1021	0.623	868	250	0.288
愛媛	611	1586	975	0.615	823	212	0.258
高知	611	1535	924	0.602	851	240	0.282
福岡	643	1705	1062	0.623	813	170	0.209
佐賀	605	1481	876	0.591	777	172	0.221
長崎	605	1454	849	0.584	794	189	0.238
熊本	606	1531	925	0.604	788	182	0.231
大分	606	1536	930	0.605	805	199	0.247
宮崎	605	1400	795	0.568	816	211	0.259
鹿児島	605	1471	866	0.589	785	180	0.229
沖縄	604	1385	781	0.564	719	115	0.160

表3-3 低賃金雇用者の分布状況（一般労働者）

	地域別最低賃金額未満		地域別最賃額×105%未満		地域別最賃額×110%未満		地域別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	7,455	0.8	16,039	1.7	31,942	3.4	45,533	4.8	942,567
青森	3,869	1.6	10,399	4.4	16,568	7.0	21,926	9.2	237,794
岩手	3,060	1.1	8,223	2.9	12,378	4.3	17,906	6.3	285,541
宮城	2,017	0.5	4,115	1.0	6,740	1.6	11,864	2.8	421,323
秋田	1,883	0.9	4,795	2.2	7,240	3.4	10,679	5.0	215,175
山形	1,060	0.5	3,301	1.4	5,471	2.3	8,224	3.5	234,780
福島	2,994	0.8	5,208	1.4	8,538	2.3	13,199	3.6	369,761
茨城	2,715	0.6	4,075	0.8	6,405	1.3	9,179	1.9	487,111
栃木	2,670	0.7	4,161	1.1	7,156	1.9	9,271	2.5	370,252
群馬	1,398	0.4	2,600	0.8	3,924	1.2	5,525	1.7	327,431
埼玉	6,182	0.8	7,605	0.9	10,444	1.3	14,614	1.8	813,708
千葉	3,785	0.6	6,018	0.9	8,023	1.2	10,200	1.6	653,470
東京	20,015	0.5	23,348	0.6	28,011	0.7	39,195	1.0	3,797,484
神奈川	5,756	0.5	7,661	0.7	10,910	0.9	15,019	1.3	1,169,851
新潟	3,436	0.7	6,490	1.3	11,180	2.3	17,106	3.5	492,415
富山	1,094	0.5	2,242	1.0	3,601	1.6	4,971	2.2	227,049
石川	1,774	0.8	3,097	1.4	4,463	2.0	6,627	2.9	225,168
福井	580	0.3	1,504	0.9	2,840	1.6	3,955	2.3	174,427
山梨	701	0.5	1,098	0.8	1,901	1.4	2,537	1.9	131,359
長野	2,260	0.6	3,947	1.0	6,232	1.6	9,857	2.6	379,293
岐阜	3,302	0.9	5,315	1.5	7,847	2.2	11,737	3.3	355,926
静岡	3,743	0.5	7,333	1.0	11,164	1.5	18,275	2.4	763,355
愛知	6,432	0.4	10,528	0.7	15,363	1.0	21,161	1.3	1,611,116
三重	4,070	1.3	6,863	2.2	8,967	2.9	11,582	3.7	310,424
滋賀	963	0.5	1,192	0.6	1,764	0.9	2,762	1.4	198,290
京都	2,918	0.9	4,114	1.2	5,294	1.6	7,566	2.2	340,048
大阪	7,547	0.4	13,658	0.8	20,683	1.2	28,997	1.7	1,750,739
兵庫	6,765	0.9	10,616	1.4	14,211	1.8	18,633	2.4	783,804
奈良	1,269	1.0	1,563	1.2	2,332	1.8	3,357	2.5	133,159
和歌山	1,017	0.9	1,439	1.2	2,086	1.8	3,449	2.9	118,400
鳥取	257	0.3	604	0.6	1,254	1.2	2,171	2.1	101,806
島根	1,167	0.9	1,834	1.4	2,540	2.0	3,784	2.9	129,127
岡山	1,601	0.5	4,061	1.2	6,826	2.0	9,591	2.8	348,624
広島	2,668	0.5	5,875	1.1	8,714	1.6	11,322	2.1	549,991
山口	2,039	0.8	3,752	1.5	6,192	2.5	8,060	3.2	251,695
徳島	936	0.8	1,466	1.3	2,165	1.9	2,762	2.4	113,583
香川	403	0.2	1,127	0.6	2,137	1.1	3,454	1.8	190,996
愛媛	1,104	0.5	2,593	1.1	3,497	1.5	4,737	2.0	240,767
高知	774	0.8	1,518	1.6	2,592	2.7	3,531	3.6	97,295
福岡	5,871	0.7	10,178	1.1	16,017	1.8	22,705	2.5	898,154
佐賀	1,163	0.8	2,633	1.7	4,013	2.6	5,930	3.8	155,000
長崎	2,654	1.3	4,641	2.2	8,040	3.8	11,804	5.6	210,808
熊本	2,713	1.0	5,596	2.1	8,481	3.1	12,172	4.5	270,912
大分	3,920	1.9	6,638	3.3	8,825	4.4	11,592	5.8	201,574
宮崎	4,053	2.1	6,239	3.2	9,166	4.7	13,147	6.8	193,318
鹿児島	2,694	1.0	4,975	1.8	9,541	3.5	15,032	5.5	272,701
沖縄	3,870	2.2	7,691	4.4	12,303	7.0	15,789	9.0	175,498
全国	150,617	0.7	259,968	1.1	395,981	1.7	562,489	2.5	22,723,069

表3-4 低賃金雇用者の分布状況(パートタイム労働者)

	地域別最低賃金額未満		地域別最賃額×105%未満		地域別最賃額×110%未満		地域別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	13,969	6.3	54,448	24.7	84,926	38.5	108,620	49.5	220,557
青森	2,016	5.0	6,964	17.2	11,695	28.9	14,638	36.1	40,533
岩手	1,902	4.2	5,281	11.8	9,649	21.6	15,773	35.2	44,773
宮城	1,321	1.7	4,425	5.7	10,452	13.5	19,329	25.0	77,228
秋田	1,791	4.9	4,122	11.3	7,054	19.3	10,176	27.8	36,623
山形	801	2.8	2,236	7.7	3,357	11.6	5,383	18.5	29,050
福島	1,781	2.7	5,328	8.2	12,210	18.8	21,922	33.7	65,091
茨城	3,035	2.8	5,989	5.6	15,977	14.8	25,950	24.1	107,708
栃木	2,158	2.7	7,224	8.9	16,460	20.3	23,534	29.0	81,044
群馬	1,341	1.9	3,622	5.1	8,683	12.2	14,827	20.9	70,998
埼玉	7,671	2.3	23,947	7.0	49,417	14.5	95,790	28.1	340,815
千葉	4,361	1.8	11,984	5.0	17,374	7.3	47,617	20.1	237,421
東京	10,847	2.0	19,505	3.6	36,339	6.7	80,905	14.9	541,357
神奈川	10,382	2.9	20,561	5.7	46,473	12.8	95,783	26.4	362,630
新潟	1,848	2.4	6,251	8.1	13,614	17.7	20,196	26.3	76,820
富山	630	1.9	1,844	5.6	3,305	10.1	6,379	19.4	32,878
石川	1,242	3.1	2,755	6.9	4,888	12.3	8,508	21.3	39,873
福井	288	1.0	1,404	5.0	3,668	13.0	5,442	19.4	28,116
山梨	517	2.0	917	3.5	2,410	9.2	3,777	14.4	26,311
長野	739	1.0	2,801	3.9	7,913	11.2	12,332	17.4	70,912
岐阜	3,084	3.2	9,890	10.4	19,683	20.7	31,671	33.4	94,933
静岡	3,459	2.1	12,980	8.0	29,250	18.0	48,047	29.6	162,412
愛知	8,293	2.3	37,000	10.3	57,747	16.1	96,362	26.8	359,167
三重	1,779	2.2	5,847	7.2	11,148	13.6	19,925	24.4	81,712
滋賀	781	1.8	1,286	2.9	4,049	9.1	7,286	16.4	44,506
京都	1,785	2.3	5,237	6.9	8,432	11.0	14,064	18.4	76,404
大阪	7,838	2.8	26,104	9.2	53,544	18.8	91,551	32.2	284,632
兵庫	4,627	2.5	14,046	7.5	25,660	13.7	40,950	21.9	187,204
奈良	1,761	3.7	3,584	7.6	6,993	14.9	11,995	25.5	46,993
和歌山	1,017	3.7	2,198	8.0	3,980	14.6	6,651	24.4	27,311
鳥取	419	2.2	858	4.6	1,403	7.5	2,978	15.8	18,803
島根	660	2.7	2,348	9.5	3,651	14.7	6,745	27.2	24,794
岡山	2,551	4.0	5,387	8.5	11,967	18.9	17,802	28.1	63,394
広島	5,019	4.1	11,794	9.6	25,409	20.6	37,938	30.8	123,232
山口	6,049	9.8	14,621	23.6	22,391	36.2	29,042	47.0	61,850
徳島	365	2.6	722	5.2	1,192	8.6	2,314	16.7	13,896
香川	169	0.5	952	2.7	1,769	5.1	6,287	18.0	34,840
愛媛	1,128	2.3	3,383	6.9	7,953	16.3	15,291	31.4	48,717
高知	661	4.0	1,744	10.6	3,109	18.8	4,815	29.2	16,507
福岡	8147	4.2	32,025	16.5	62,852	32.4	86,382	44.6	193,797
佐賀	833	2.1	4,043	10.4	11,305	29.0	15,631	40.1	38,954
長崎	2,233	5.0	7,050	15.7	12,321	27.5	17,156	38.3	44,802
熊本	2,114	3.5	7,956	13.2	15,366	25.5	22,277	36.9	60,310
大分	1,646	6.5	3,884	15.3	8,002	31.5	11,398	44.9	25,409
宮崎	2,042	5.5	4,793	13.0	9,176	24.9	11,879	32.3	36,794
鹿児島	1,751	3.1	7,193	12.7	14,578	25.7	23,393	41.3	56,649
沖縄	4,025	9.2	13,992	31.8	22,257	50.6	26,050	59.2	43,984
全国	142,876	3.0	432,525	9.0	821,051	17.1	1,342,761	28.0	4,802,744

### (3) 低賃金雇用者と年齢の関係

(2)の地域別最低賃金の張り付き状況を検討した際には、低賃金労働者の割合(地域別最低賃金未満者、地域別最低賃金額×1.05未満の割合、地域別最低賃金額×1.1未満の割合、地域別最低賃金額×1.15未満の割合)を算出したけれども、それらの割合には様々な特性を持つ雇用者が含まれている。ここでは、低賃金雇用者と年齢の関係についてみていくことにする。低賃金雇用者には、若年労働者と高齢者が多いと言われているが、その実態を確認するためである。



図3-95は、低賃金雇用者の割合を年齢別にみたものである。分析の対象は、男女計、一般労働者・パートタイム労働者計である。最低賃金未満率の割合をみると、15歳の13.2%から徐々に下がりはじめ、22歳以降は1%を切る水準で推移する。50歳代で1%を上回るようになり、60歳以降大きくその割合が上昇する。地域別最低賃金額×1.15%という地域別最低賃金額プラス90円～100円程度という低賃金層にいかにより多くの若年者が張り付いているのか、図をみるとよくわかる。16歳では80.4%となっていることになる。17歳で69.8%、18歳で33.6%、19歳で24.0%、20歳で15.7%、21歳で12.0%となった後大きく割合が下がり始めるが、10代層はかなり高い。10代の若年層ほどではないにせよ、60歳以降の高齢層でも低賃金雇用者の割合が急増している実態が窺える。

図3-96～図3-98は、男性（一般・パート計）、女性（一般・パート計）、女性（パートタイム労働者）について、低賃金雇用者の割合と年齢の関係を見た結果である。図のパターンは、図3-95と同様であるが、男性と女性で割合に大きな差が生じている。男性の場合には、地域別最低賃金額×1.15でも、30代～40代にかけては1%未満という割合が続くのに対して、女性の場合には全体的に低賃金雇用者の割合が高くなっている。特に女性パートタイム労働者の場合には上記傾向が顕著であり、地域別最低賃金額×1.15%という最低賃金額プラス90円～100円未満の層に、20代後半から50代にかけて30%前後の雇用者が集積している。

図3-95 低賃金雇用者の割合と年齢（男女計、一般・パート計）

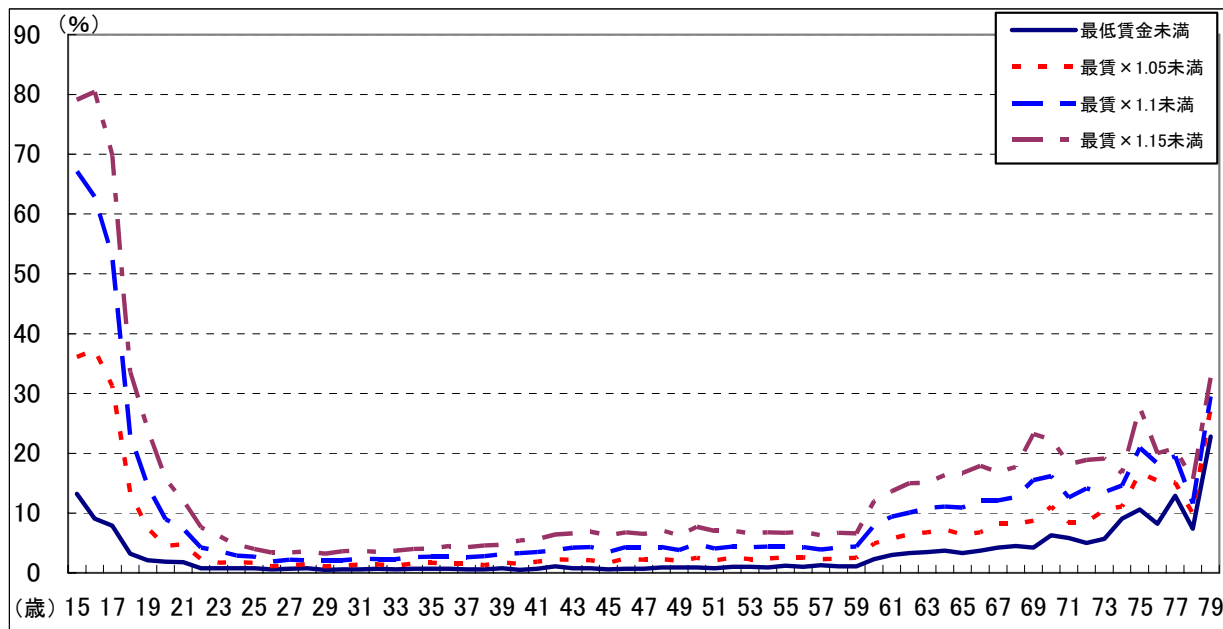


図3-96 低賃金雇用者の割合と年齢（男性、一般・パート計）

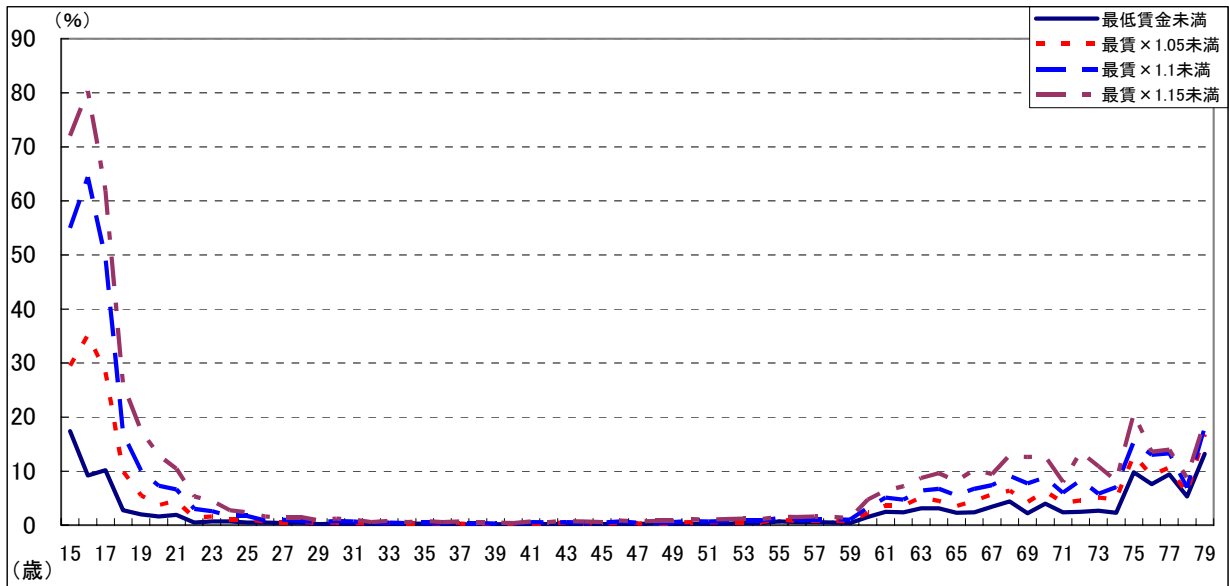


図3-97 低賃金雇用者の割合と年齢（女性、一般・パート計）

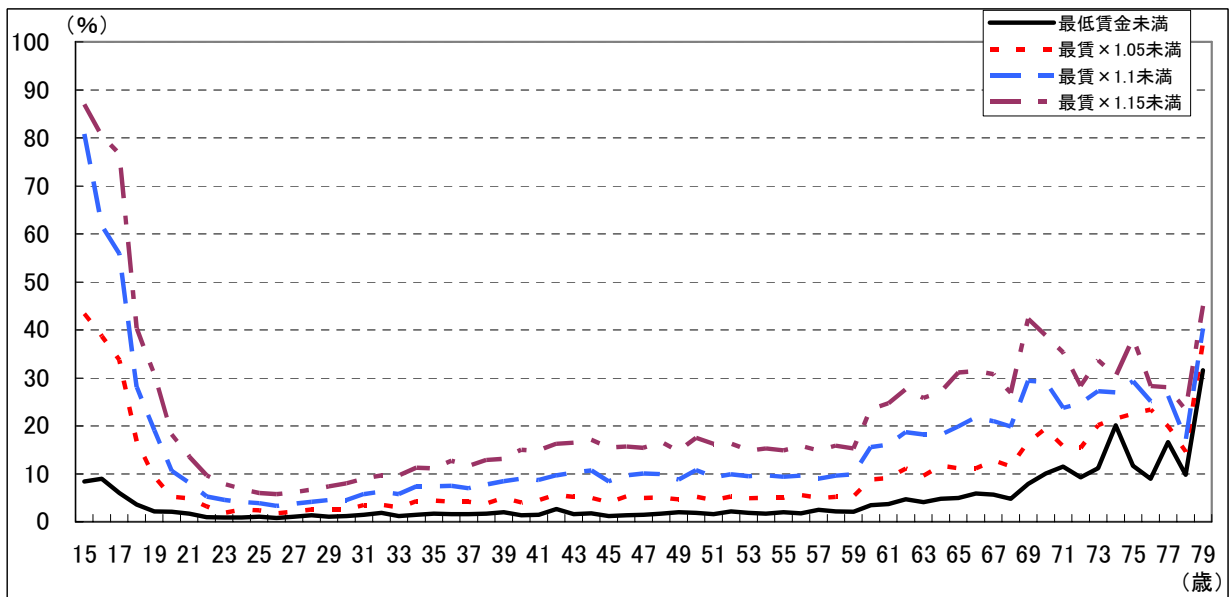
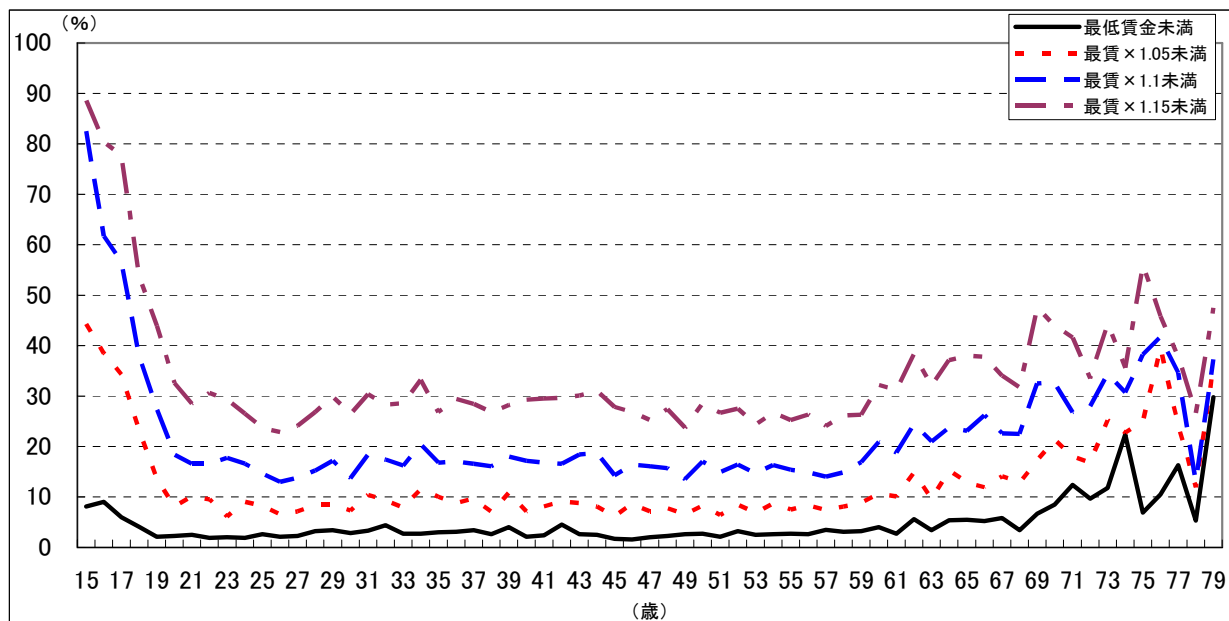


図3-98 低賃金雇用者の割合と年齢（女性、パート労働者）



## 2 地域別最低賃金未払雇用者に関する分析

### (1) 地域別最低賃金未払雇用者の特徴

本節では、地域別最低賃金額未払の雇用者に関する分析を行う。地域別最低賃金未払の賃金を支給されている雇用者が、どのような特性であるのかを検討していく。まず、全国規模でみた場合に、最低賃金未払者にどのような特性があるのか検討していく。

表3-5は、地域別最低賃金額未払の賃金を支給されている雇用者の特徴を簡単に記した結果である。表の見方は以下のとおりである。まず、「雇用者数（人）」であるが、対象となっている地域別最低賃金未払の雇用者が何人いるのかを示している。例えば、男女計の項目をみると293,493人となっており、293,493人が地域別最低賃金額未払の支給を受けている雇用者であることを示している。また、「割合（％）」の項目は、属性の対象の最低賃金未払率である。男女計でみた地域別最低賃金未払雇用者293,493人は、母集団27,525,813人の1.1％に相当していることを示している。

地域別最低賃金額未払の支払を受けている雇用者を性別にみていくと、男性が96,390人、女性が197,103人で、女性の数が多いことがわかる。また、割合をみても、男性が0.6％なのに対して女性の場合には1.9％となっており、その比率も高くなっていることがわかる。女性の方が、地域別最低賃金の影響をより強く受けている実態が明らかである。

「一般労働者」の場合には、男女計で150,617人の雇用者が地域別最低賃金未払の賃金を支給されていることになり、この割合が「一般労働者」全体の0.7％となっている。この範疇には、p50に記した「擬似パート」も含まれており、この「擬似パート」が「一般労働者」における地域別最低賃金未払率を高めている可能性も考えられる。「一般労働者」における地

地域別最低賃金未満率を男女で比較すると、女性の割合が男性に比べて高くなっており、男性 0.4%に対して女性 1.2%である。一方、「パートタイム労働者」の場合には、男女計で 142,876 人が地域別最低賃金未満の賃金支給を受けており、この割合が「パートタイム労働者」全体の 3.0%となっている。「パートタイム労働者」における地域別最低賃金未満率を性別に比較すると、「一般労働者」の場合とは異なり、男性 2.9%、女性 3.0%で両者にほとんど差はみられない。

次に、年齢階層別に地域別最低賃金未満率をみていく。年齢階層の比較を行うと明確な傾向が観察される。それは、15～19 歳の若年層と 60 歳以上の高齢層でとりわけ最低賃金未満率が高いということである。15～19 歳の若年層の場合 3.8%、60 歳以上の高齢層で 3.7%という割合となっている。他の年齢階層における最低賃金未満率が 0.7%～1.0%という値であることを考慮すると、若年層・高齢層における未満率はかなり高い値であるといえる。既にみたように、女性の未満率は男性のそれよりも高いという傾向があるけれども、15～19 歳の若年層の場合には、こうした傾向は当てはまらない。つまり、女性だけでなく男性の未満率も高くなっている。女性の 3.8%に対して男性 3.9%となっており、逆に男性の方が 0.1 ポイント高い割合となっている。その他の年齢階層については、女性の方がかなり未満率の割合が高くなっており、特に「60 歳以上」の層では、女性の未満率は 5.3%と高い割合となっている。

地域別最低賃金未満率の割合を勤続年数別にみていくと、勤続年数の短い 0 年、1～2 年では、最低賃金未満率がそれぞれ 2.2%、1.6%と高くなっている。勤続年数が長くなるにつれて未満率も低くなっている。性別にも検討を加えると、男女とも勤続年数が長くなるにつれて未満率が低くなっていく傾向が窺える。ただし、女性の場合「20 年以上」で反転して、未満率が「10～19 年」の割合よりも高くなっている。

地域別最低賃金未満率を学歴別に検討する際には、注意が必要である。というのは、『賃金センサス』で学歴の情報が得られるのは、一般労働者についてだけだからである。パートタイム労働者の場合、学歴の情報が得られないのである。だから、表に掲載されている学歴別最低賃金未満率の値は、一般労働者を対象とした結果となっている。

学歴が高い「大学卒」の場合には未満率の値が低く、反対に学歴の低い「中学卒」で未満率が相対的に高くなっている。学歴別最低賃金未満率の値を性別に検討すると、「大学卒」の場合には男女間でほとんど差がないものの（男性 0.2%、女性 0.3%）、その他の学歴の場合には最低賃金未満率に性による差が生じており、特に「中学卒」でその傾向が顕著である（男性 1.1%、女性 3.7%）。

企業規模別に最低賃金未満率を検討すると、企業規模の小さいほど最低賃金未満率が高くなっている様子が窺える。「100 人以上」の企業規模の場合、未満率は 0.5%であるのに対して、「5～9 人」規模の未満率は 3.7%と高い値である。また、企業規模別最低賃金未満率を性別にみていくと、どの企業規模でも女性の割合が高くなっているが、特に「5～9 人」規模

における女性の未満率が高く、6.4%となっている。

最後に、産業別に最低賃金未満率の状況をみていく。「卸売・小売業、飲食店」(1.4%)、「運輸・通信業」(1.2%)等の産業で未満率が高くなっており、反対に「電気・ガス・水道・熱供給業」(0.1%)、「鉱業」(0.4%)等の産業で未満率が相対的に低くなっている。最低賃金未満率の状況を性別にみていくと、「製造業」(2.7%)、「建設業」(2.6%)で女性の未満率が高くなっていることがわかる。

表 3-5 地域別最低賃金未満率

属性	地域別最低賃金未満の者	
	雇用者数(人)	割合(%)
性別		
男女計	293,493	1.1
男性	96,390	0.6
女性	197,103	1.9
就業形態別・性別		
一般	150,617	0.7
男性	67,728	0.4
女性	82,889	1.2
パート	142,876	3.0
男性	28,662	2.9
女性	114,214	3.0
年齢階層別・性別		
15～19歳	22,112	3.8
男性	10,734	3.9
女性	11,378	3.8
20～29歳	54,400	0.9
男性	21,609	0.6
女性	32,791	1.2
30～39歳	45,736	0.7
男性	10,466	0.2
女性	35,270	1.6
40～49歳	46,665	0.8
男性	8,955	0.2
女性	37,710	1.7
50～59歳	62,856	1.0
男性	16,618	0.4
女性	46,238	1.9
60歳以上	61,724	3.7
男性	28,008	2.7
女性	33,716	5.3

(続く)

表 3 - 5 地域別最低賃金未満率（続き）

属性	地域別最低賃金未満の者	
	雇用者数(人)	割合(%)
勤続年数別・性別		
0年	63,484	2.2
男性	22,415	1.7
女性	41,069	2.7
1～2年	69,848	1.6
男性	24,096	1.1
女性	45,752	2.0
3～4年	38,573	1.3
男性	13,071	0.8
女性	25,502	1.8
5～9年	50,558	0.9
男性	14,845	0.5
女性	35,713	1.5
10～19年	42,409	0.6
男性	12,157	0.3
女性	30,252	1.4
20年以上	28,621	0.6
男性	9,806	0.2
女性	18,815	2.1
学歴別・性別		
中学卒	30,181	1.7
男性	14,967	1.1
女性	15,214	3.7
高校卒	91,969	0.8
男性	39,480	0.5
女性	52,489	1.6
短大・高専卒	16,762	0.5
男性	4,766	0.3
女性	11,996	0.6
大学卒	11,705	0.2
男性	8,515	0.2
女性	3,190	0.3

(続く)

表 3 - 5 地域別最低賃金未満率（続き）

属性	地域別最低賃金未満の者	
	雇用者数(人)	割合(%)
企業規模別・性別		
5～9人	56,577	3.7
男性	14,685	1.7
女性	41,892	6.4
10～99人	143,361	1.6
男性	49,932	0.9
女性	93,429	2.6
100人以上	93,555	0.5
男性	31,773	0.3
女性	61,782	1.0
産業別・性別		
鉱業	114	0.4
男性	39	0.2
女性	75	1.9
建設業	12,426	0.6
男性	4,773	0.3
女性	7,653	2.6
製造業	80,627	1.1
男性	17,645	0.3
女性	62,982	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	205	0.1
男性	43	0.0
女性	162	0.6
運輸・通信業	30,311	1.2
男性	24,592	1.1
女性	5,719	1.5
卸売・小売業、飲食店	87,201	1.4
男性	27,366	0.8
女性	59,835	1.9
金融・保険業	11,212	1.1
男性	562	0.1
女性	10,650	2.1
不動産業	1,247	0.7
男性	612	0.5
女性	635	1.1
サービス業	70,150	0.9
男性	20,758	0.6
女性	49,392	1.3

## (2) 産業中分類でみた地域別最低賃金未満者の割合

既に産業大分類については、地域別最低賃金未満者の多い産業、少ない産業に関してみてきたが、例えば、同じ製造業とはいっても、繊維工業と鉄鋼業ではその産業特性が異なるであろうし、同じサービス業といっても洗濯・理容・浴場業と医療業では産業特性が異なるはずである。産業大分類では、あまりにも産業範疇が広すぎるため、ここでは中分類産業を対象として地域別最低賃金未満者の割合をみていくことにする。

表3-6は、地域別最低賃金未満者の割合をみた結果である。「地域別最低賃金未満者の割合(%)」の下に表示されている「計」は、一般労働者とパートタイム労働者の合計を示している。まず、鉱業、建設業、製造業の中分類産業について結果をみていく。表中の色つき部分は、地域別最低賃金未満率が5%を超える相対的に未満率の高い箇所である。総じて最低賃金未満率が高い産業は、何ととっても「衣服・その他の繊維製品製造業」である。一般労

表3-6 地域別最低賃金未満率（産業中分類別）

産業中分類	地域別最低賃金未満者の割合(%)					
	計			パートタイム労働者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
5 金属鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6 石炭・亜鉛鉱業	0.0	11.1	5.9	0.0	11.1	7.4
7 原油・天然ガス鉱業	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
8 非金属鉱業	0.2	1.7	0.4	4.8	6.1	5.6
9 総合工事業	0.2	2.7	0.6	1.0	4.4	3.3
10 職別工事業	0.5	3.4	0.9	2.3	13.0	9.2
11 設備工事業	0.2	2.0	0.4	0.0	4.3	3.4
12 食料品製造業	0.9	2.6	1.9	2.9	3.3	3.2
13 飲料・たばこ・飼料製造業	0.1	1.1	0.4	3.4	4.0	3.9
14 繊維工業	0.3	3.7	1.7	1.9	8.8	7.5
15 衣服・その他の繊維製品製造業	1.7	8.3	6.8	15.9	13.4	13.5
16 木材・木製品製造業	0.4	3.4	1.1	2.0	3.2	2.8
17 家具・装備品製造業	0.9	4.7	2.0	8.3	6.3	6.8
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	0.5	2.2	1.0	6.1	4.3	4.6
19 出版・印刷・同関連産業	0.4	1.2	0.6	1.7	3.5	3.1
20 化学工業	0.1	0.6	0.2	0.0	1.9	1.6
21 石油製品・石炭製品製造業	0.2	0.7	0.2	3.6	4.1	4.0
22 プラスチック製品製造業	0.4	2.2	1.1	1.0	3.2	2.8
23 ゴム製品製造業	0.3	2.3	0.9	2.4	4.2	4.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	0.6	5.3	3.0	2.9	4.4	4.3
25 窯業・土石製品製造業	0.4	2.4	0.8	0.8	4.8	3.5
26 鉄鋼業	0.1	0.6	0.2	1.0	2.5	2.0
27 非鉄金属製造業	0.2	3.1	0.8	5.8	8.6	8.2
28 金属製品製造業	0.5	2.7	1.1	1.0	6.0	5.0
29 一般機械器具製造業	0.3	1.0	0.4	1.5	2.0	1.8
30 電気機械器具製造業	0.1	1.8	0.7	3.7	4.2	4.2
31 輸送用機械器具製造業	0.2	3.1	0.7	4.2	10.5	9.3
32 精密機械器具製造業	0.2	1.7	0.7	2.5	4.2	4.0
33 武器製造業	0.6	3.8	1.9	7.0	6.5	6.6

(続く)



表 3 - 6 地域別最低賃金未満率（産業中分類別）

産業中分類	地域別最低賃金未満者の割合(%)					
	計			パートタイム労働者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
35 電気業	0.0	1.0	0.1	0.0	40.2	29.5
36 ガス業	0.1	0.1	0.1	2.3	1.2	1.7
37 熱供給業	0.7	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
38 水道業	0.0	0.4	0.1	0.0	3.3	1.2
39 鉄道業	0.1	1.0	0.1	5.6	9.0	7.3
40 道路旅客運送業	4.6	3.6	4.5	8.4	6.5	8.0
41 道路貨物運送業	0.3	2.4	0.6	2.4	3.5	3.0
42 水運業	0.1	0.3	0.2	0.0	1.7	0.7
43 航空運輸業	0.0	0.4	0.2	0.3	0.0	0.1
44 倉庫業	0.2	1.3	0.5	0.8	2.5	2.2
45 運輸に附帯するサービス業	0.2	0.4	0.3	0.3	0.8	0.7
46 郵便業	0.1	0.7	0.2	0.5	1.0	0.8
47 電気通信業	0.1	0.3	0.1	0.9	0.1	0.2
48 卸売業	0.4	1.9	0.9	4.2	4.3	4.3
54 各種商品小売業	0.2	0.3	0.3	1.1	0.4	0.5
55 織物・衣服・身の回り小売業	0.7	1.5	1.2	1.4	2.3	2.3
56 飲食料品小売業	1.9	2.3	2.2	4.2	2.4	2.7
57 自動車・自転車小売業	0.2	1.2	0.3	4.8	3.9	4.2
58 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	0.4	2.1	1.2	1.0	3.0	2.6
59 その他の小売業	1.1	2.8	2.0	2.0	3.2	2.8
60 飲食店	2.2	2.1	2.1	2.3	2.0	2.1
62 銀行・信託業	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.3
63 中小企業等金融業	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.3
64 農林水産金融業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65 政府関係金融機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
66 貸金業、投資業等非預金信用機関	0.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.2
67 補助的金融業、金融附帯業	0.0	0.2	0.1	0.0	0.5	0.4
68 証券業、商品先物取引業	0.1	0.1	0.1	5.4	0.4	0.6
69 保険業	0.3	4.2	2.8	11.0	2.7	3.1

(続く)

表3-6 地域別最低賃金未満率（産業中分類別）

産業中分類	地域別最低賃金未満者の割合(%)					
	計			パートタイム労働者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
72 洗濯・理容・浴場業	4.1	5.3	4.9	6.7	4.3	4.5
73 駐車場業	1.3	0.9	1.2	0.1	1.6	0.6
74 その他の生活関連サービス業	1.1	2.0	1.5	4.5	2.3	2.9
75 旅館、その他の宿泊所	0.5	2.8	1.7	1.9	4.6	4.1
76 娯楽業	1.2	2.0	1.6	3.6	3.5	3.5
77 自動車整備業	0.7	5.9	1.5	2.2	9.5	7.0
78 機械・家具等修理業	0.1	1.4	0.3	0.2	3.5	2.6
79 物品賃貸業	0.5	1.2	0.7	2.6	2.7	2.7
80 映画・ビデオ制作業	0.0	1.0	0.3	0.0	6.1	3.7
81 放送業	0.1	0.3	0.1	3.1	2.0	2.3
82 情報サービス・調査業	0.0	0.5	0.1	0.5	4.4	3.9
83 広告業	0.0	0.8	0.3	0.9	1.7	1.6
84 専門サービス業	0.3	1.5	0.7	0.6	2.5	1.9
85 協同組合	0.1	1.0	0.4	2.7	3.4	3.3
86 その他の事業サービス業	1.0	2.1	1.6	3.2	3.6	3.5
87 廃棄物処理業	0.2	1.7	0.5	3.5	1.7	2.5
88 医療業	0.3	0.6	0.5	0.7	2.2	2.1
89 保健衛生	0.1	0.5	0.3	1.8	1.3	1.3
90 社会保険、社会福祉	0.5	0.7	0.6	3.2	2.1	2.2
91 教育	1.0	0.8	0.9	2.8	2.6	2.7
92 学術研究機関	0.0	0.4	0.1	1.1	1.9	1.7
93 宗教	4.2	7.9	5.6	18.9	16.3	17.0
94 政治・経済・文化団体	0.2	0.2	0.2	2.1	0.8	1.1
95 その他のサービス業	0.1	0.8	0.4	1.0	1.8	1.5

働者とパートタイム労働者を併せた計の割合でみると、「衣服・その他の繊維製品製造業」は6.8%という高い未満率となっており、しかも女性の未満率が8.3%と高いことから、女性の未満率の高さが産業全体の高未満率に繋がっていることがわかる。また、パートタイム労働者における未満率をみると、13.5%と非常に高い未満率となっており、しかも女性（13.4%）だけでなく男性（15.9%）の未満率が非常に高い。パートタイム労働者の女性を中心として未満率が高い産業が多く、職別工事業、石炭・亜鉛鋳業、輸送用機械器具製造業では、女性パートタイム労働者の未満率が10%を超えている。

続いて、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業についてみていく。電気業における女性パートタイム労働者の未満率は、高い値となっている。このほかの産業では、鉄道業と道路旅客業でパートタイム労働者の最低賃金未満率が高くなっている。鉄道業の場合には、女性の未満率の高さがパートタイム労働者全体の未満率を引き上げており、道路旅客運送業の場合には、男性の未満率の高さがパートタイム労働者全体の未満率を引き上げている。また、保険業の場合には、男性パートタイム労働者の未満率が1割を超えている（11.0%）。最後に、サービス業について結果をみていく。サービス業の中では、宗教が総じて最低賃金未満率が高くなっている。一般労働者とパートタイム労働者を合わせた計でみると、女性の未満率が7.9%と高いことから、男女計の未満率も5.6%と5%を超えている。

また、パートタイム労働者についてみると、男性の未満率が**18.9%**、女性の未満率が**16.3%**とかなり高くなっており、パートタイム労働者全体で未満率が**17.0%**となっている。宗教以外では、自動車整備業で女性の未満率が高くなっている。特に、パートタイム労働者の女性の場合には、最低賃金未満率が**9.5%**と高率となっている。

ところで、パートタイム労働者の地域別最低賃金未満率の割合が相対的に高かった「衣服・その他の繊維製品製造業」、「電気業」、「宗教」のパートタイム労働者の賃金分布を簡単にみておくことにする。図 3-99～図 3-101 は、上記中分類産業のパートタイム労働者の賃金分布を図示している。既に記したように、図に示している賃金は、所定内給与額から通勤手当、精皆勤手当、家族手当を引き、所定内労働時間で除した額である。

「衣服・その他の繊維製品製造業」の場合、平均**729.5**円を中心としてかなり散らばりの少ない稠密な分布となっている。標準偏差が**173.8**円で、他の**2**産業に比べてかなり平均に寄っていることがわかる。**400**円台、**500**円台の対象者も多く観察されている。表 3-7 をみると、「衣服・その他の繊維製品製造業」の場合、地域別最低賃金額×**1.05%**未満の雇用者がパートタイム労働者全体の**38.4%**、同様に地域別最低賃金額×**1.1%**未満の割合が**58.3%**、地域別最低賃金額×**1.15%**未満の割合が**73.5%**となっており、地域別最低賃金額からそれほど離れていない賃金額に多くの雇用者が集中していることがわかる。地域別最低賃金額の近辺雇用者に対するスピルオーバー効果を含めて、地域別最低賃金額の引上げが多くのパートタイム労働者に影響を与えることが予想される。

「電気業」、「宗教」の場合、「衣服・その他の繊維製品製造業」に比べて、平均賃金額が高く、標準偏差もともに大きな賃金分布となっている。「電気業」では、**500**円近辺の度数がかなり高くなっており、この層が最低賃金未満率を高く引き上げている。「宗教」の場合にも、**400**円未満～**600**円にかけて多くの雇用者が存在しており、この層が最低賃金未満率を引き上げる原因となっている。表 3-7 をみると、低賃金層に「衣服・その他の繊維製品製造業」ほど雇用者が集中しているわけではないけれども、少なからぬ雇用者が張り付いていることがわかる。

図 3-99 衣服・その他の繊維製品製造業賃金分布（パートタイム労働者）

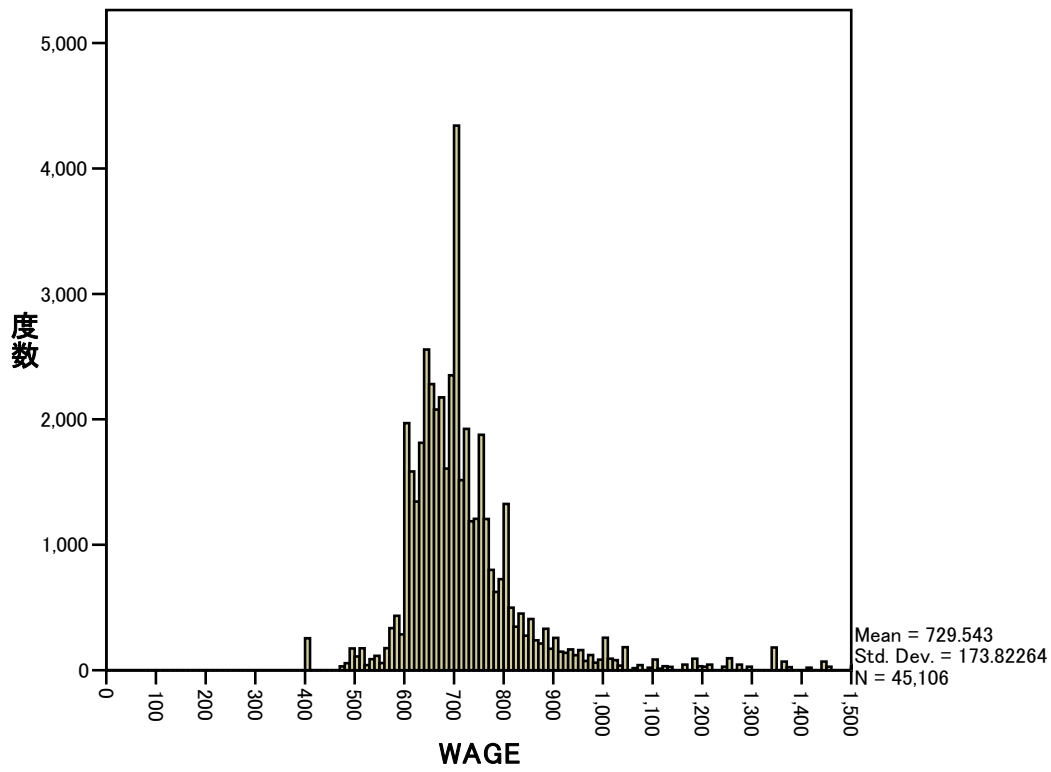


図 3-100 電気業賃金分布（パートタイム労働者）

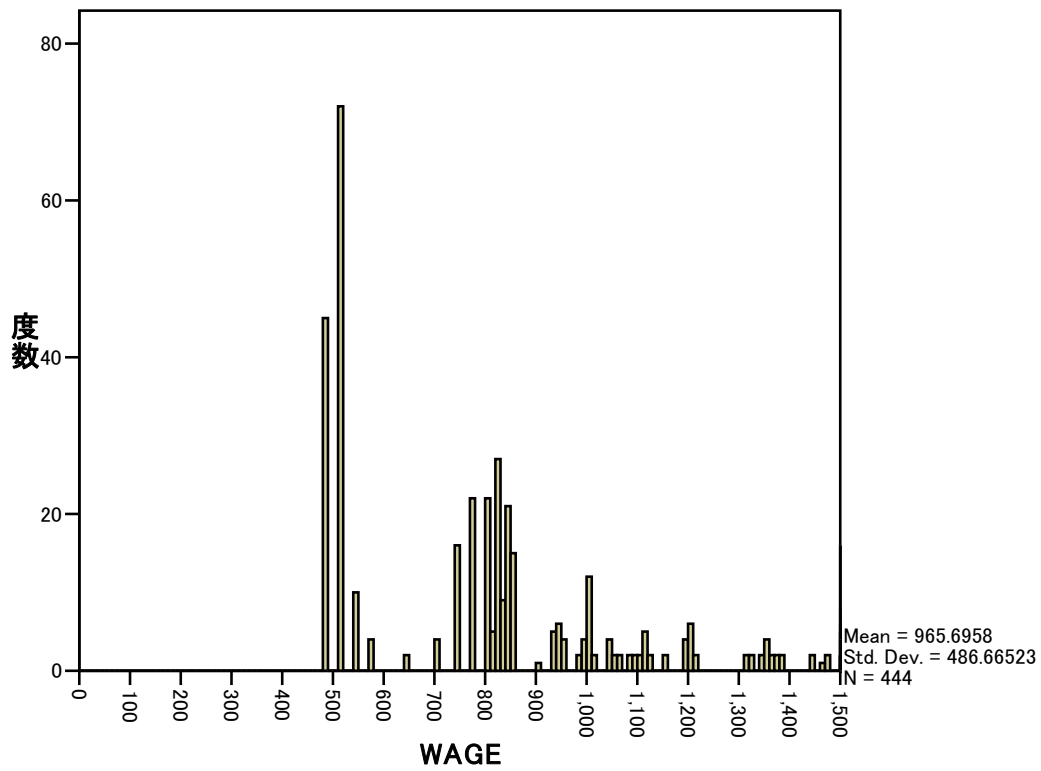


図 3-101 宗教賃金分布 (パートタイム労働者)

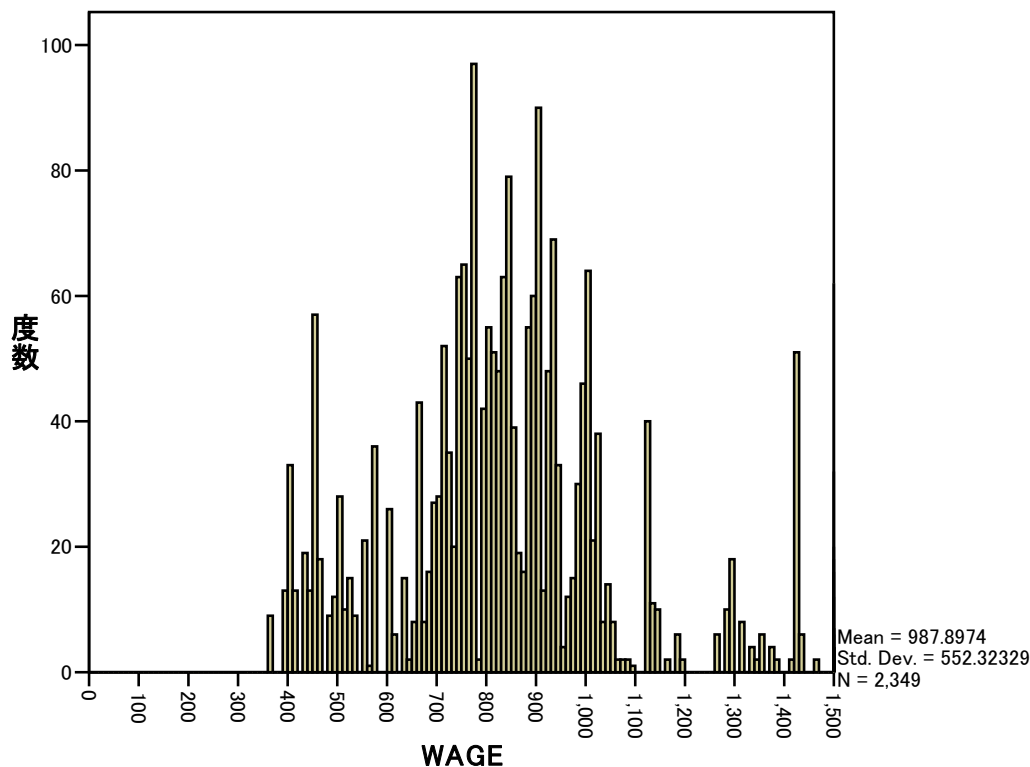


表 3-7 特定産業の低賃金労働者割合

	復元後の 全体の人数	地域別最低賃金額未満		地域別最賃額×105%未満	
		労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)
衣服・その他の製造業	45,106	6,083	13.5	17,301	38.4
電気業	444	131	29.5	133	30.0
宗教	2,349	400	17.0	451	19.2
	復元後の 全体の人数	地域別最賃額×110%未満		地域別最賃額×115%未満	
		労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)
衣服・その他の製造業	45,106	26,299	58.3	33,148	73.5
電気業	444	133	30.0	143	32.2
宗教	2,349	552	23.5	764	32.5

### (3) 地域別最低賃金未満雇用者に関する計量的分析

これまでみてきた地域別最低賃金未満者の特性をより明確にするために、ロジット回帰分析を用いて分析を行う。こうした計量分析を行う意図は、以下の点にある。例えば、産業分類で地域別最低賃金未満者の特性をみた場合に、「卸売・小売業,飲食店」では他の産業に比べて最低賃金未満者の割合が高かったけれども、「卸売・小売業,飲食店」では女性雇用者の割合が高いことから、「卸売・小売業,飲食店」で最低賃金未満者の割合が高いという結果は、最低賃金未満者が相対的に多い女性従業員の割合を反映した結果であるかもしれない。純粹

な「卸売・小売業,飲食店」の産業効果をみるためには、女性雇用者の割合であるとか企業規模その他の要因をコントロールした上での効果をみなければならない。そのために、計量分析を行うのである。

具体的には、以下のロジット・モデルを推計することによって、地域別最低賃金未満者に対する影響を検討する。

$$\text{Logit}P(X)=\alpha+\beta X+\varepsilon\cdots(3-1)$$

従属変数は地域別最低賃金未満となる確率であり、 $\alpha$ は定数項、 $X$ は説明変数、 $\beta$ は係数、 $\varepsilon$ は誤差項を示している。説明変数 $X$ としては、以下の変数を用いる。

女性ダミー	SEX : 女性の場合、SEX=1 (ベースは男性)
年齢	AGE
勤続年数	TENURE
学歴ダミー変数	CHUSOTSU : 中学卒の場合、CHUSOTSU=1 TANDAI : 短大・高専卒の場合、TANDAI=1 DAISOTSU : 大卒の場合、DAISOTSU=1 (ベースは高卒)
パートダミー変数	PART : パートタイム労働者の場合、PART=1 (ベースは一般労働者)
企業規模ダミー変数	FS1 : 企業規模 5~9 人の場合、FS1=1 FS2 : 企業規模 10~29 人の場合、FS2=1 FS3 : 企業規模 30~99 人の場合、FS3=1 FS4 : 企業規模 1000 人以上の場合、FS4=1 (ベースは企業規模 100~999 人)
産業ダミー変数	KOGYO : 鉱業の場合、KOGYO=1 KEN : 建設業の場合、KEN=1 GAS : 電気・ガス・熱供給・水道業の場合、GAS=1 UNYU : 運輸・通信業の場合、UNYU=1 RETAIL : 卸売・小売業、飲食店の場合、RETAIL=1 KINYU : 金融・保険業の場合、KINYU=1 HUDO : 不動産業の場合、HUDO=1 SAB : サービス業の場合、SAB=1

上に掲げた変数のうち、年齢については、本来であれば年齢ダミー変数を用いて分析を行

うことが望ましい。既にみたように、10～19歳の若年層と60歳以上の高齢層で地域別最低賃金未満率が高かったために、「10代ダミー変数」、「60歳以上ダミー変数」のような年齢ダミー変数を用いることにより、それぞれの年齢階層における影響を把握することが望ましいのである。しかしながら、年齢ダミー変数を用いた分析では、産業ダミー変数が影響を受け、それぞれの産業ダミー変数が定数として扱われ、モデルの分析から除外されるという結果となってしまうため、ここでは次善策として年齢をそのままの形でモデルに導入する。産業分類についても産業中分類の産業カテゴリーを用いて分析を行うことが望ましいが、メモリーの関係で、産業中分類を用いて分析することができなかつたため、産業大分類により分析を行う。また、推計に当たっては、復元倍率を掛けて計測を行っている。

表3-8は、記述統計量である。

以下、ロジット回帰分析の結果をみていくことにする。Walt値、有意確率の欄をみてわかるように、どの説明変数も1%水準で統計的に有意であり、地域最賃未満率に正もしくは負の影響を及ぼしていることがわかる。

表3-8 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
SEX	27525813	0	1	0.3864	0.4869
AGE	27525813	15	79	40.2948	12.6810
TENURE	27525813	0	65	10.4112	10.0874
CHUSOTSU	27525813	0	1	0.0658	0.2479
TANDAI	27525813	0	1	0.1322	0.3387
DAIGAKU	27525813	0	1	0.2190	0.4135
PART	27525813	0	1	0.1745	0.3795
FS1	27525813	0	1	0.0550	0.2280
FS2	27525813	0	1	0.1432	0.3503
FS3	27525813	0	1	0.1825	0.3863
FS4	27525813	0	1	0.2831	0.4505
KOGYO	27525813	0	1	0.0010	0.0314
KEN	27525813	0	1	0.0775	0.2673
GAS	27525813	0	1	0.0084	0.0915
UNYU	27525813	0	1	0.0932	0.2908
RETAIL	27525813	0	1	0.2335	0.4230
KINYU	27525813	0	1	0.0380	0.1913
HUDO	27525813	0	1	0.0062	0.0783
SAB	27525813	0	1	0.2690	0.4435

まず、女性ダミー変数（「SEX」）の係数をみると、0.7022と正の値を取っていることがわかる。これは、女性の場合、男性に比べて最低賃金未満者となる可能性が高いことを示す結果である。同じように、年齢（「AGE」）の係数も正の値（0.0144）となっており、加齢とともに最低賃金未満者となる傾向があることが窺える。既に検討したように、10～19歳の若年層と60歳以上の高齢層で最低賃金未満率が高まる傾向にあり、併せて他の年齢階層については、年齢階層が高まるにつれ最低賃金未満者となる可能性が高まる傾向をみてきた。加齢

とともに未満率が高まるという推計結果は、若年層の全年齢階層に占める比率が小さいということもあり、若年層の結果を中高年齢層の結果が凌駕した結果であると考えられる。

勤続年数については、係数が負の符号（ $-0.0320$ ）となっており、勤続年数が長くなるほど、最低賃金未満者となる可能性が低くなることがわかる。学歴の影響をみると、中卒ダミー（「CHUSOTSU」）の係数は正の符号であり、短大・高専ダミー（「TANDAI」）、大卒ダミー（「DAIGAKU」）の係数は負の符号であることから、中卒の場合は高卒に比べて最低賃金未満者となる確率が高まり、短大・高専卒、大卒の場合には反対に高卒に比べて最低賃金未満者となる確率が低くなることが明らかである。また、限界効果（ $\partial P/\partial X$ ）の値をみると、短大・高専卒の絶対値よりも大卒の絶対値の方が大きいことから、大卒の方が短大・高専卒に比べて最低賃金未満者となる可能性が低いことが窺える。

企業規模についてみると、FS1（「5～9人」）、FS2（「10～29人」）、FS3（「30～99人」）の係数の符号は正であり、FS4（「1,000人以上」）の係数の符号は負となっている。企業規模100～999人と比べて、それよりも規模の小さな企業では最低賃金未満者となる確率が高まり、それよりも規模の大きな1,000人以上企業では最低賃金未満者となる確率が低くなることがわかる。また、限界効果（ $\partial P/\partial X$ ）の値をみると、FS1（「5～9人」）の場合0.0186、FS2（「10～29人」）の場合0.0087、FS3（「30～99人」）の場合0.0029と企業規模が小さいほど限界効果の値が大きくなっていることから、企業規模が小さいほど最低賃金未満者となる期待確率が高まることがわかる。さらに、限界効果の絶対値をそれぞれの変数について比較すると、FS1の値が最も大きいことに気づく。これは、表に掲示されている他の変数に比べて、5～9人規模という小規模企業で働くことによって、最低賃金未満者となる期待確率が最も高くなることを示す結果である。

ここまでの結果は、表3-5の結果から同じように観察されるものであるが、産業分類の結果は、多少意味合いが異なっている。ベースとなる製造業と比較すると、金融・保険業（「KINYU」）や運輸・通信業（「UNYU」）で係数の値が正となっており、その他の産業で負の値となっている。企業規模や従業員の年齢、勤続年数、女性労働者の割合などをコントロールした純粋な産業効果でみると、金融業や運輸・通信業では製造業よりも最低賃金未満者となる期待確率が高くなる傾向があることがわかる。金融業の場合、限界効果が運輸・通信業よりも大きいことから、産業大分類の産業の中で、最低賃金未満者となる期待確率が最も高い産業であることになる。限界効果の値をもとにすると、最低賃金未満率が高くなる産業は以下のとおりである。

- ①金融・保険業
- ②運輸・通信業
- ③製造業
- ④卸売・小売業、飲食店
- ⑤サービス業
- ⑥不動産業
- ⑦建設業
- ⑧電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑨鉱業



表 3 - 9 ロジット・モデルの推計結果

	$\beta$	標準誤差	Wald	有意確率	$\partial P / \partial X$
SEX	0.7022	0.0047	22346.0704	0	0.0041
AGE	0.0144	0.0002	8547.1380	0	0.0001
TENURE	-0.0320	0.0003	13227.6945	0	-0.0002
CHUSOTSU	0.5900	0.0069	7258.5867	0	0.0055
TANDAI	-0.6343	0.0087	5345.0257	0	-0.0032
DAIGAKU	-1.0295	0.0100	10524.7281	0	-0.0044
PART	0.8288	0.0050	27016.2924	0	0.0059
FS1	1.7406	0.0062	78567.8490	0	0.0186
FS2	1.1589	0.0056	43134.9759	0	0.0087
FS3	0.5378	0.0060	8012.4445	0	0.0029
FS4	-0.3161	0.0070	2038.2901	0	-0.0011
KOGYO	-1.2972	0.0942	189.8141	3.49072E-43	-0.0043
KEN	-0.8129	0.0100	6619.2601	0	-0.0033
GAS	-1.1197	0.0701	254.7684	2.37099E-57	-0.0040
UNYU	0.4925	0.0071	4818.2710	0	0.0037
RETAIL	-0.1893	0.0053	1296.0965	7.9707E-284	-0.0010
KINYU	0.9762	0.0110	7903.2949	0	0.0096
HUDO	-0.4141	0.0290	204.2274	2.49669E-46	-0.0020
SAB	-0.2765	0.0054	2630.2367	0	-0.0014
定数	-5.7841	0.0089	427074.4546	0	